

グローバル

第3号

第一部 座談会 生涯教育の場としての大学院教育

第二部 修士論文要旨

第三部 書評と研究



フェリス女学院大学大学院国際交流研究科

『グローバル』第三号の発刊にあたって

フェリス女学院大学大学院国際交流研究科は、今年3月、最初の前期課程修了者8名をだすことができました。国際交流研究科設置後3年目をむかえた今年は、後期課程に2名、前期課程に13名、研究生2名が学んでおり、国際交流研究科は順調に進展しているといえます。この『グローバル』の第三号には、この3年間の研究科の歩みが反映されています。

第Ⅰ部の「座談会」は、昨年12月14日に7号館の教室で開催された「生涯教育の場としての大学院教育」と題するパネルディスカッションを記録したものです。本大学院には、社会人として仕事をもちながら大学院で学びたい人のために、関内のYMCAにサテライト教室を開設しており、この夜間と土曜日を利用して数人の院生と科目等履修生が学んでいます。この座談会はそうした社会人の院生がどのような動機で大学院に入ったのか、院生としてなにを学んでいるかなどについて大変興味のある話をしてくれています。当日は、本学のオープンカレッジ登録者を中心に生涯教育に関心のある30人近い方が出席されました。参加者のなかには本年度、科目等履修生となった方もおられます。

第Ⅱ部には、本研究科においてはじめて修士論文を提出した8人の院生の論文の要旨が掲載されています。国際交流研究科という新しいタイプの、しかも社会人、および社会人経験者が多い大学院で、どのような修士論文が提出されるかについては、私たち教員も大いに注目しておりましたが、論文要旨を読んでいただくと明らかなように、国際交流研究科にふさわしい多彩なテーマの論文がでそりました。なお論文の原本は大学図書館に保管されており、希望者は閲覧することができます。

第Ⅲ部の「書評と研究」は、昨年同様、夏休み前に開かれた院生の研究会での発表内容をまとめたものです。発表者は全員が前期課程の2年次生で、現在、それぞれこれらのテーマにもとづいて修士論文を作成しています。研究会と『グローバル』への執筆は院生の研究活動の進展と修士論文の作成に有益であり、今後もつづけていく予定です。

国際交流研究科では、本年度から秋季の入試をはじめ、10人の応募者がありました。そのなかには今回も社会人としての経験が豊かな受験生がふくまれています。山之内靖前研究科委員長が前号で述べているように、本研究科の生涯学習センターとしての性格は今後も強まっていくものと思われます。

2003年11月12日

大学院国際交流研究科長
高 村 直 助

目 次

第1部 座談会

生涯教育の場としての大学院教育1

出席者	司会	教授	山之内 靖
		教授	横山 正樹
		院生	伊藤 美幸
		院生	川添 慶一郎
		院生	木下 ひろみ
		院生	林 直理
		科目等履修生	本間 喜久子
		科目等履修生	山口 麻子

第2部 修士論文要旨

持続可能な労働のあり方とは ワークシェアリングを手がかりとする考察
木下 ひろみ19

平和学としての国際交流 グローバリゼーション時代における自治体国際化の意義と課題
林 直里22

脱「開発」コミュニケーションの平和学的考察
～フィリピンなどに見る新たな共同性の構築へ向けて～
平井 朗26

抗日戦争期における重慶の重工業建設 重工業都市形成への出発点
望月 有希子30

敗戦前後の日本窒素興南工場
安間 いずみ33

オーストラリアにおけるスコットランド系移民
オーストラリアの国民形成過程とスコティッシュ・アイデンティティの変容・同化
山口 智裕36

母乳のダイオキシン汚染対策に関する研究
乳児哺育法についての20～30歳代女性への意識調査を中心として
山本 真弥39

テレノベラとアルゼンチン社会
～90年代におけるアルゼンチンテレノベラの変化に見る社会背景とフィクションの関係～
渡辺 杏子42

第3部 書評と研究

ヘッジ・スクール (hedge school) をどう捉えるか アイルランド民衆教育への一考察
石垣里枝子45

消費主義という文化イデオロギー
市橋亮子55

女性に対する暴力について - DV, ストーカー加害者の特性から暴力根絶を考える
岩崎仁美63

日本の女性の地位向上における女性NGOの活動と国連 国連加盟前後を中心に
榎本春子82

グローバル化と日本の中小企業 ミクロ的視点の導入
堀場幸子91

第1部 座談会

生涯教育の場としての大学院教育

生涯教育の場としての大学院教育

出席者	司会	教授	山之内	靖
		教授	横山	正樹
		院生	伊藤	美幸
		院生	川添	慶一郎
		院生	木下	ひろみ
		院生	林	直理
		科目等履修生	本間	喜久子
		科目等履修生	山口	麻子

山之内教授 司会の役を担う山之内でございます。私どもの国際交流の大学院が発足をいたしました。いま2年目を終わろうとしているわけでありまして。そこで、新しい大学院の試みがどんなものであったのか、そしてまた、これからどういうふうにさらに充実させていかなければならないかということについて、「生涯教育の場としての大学院教育」をテーマとしてパネルディスカッションを開きたいと思っております。また皆さん方からもご意見を伺う機会を得たいと思ってお知らせをしたわけでありまして、私は、今日はたぶん5人ぐらいしかいらっしゃらないよと言っておりましたら（笑い）こんなにたくさんお見えになっていまして、私の予想は完全に外れました。教務課の方々の判断のほうが正しかったということがわかって、たいへんに喜んでおります。

まずパネルに参加してくださる方を紹介します。真ん中に座ってらっしゃるのが横山正樹教授でございます。「国際平和論」と「開発と地域社会」という二つの授業を大学院で担当していらっしゃいます。

それから伊藤美幸さん。この方は大学院ドクター後期課程の2年生でありまして、社会人としても、国連の世界食糧計画（WFP）で2年間活動なさった経験をお持ちであります。

それから川添慶一郎さん。この方は地方公務員として現にいまも活動中で、職場で働きながら大学院においでいただいております。

次は木下ひろみさん。木下さんも、社会人として会社で勤務されていましたが、やがて退職され、現在は大学院で勉強中です。今年、修士論文が出るはずであります。

院生としてはもう一人、林直理さん。この方も、現在は川崎市の国際交流協会勤務で勤務なさっております。

ほかに、科目等履修生という制度がございます。これは本格的な院生にならなくて、科目だけをいくつか取って授業に参加していただきます。時間ごとにお金を払って大学院の授業に出席するという制度であります。これにもちゃんと単位認定をいたしまして、単位認定証をお渡します。将来、私たちの大学院にお入りになりますと、すでにその単位は取ったものとして認定されます。どの大学院でもそういう単位認定はしておりますので、よその大学院に行かれまして、フェリスの単位をこれだけ取ったという証明書をお持ちになれば、たとえば修士論文執筆のために必要な30単位のうちすでに修了済みということで認定してくれると思っております。

そういう科目等履修生としておいでいただいている方に本間さんがいらっしゃいます。

それからもう1人、科目等履修生で山口さんがいらっしゃいます。

今日は、1人10分くらいずつの持ち時間でお話しをいただいて、最後にできれば10分くらい、皆様のご意見をうかがえる機会を持ちたいと思っております。その前に、どういう教育をうちの大学院は考えているかということについて、簡単に私からお話をさせていただきたいと思っております。

私どもの大学院で考えている教育の目標、それは、要するに、「知識とは何なんだろうか」ということを問うのだと、そう考えたいと思っております。

今日の日本の社会では、小学校から中学校、高校、大学、大学院と、多くの階段を登ってゆく長い教育の制度ができ上がっております。私の若いころには、ということは、日本の敗戦直後の1950年代には、ということですが、中卒ですぐ工場勤務という人がかなりのパーセンテージでいました。高校の進学率は43%で大学・短大進学率は10%（『大学問題フォーラム』No27、2002年4月10日発行）というような時代でありましたが、今日では、大学・短大進学率が高くなり、女性まで含めても48.6%（文部科学省『2002年度学校基本調査速報』）になっています。

そういうふうみんなが高等教育を受けるようになって、一面では幸せのようであります。しかし、実際どうなのでしょう。

このごろ新聞で読みますと、学校教育に若者たちのほうが意味を見出せないということについての危機感が、至るところで出ております。文部科学省はというと、どうもあまり危機感を抱いている様には見えません。例えば大学について見ますと、一流大学30校くらいを競争させて、そしてそこだけに大きな予算をつけて、あとは、切り捨てるぞと言わんばかりの政策を発表しています。私は、それは非常に残念なことと思っております。

日本の経済発展に直結するような大学にたくさん予算を付けるというようなことは、あるいはしかたがないことかもしれませんが、しかし、文部科学省という所では、「教育って何だろう」、「知識を高めるというのは何だろう」ということを考えてほしい。しかし、そういうメッセージがどうも伝わってこないですね。

私も国際交流学部の大学院は、小さいながら、「知識とは何だろう」という根本問題から考え直さないとどうもいけなくなった、そう考えて発足したのであります。いま、グローバル化が進行する中で、日本経済は80年代とは様変わりのたいへんに苦しい状況にあります。先が見えない 10年間の不況を経てなおかつますます株価が落ちていくという、こういう状況であります。

その中でいちばん問題なのは、不況を克服する短期の政策も大切でしょうが、何といたっても、次世代を担う若者たちに、「どういうふう生きていくか」を考えてもらうことだと思います。ところが、生きていく方向を考える場合の根本になる教育について、どうも理念が見えなくなってきている。専門知識人としてエリートになって、知的専門家としてリーダーシップを握るような人間を教育する。それが高等教育の課題だという発想が先立っているように思えます。この考え方は、必要なものではありませんけれども、それだけで教育というのは満たされるのかという根本問題が、どうも社会全体として抜け落ちてきているし、だいいち文部科学省というところがそういう問題について真剣に考えているのかどうか、メッセージが私達に届いてきません。

なんとか、そこのところを考えたいと思うんですが、最近、ある1冊の書物を読みまして大変に感銘を受けましたので、その話をしてみたいと思います。

ハンナ・アーレントという女性の政治哲学者が最晩年に行った講義の内容が、一冊の書物となっております。この書物の題名は『カント政治哲学の講義』（邦訳、1987年、法政大学出版局）です。御存知のように、カントは『批判』というタイトルをもつ3冊の書物『純粋理性批判』『実践理性批判』『判断力批判』を書きましたが、そのカントが最後に書いた『判断力批判』という書物を取り上げてハンナ・アーレントは、これを政治哲学の本だという読み方をしております。

『純粋理性批判』というのは、正しい知識は何だろうかということを問うた哲学書ですね。『実践理性批判』というのは、正しい倫理、道徳とは何だろうかということを問うた本だと言っていいでしょう。それに対して『判断力批判』というのは、美しいこと、醜いこと、好きであるとか嫌いであること、つまり感情の問題を主たる課題として取り上げております。ところで、感情の問題というのは非常に個人的であり、多様ですよ。これはなかなか国家によっても統制できないし、大学教育の中でも、個人的な感情の内容について「こうあるべきだ」なんてことは簡単には言えない。それだけに、学問的研究の対象にはなりにくい。いわばほっておかれている領域ですけど、このほっておかれている領域こそがい

ちばん大事なんじゃないかということ、最晩年のカントも、そしてまた200年くらい後のハンナ・アーレントもそう考えた。これはすごく重要なことが語られているなど、私は思いました。

今日私どもが教育の領域で、「どうもおかしいなあ」と思っている事柄の中心には、カントの最晩年の課題、また、ハンナ・アーレントが最後に取り上げた問題があるのではないのでしょうか。知識と言えば、すぐになにか専門的な知識が浮かび上がる。それは結局、正しい答えは何かというのがわかっていて、その公式がちゃんと記憶されているかとか、あるいは正しく \times がつけられるかとか、あるいは空欄に正しい答えが入られるかということ、つまり、そういうなんか条件反射的な単なる量的知識の積み上げだけを教育と考えるような風潮が社会に行き渡ってしまった。その結果、次の時代を担う若者たちに、「君たちはこう生きてほしいんだ」ということを、大人たちが言えなくなっているのではないのでしょうか。その問題を考えることこそ教育の根本であるだろう。「知識とは何だろうか」ということを問うとき、私たちのごく当り前の日常生活の中で、私たちが個人の趣味とか感情で判断している領域についてこそ、そこを場として、本当の意味で公共的なもの（パブリックなもの）が立ち現われてくる。教育というものの根本は、私たちの日常の会話の中から基礎づけられていくのではないか。このことに遡って知識について考えてゆかない限り、おそらく日本の立ち直りは難しいんじゃないか。こういうふう思っております。

私どもは、そういうつもりで大学院を発足させております。どうぞ皆様のご支援をお願いしたい。そしてまた、今日は、フェリスのキャンパスの周辺に住んでいらっしゃるコミュニティの方々に来ていただいていると思っておりますけれど、そういう意味で、トップの30大学に入らないかもしれませんけれど、私たちの大学はコミュニティを大事にしたいと考えております。コミュニティの中にさまざまな問題があるはずですから、私共の大学院では、コミュニティの生活を中心として、日常生活の中で起こっているさまざまな問題を一緒に考えていく。コミュニティのいわばシンクタンクになり、コミュニティの共通の問題を一緒に考える場所になっていきたいなあと、そう思っております。

長くなりましたが、これで私のご挨拶を終わりにして、以下司会役に徹して、お話しをお願いしたいと思います。

では、まず伊藤美幸さん、お願いいたします。

伊藤 おはようございます。高いところから失礼させていただきます。

国際交流研究科の博士後期課程、一般にドクターと言われているこの研究科で、1名、私のみなんですけれども、博士課程院生の伊藤と申します。

私、プログラムのほうにあったように、WFP（国際連合世界食糧計画）というところで、インターンとして2年間、そしてその後コンサルタントとして1年間、働きながら通ってきたという経歴がありまして、修士の2年間と博士の1年間をそこで勉強しながら働かせていただきました。

それが可能になったのは、ひとえにこの大学院が、関内にあるYMCAにサテライト教室を設けていただいて、夜間と土曜日の授業ができたということなんですね。そこで夜、授業を取れて、土曜日にまた指導を受けることができたので、働きながら授業を受け、単位を修めて修士。その当時は地域文化専攻ということで、この国際交流の前身にあたる研究科だったんですけれども、そこを出ることができました。

WFPでも、いま私が研究している食糧問題。WFPというのは、国連の食糧援助をしている団体です。その私の研究の食糧問題とリンクした形で、働きつつ、勉強しつつ知識を深めることができました。また実際にフィールド等に出ていくことで飢餓の実態などについて、どちらにも役立つような学びの場ができたと思うんですけれども。

そのことは、今日はそれほど触れませんが、あとの方たちが、おそらく働きつつ勉強されるということについてはたくさんお話しになると思うので、私は、主にこの大学の院生に対するさまざまなサービスといいますが、いろんな機会についてお話ししたいと思います。

皆さん、入ってきてすぐ通られたところにあるんですけれども、図書館がありまして、そこで一度に30冊の本が借りられるんですね。30冊というのはかなり、ほかの大学から比べても多いんです。これは学部でも、それから科目等履修生でも、それからオープン・カレッジの方でも、すべて同じということで、それはすばらしい制度だと思うんですけれども、とくに院生の方たちは3週間借りることができます。

公共の図書館と違うのは、たとえば海外の中国ですとか韓国ですとか、むしろ英語もスペイン語も、そのほかのさまざまな言語の海外の雑誌が届きまして、これを読むことができるというだけでも非常にメリットがあると思うんですけれども、それ以外にたくさん本を、ほかの日本全国の大学の図書館からフェリスの図書館に送ってもらってこれを読むことができるというように、日本中の大学間でのネットワークも充実していると思います。

それから、さまざまな本ですとか論文ですとか新聞記事などをコピーすることがコピーカードでできるんですけれども、これも1年間に1,000枚、博士前期課程でしたら2年間で終わるとして2,000枚ということになります。このコピーカードは入学した最初の4月の時点で渡されております。

私が入ったのは、この大学院自体ができたばかりで、なかなかそのシステムが追いつかなくてコピーカードも5月になって渡されたんですけど、今は4月の時点でそれが皆さんのお手元に届いて、勉強し始めるにあたってすぐにコピーをさまざまに活用できるようになっています。

それから、インターネットのアカウントというのも、大学院生1人に1つずついただくことができます。これも、たとえば図書館内ですとか学内のLANにつなぐことによって自分のインターネットのメールをチェックすることができる。これは、家からでもアクセスできますし、海外に出ていることも見ることができます。

それから、これは博士の後期課程になってからなんですけれども、ティーチング・アシスタント(TA)というシステムがあります。これは大学の授業の際に先生の補佐をするということで授業のノウハウを勉強していく制度です。院生の身分のまま教育者として体験を積むことができます。あるいは授業をバックアップする形で作業にあたることで、アルバイトじゃないんですけれども、一応少しお金が出ます。

それから、これもまたお金の面になってしまうんですけれども、学会ですとか研究会などで日本ですとか海外に出かけていった際に、交通費や宿泊費を一部負担していただける。これは上限があったと思うんですけれども、半分を負担していただけるということがあります。私も、今年の9月に九州に研究会で行ったんですけれども、そのときの飛行機代等を負担していただいて助かったということがあります。

それからまた、フェリスが用意している奨学金制度というのもありまして、これはけっこう大学院生の中で活用している方が多いと思うんですけれども、そういうふうに一時的な奨学金の制度等を使って学費もかなり優遇されるということがあります。

まだまだ学費というのはけっこうたいへんなもので、私も、働いていたときの収入がないとやっていけなかったと思うんですけれども、大学としても、このようなシステムを設けてできるだけ学生たちが勉強しやすいような環境を整えてくださっているということがあります。

私はいま2年生で、来年博士論文を書かなければならないという状態でとてもたいへんなんですけれども、こういうTAですとか研究会への交通費の援助などによって、充実した大学院生活を送っております。

山之内 ありがとうございます。それでは次に川添さん、お願いいたします。

川添 川添慶一郎と申します。現在、博士前期課程つまり修士課程の2年で勉強しております。

私は、市役所で働いておりまして、もう十数年働いているんですけれども、ちょうど2年前、新聞に掲載しまして、フェリスの大学院が関内にあるということで、その内容が国際交流ということだったん

です。私、市役所で働いている間に、市役所のほうから派遣ということで青年海外協力隊に行かせていただきまして、2年間、インドネシアのほうで活動をさせていただきました。その関係で、これは面白い大学院かも知れないと思ったのです。

初め、国際交流研究科というところだというふうにお聞きしたんで、国際交流のいろいろな勉強ができるのかなと思ったことと、あと関内ということで、職場が近いものですから、夜、仕事が終わってから参加できるということで入学いたしました。

実際にその中で、いろんな先生がいらっしゃいます。社会科学系の先生が多いんですが、「国際」という名前がついた授業がかなり沢山開かれています。また、国際だけではなく、それ以外に歴史学関係の先生方も多いのが特徴かと思われまます。

私も、初め「国際」って名前がついていて、ちょっとそういった方向のことも研究しようかなと思ったんですが、しかし、実際にいま仕事としてケースワーカーの相談員の仕事をしておりまして、だんだん、そっちの方に傾いてゆきました。仕事の中で接したのものとしてセルフヘルプグループというのがありますが、たとえば同じ病気を抱えた人同士がお互いに支え合うグループなんですね。そういったグループの活動を間近に見ておりまして、そういったグループのことを勉強したいなというふうに思っています。

そういうグループについては、文章化された研究書として出てくるというのはまだまだ数が少ないんですが、そこをなんとか自分がかかわっているものを少しずつ少しずつ蓄積して行って、それをなんとかまとめていきたいなというのがいま思っているところです。

それには、もちろん文献から勉強することも必要なんですが、実際にセルフヘルプグループに参加している本人たちからの話を集めて、それをまとめるということをしていこうというふうにいま思っています。

あと、大学院に来て、フェリスは女学院大学ですから女性だけだったんですが、今回初めて男性が入ったということです。大学院のほうなんですが、私の同期で3名入りました。もちろん男性でもふつうに勉強できますので、とくに特別なことはないし、それが自然かなと思っております。

先ほど申しましたように、地域に根ざしたというところで仕事をしておりますが、たとえば私の場合、横浜の歴史ということで近現代史がどうなっているのかなということも調べなくてはならないのですが、自分が住んでいる地域のことで知らないことが多いんです。そういった近現代史も、今日いらっしゃっています高村先生やその他の方がいらっしゃいまして、勉強することができました。あと地域のもうちょっと広がりて言いますと、去年、フィリピンのほうから、ことしも来られたんですかね、シリマン大学という協力協定校がありまして、その先生とか学生の方と行き来があります。その方たちもいらっしゃって、ちょうど私の職場の近くに来られたときに一緒に訪問させていただいたりしました。

仕事しながら勉強するというのは、先ほど言われたように、実際に時間を取るのがとても難しいというのが現状です。単位そのものは、授業に出て、学期の前期・後期の終わりにレポートを書いて、それで取っていくんですが、それはあくまで単位なんで、最後に論文を書くというのが大変です。ほんとにこれは自分でかなり蓄積をして書かないと書けないものですから、ちょっといまその壁に当たっております。それはどうなるかということなんです。

あと、初めてできた大学院ということもありまして、先生方とか職員の方々が一緒に、どういうふうにしていったらいいかということをお互いに考えてくださるんで、そのへんは、もっとこういうふうにしたらというのをどんどん取り入れていただくという面で、大変よくできた大学院だと思えます。初めから決まった、「こういうところですよ」というのではなくて、もっと「こういうふうにしていったらどうですか」というような、中身をこれからつくっていきこうという雰囲気があって、そういったところもとてもいいなと思っております。

以上です。

山之内 どうもありがとうございました。それでは続いて木下ひろみさんにお願いいたします。

木下 おはようございます。いま修士課程の2年生の木下ひろみと申します。

私は、現在、ジェンダーをテーマとして研究している院生たちが集まるゼミに所属しております。私もいま修士論文を書いているところなんですけど、私の経験も含めて、ワークシェアリングをテーマに、就労を継続するためにはどういうことが必要なのかということを書いています。

私の同期というか、同じ2年生で同年代の女性もいるんですけども、その方もやはりテレワークという就労形態

これは、パソコンによるインターネットを利用して自宅で事務労働をする形態ですがこれを手掛かりに、子育て期の女性の就労に対する不安はどうやって軽減できるかということテーマに勉強しています。

私が大学に入る前は何をしていたかというと、ふつうの大学卒業後、プラントエンジニアリング会社に一般事務職として入社しました。その後約6年間働いた後に出産するのですが、その間、OL生活を普通に楽しみながらも、このままの仕事でいいのかなあって思ったりしながら、『女性の仕事100』みたいな雑誌を読んだりとか（笑い）。総合職に転換する試験もあるので、そのうち力がついたら受けてみようかなんて思っているうちに出産になりまして。

約10カ月休職した後に復職するんですが、とにかく復職するとき、まだ子どもが8カ月とかそのくらいでしたので、保育園に預けるときは、やっぱり最初すごく泣くんですね。それで、「こんなに泣く子を置いてくるんだから仕事を一生懸命しよう」なんて考えているうちに、約1カ月後に、やはり景気が悪いですので、一般事務職は全員子会社の人材派遣会社に転籍になりまして、契約社員として働くことになりました。

職場自体は変わらないので、それでもべつによかったんですけども、やはり契約社員となりますと、実際問題、今後何年働いても職域は広がらないし、賃金についても先が見えるなどというのがすごく現実として突きつけられまして。子育てと会社の生活ってとても両立が厳しいので、子どもが小学生になるまでに自分で何か手に職をつけてどうにかこの状態を脱したいなんて思っているうちに、やはりまだ1歳ごろというのはすごく病気がちで休みが多かったりとか、なかなか小学生までなんて悠長に言ってもらえる状態ではなくなりまして、現実問題としていろいろ考えなくてはいけない局面にありました。

そんなときに、じゃあ実際どういう仕事に次はしようかと思ったときに、いろいろ探していたのですが、日本語教師というのはどうかなあというふうに考えまして、すぐにその学校に通うというのなかなか難しい状態だったので、ボランティアでできる養成講座というのをちょっととっかかりにやってみようって思って行ってみました。

そこでやっているうちに、もうちょっと、教える技術だけではなくて、視野を広げる、自分の中の引き出しを広げる必要があるなどというのをすごく感じていたところに、ちょうど朝日新聞でフェリスの国際交流研究科の1期生を募集するというのを発見したんですね。それで、1期生というのも楽しそうだし、新しいし、あと「国際交流」という名前ですごくやりたいことと近いものがあるかなあと思いました。

で、家と近いということが、社会人として勉強を続けるうえではすごく大事なことで、その面でもすごく合っていたので、ちょうどその会社を契約になるときにいったん退職する形になりましたので、退職金も入ってきて経済的にもすごくタイミングがよかったので、これはひとつ試験を受けて、もし受かったら辞めてしまえと考えました。2年間ぐらいならちょうどいい期間かなんて思いながら受けました。

そこで、運良く合格させていただいたので、4月に入学して、5月末に会社は退職して、院生になることにしました。

「生涯教育の場としての大学院教育」というテーマなんですけど、社会人教育というのは、イコール職業人教育ではないと思うんですね。もし特定の仕事に直結する資格が欲しいというのであれば、日本語教

師を養成する講座のある学校、予備校とか、私は日本語教師のほかに社会保険労務士なんてどうだろうなと思ったりしたこともあったんで、そのカタログを取り寄せたりとかもしたんですけど、そういうところに行けばいいんじゃないかという道もあるんですけども、そうではなくて大学院だったというのは、自分が関心あることをもっと深めていきたいという気持ちのほうが勝っていたのと、高い専門性を持った先生方が、私のやりたいことに対してサポートして下さるとというのが、すごく大学院生のメリットだと思うんですね。

会社にいたころというのは、上司の人が自分のやりたいことに対してサポートしてくれるということはほとんどあり得ないと思うんですが、大学院では先生方がいろいろ親身になってサポートして下さいます。それがすごく新鮮でした。

先ほど伊藤さんもおっしゃっていたんですが、院生ということでいろいろな特権というか、図書館もそうですし、ほかにいろんなメリットがあります。自分のしたいことに対してサポートしてくれる環境がすごく整っているので、そのへんが大学院に来るメリットじゃないかと思います。

あと、少人数で、場合によっては先生と1対1ということもありますので、能動的に、積極的に、ただ受けるだけじゃなくて、自分から学ぶということができるところがすごくメリットだと思います。このくらい年取ってきますと、自分のやりたいことだけやりたいというところがありますので、そのへんはすごく大学院はいいかと思います。

なぜフェリスだったかといいますと、先ほど申し上げましたように家が近いというのもあるんですが、会社員時代に、一般職という職がら、自分の意見よりも仕事を円滑に進める状態をつくるのが最優先にされてきましたので、それを何年も続けているうちに、自分がどうしたいかということを表に出す習慣がなくなってしまっていて、そういうことをもう一度大人として鍛え直したいなというところがあったんですね。そのためには、やはり女子大がいいと私は思ったんですね。私、女性です。

どうしてかといいますと、私は高校までは女子校にありまして、そのあと共学の大学に行ったんですが、やはり学生のうちでも、男性が表に立って女性がサポートに回るという役割がすでにでき上がっている部分がありますので、私が鍛え直したいと思ったことに対しては、共学ではちょっと合わないかなと思いましたので、そのへんでもフェリスという私の選択は間違っていないと思います。

また、ジェンダーの授業に力を入れているということがパンフレットにあって、女子大なのに男性も受け入れているという点がすごくおもしろいなと思いましたので、それもフェリスを選択した理由の1つになっています。

生涯学習の場としてフェリスが過ごしやすい場所になっていくために、1つ提案があります。社会人っていろいろな背景をもった方がいらして、年代もさまざまですので、私がここにいるという意味を考えると、1つ申し上げたいのは、学内に保育所があるといいなというのがあります。

というのは、30代の女性というのは、ちょうど仕事とか生き方の進路について重大な転機を迎えるということがあるかと思うんですけども、それと同時に子育て期にあることが多いですので、預け先がまず確保できていないと、勉強しようという気持ちも起こらないと思うんですね。ただ、既存の保育所というのは、申し込みとか、いっぱい待ってる児童がいるということで、学生になる時期とタイミングが合いませんので、学内の保育所があれば、そういった障害が低くなるのではないかなと思います。そういったことでフェリスを選択するという人もふえるんじゃないかなと考えます。

また、そういう子どもを連れて来ている人が普通に学内にいれば、いまは遠い将来のこととしてあまり考えられなくても、若い学生たちが人生のロールモデルを実際に見ることができると、そういった面でも生涯学習という側面があるんじゃないかなと思います。

また、学生以外、学校関係者以外に開放することで、フェリスが地域で生きていくということ、コミュニティの一部になるという役割も果たせるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

山之内 ありがとうございます。たいへんに貴重なご提案もいただいたように思います。フェリスの学部の学生で、すでに結婚してお子さんがいらっしゃるという学生については、あまり私も知らないんですけど、いるかもしれません。しかし、たぶんこれからはそういう人がふえてくるだろうと思わずよね。

ですけど、どうなんでしょう。保育所を、わりと少ない大学院生や学生のためだけにつくるというのは経費上難しいかもしれないんですが、幸いフェリスは駅の近くにありますが、ビジネスとして保育所をつくったらどうかなあというふうに思います（笑い）。狭いキャンパスですけど、保育施設、たいしたスペースは必要もないと思いますし、たぶん「保育のための補助アルバイト学生を求む」なんていったら、「やりたい」という女子学生がたくさんいそうで、この周辺でいちばん評判のいい保育所になるのは間違いないので、学長に提案してみます。（笑い）

いま木下さんのご報告が終わりました。それでは林直里さん、お願いします。

林 林直里と申します。よろしくお願いします。

私は社会人院生なんですけれども、入学してとてもよかったと思っています。いま2年目なんですけれども、2年間たって、入学した当初といまでは、もうたぶん見違えるほど賢くなったと思うし（笑い）まだまだなんですけれども、入ったときよりもいろんなことを知ったし、いろんなものの考え方、もの見方というのを学んだと思います。

あと、フェリスでよかったとすごく思っているのは 近いですとか、仕事を続けながら勉強できるとか、いろんな条件もいいんですけれども、フェリスの国際交流研究科の先生方が、私たちに伝えたい、教えたいと思っていることと、私が学びたいと思っていることがすごくぴったりしていることがあります。先生がおっしゃっていることに「そうだなあ」と共感できる。自分が学びたいと思っていたことと同じというか、そういう意味ですべて吸収できて、ここを選んでよかったと思っています。

アットホームというところも後ほどちょっとお話ししたいと思いますけれども、そういった面でも、私は大学時代は別のところなんですけど、大きな大学だったので、そこでは得ることのできなかった先生とのつながり、それから学生さんとの、同じ大学院生の同期とのつながり、それから学部の方とのつながりというのがすごくあって、「ああ、なんて温かい大学なんだろう」と最初思いました。

簡単に自己紹介させていただきます。

ここに入る経緯ですけれども、私はJICAの青年海外協力隊と並ぶプログラムで、「日系社会青年ボランティア」という中南米の日系社会に仕事に行くプログラムがあるんですが、それでメキシコで3年間日本語教師をしていました。国際的な学校で、日本人とかメキシコ人とかいろいろいる訳ですから、まさに国際交流の場なのですが、なかなか真の国際交流ができない。なんか取ってつけたような、無理やり教室に両方入れてというな感じで、どうしたらいいんだろうとすごく考えていました。

自分の中でそういう疑問点をずっと持ったまま帰国しました。帰国後、財団法人川崎市国際交流協会、これは川崎市の100%出資の外郭団体になりますけれども、その嘱託職員の仕事が見つかってそこに就職しました。今度は国内の国際交流の現場というところで働くことになったのですが、やはりここでも同じく、国際交流というのは非常に難しいと感じました。ただ外国人と仲良くしたい、仲良くしたい、そればかりが先行してしまって、外国人を引っ張ってきて無理やりパーティーするとか、そういう実情というのがじつはあります。で、「国際交流って何なの」というか、どうしたらいいんだろうというのを、メキシコにいたときよりもさらに強く感じるようになって、やはりもうちょっと何か考えなければいけないといったときに、フェリスの国際交流研究科の存在を知りましたので、入学するようになりました。で、先ほど申し上げたように、「ああ、入ってよかった」というのは、ほんと、実感してます。

1つ、アットホームというところから申しますと、1人1人の経験をすごく大事にしてくれたのが嬉しかったです。去年ですけれども、入学して早々、5月に、つまり2カ月たったばかりのときに、皆さんの手元の資料で『グローバル』というのがあると思うんですけれども、講演会のスピーカーをさせられ

ました(笑い)。させられたというか、そういうチャンスというのはなかなかないので、そういう機会を与えてくださったことにすごく感謝してるし、そういう機会を与えてくださるといって自分が、自分の経験を認めてくれたというか、たいへんありがたかったです。また、そのとき話したときに、学生さんも、やっぱり同じ自分の学内の 大学院とか学部とかの違いはあると思うんですけども、わりと同じところに立って話なので、皆さんもとてもよく聞いてくださったし、たいへんいい経験をさせてもらいました。

大学院生にもいろいろなバックグラウンドをお持ちの方がいらっしゃると思うんですけども、そういうものもどんどんうまく活用してくれる大学院だと思います。さらに、それを印刷物として出版してくれて、たいへんありがたく思っています。

私は、いま修士論文を書かなければいけないので追い詰められているんですけども、書くテーマとしては、自分の職業のこともありますし、やはり国際交流を掲げたものを選んでいきます。ですけど、私が考えているのは、国際交流というものが、言葉だけが先走りして、耳ざわりのとていい、「国際交流やったらカッコいい」とか、なんていうんでしょう、エリートステータスみたいなところもあったりする、その点を何とか問い直したいということです。ひとつの専門的とか、特別なカテゴリーとか、ある種のモノになってしまっているような気がして、そういったものとのらえ方をしている限り、真の、本当に求められている国際交流のアクションは起こせないのではないかなと思っていて、そういった視点で論文を書きたいと思っていますところなんです。

以上です。ありがとうございます。

山之内 どうもありがとうございました。

川添さんも、林さんも、第1期生で、しかも最初に入って1~2カ月ぐらいのところできなり講演会を催しまして、そこでお話いただきました。もう1人、今日はおいでになっていませんが、平井さんという、これはじつは映像の領域で社会経験を積んで、ディレクターとしていろいろお仕事もなさった方にも話をしてもらいました。平井さんは、スリランカとかエジプトにも出かけて行って、母子教育についての映像をつくって、それをエジプトの田舎に上映しに行ったりとか、そういう豊富な経験を持った方です。

この方も来てほしかったんですが、じつは大学のほうも彼を非常に便利な人として使っておりまして(笑い)。この間も大学のプロジェクトでフィリピンにまで行ってもらいました。で、修士論文が間に合わなくなりそうで、私も気の毒で、今日は彼を呼ぶことができませんでした。

そういう方々がおいでいただいて本当によかったと思っています。つまり、学部を出てすぐ大学院に来て、そしてそのまま論文を書くというのがこれまでの大学院のやり方でした。抽象的に書物の上での知識ばかり追ってきた、頭でっかちの先生方の片寄った習慣を受け継いだまま、そのまま大学院で勉強することになる。これはやっぱり問題があります。そこで大学院のプロジェクトを考えました時に、第一に、社会人として、あるいはお子さんを持った主婦として、社会生活を日常の中でなさった方が、そこで問題を見つけて大学院に来て何かしたいと、そういう場を作るべきだと考えました。それから、海外青年協力隊で出かけていったというような方に入ってきていただきたいと思っていたら、3人も最初の年に来てくださったのは本当に幸せでした。

すぐこの方々の講演会をするということで、それを『グローカル』の創刊号に載せましたけど、私はこの雑誌、なかなかいい出来になったと思っています。第2号もすでに発刊されまして、今日は皆さんにお配りいたしましたので、大いに活用して読んでいただければと思っています。

それでは、以上で院生の方々のパネルが終わりまして、続いて科目等履修生としておいで下さっている方の中から、お二人に話していただきたいと思います。

まず本間喜久子さんからお話をお願いします。

本間 本間喜久子と申します。

たぶん、前に座っている学生さんの中では、私いちばん年長ではないかと思うんですけども。まず自己紹介といたしましては、主婦ですね。大学を卒業したのは1970年ごろでして、学生時代に勉強したのは薬学でした。現在は、先ほど木下さんが子育て中とか保育園のお話がありましたけれども、私は大学を卒業しまして、そのあと大学の薬学部の研究室に勤めておりました。大学は仙台だったんですが、結婚して東京にすぐ1年後に来まして、ある私立大学の薬学部の研究室に、16~17年勤務しました。それで、子どもを産休あけから保育園に預けまして。息子が2人いまして、今は上は30で下が24歳くらいですね。ようやく子育てが終わったという、やれやれというそういう立場です。

現在、仕事としましては、生活の半分くらいは仕事もしております。フルタイムで働いたのは、30代のいちばん体力のある頃でした。40歳くらいにその大学を退職しまして、あとは非常勤講師としまして横浜の県立高校でも化学とか教えたことがありますし、現在まで続いていますのは東京のほうの栄養士さんの専門学校でやはり化学の教師をしています。そして、近くの、最近ふえました調剤薬局ですね、そういうところで週に1~2回アルバイトをしております。

こちらのフェリスに来ましたのは、先ほどの1科目だけの科目履修生に、まず学部のほうでさせていただいたんですね。それで1年間勉強しました。

そのきっかけといいますのは、この1冊の本なんです。山之内先生の著書の宣伝になってしまうんですけども、岩波新書から出ております『マックス・ヴェーバー入門』というのを、本屋さんでたまたま手に取ったんです。

私、1970年ごろの卒業といいますと、地方にある大学だったのですが、一応学園紛争みたいなものがあって、けっこうそういう問題を考える学生は当時多かったと思うんですけども、マルクス、レーニンとかエンゲルスとかは、1冊くらいずつは読んだものなんですけれども、マックス・ヴェーバーというのは、名前はずっと聞いていたんですが1冊も読んだことなかったんですね。それで最近、マックス・ヴェーバーの『職業として学問』っていちばん薄いのを本屋さんから買まして、それを読んで、なかなかほんとに共感したんです。それで、2冊目に読んだマックス・ヴェーバーの本がこちらの山之内先生の本だったんです。

それで、『入門』といってもとても難しい本だと思うんですけども、なぜか最後まで読んでしましました。最後を見ましたら、「フェリス女学院大学教授」って先生の紹介をしまして、「あ、まだ先生現役でなさっているんだ」ということを発見いたしました。それで早速大学のほうに聞きましたら、学部のほうでも授業を受けられるということでした。そこで早速先生のマックス・ヴェーバーの、秋からだったので「支配の社会学」を先に受講しまして、その後「宗教社会学」で1年間、ほとんど休まないで若い学生さんと一緒に講義を伺うことができました。

それで、それ1年間したときに、私、『マックス・ヴェーバー入門』の書評というかエッセイを書かせていただいたんです。そして、授業のときに先生が、ふと「ぼく、この本、一生懸命書いたので、どなたかこの書評を書いてくれるとうれしい」とおっしゃったんですね。それがちょっと耳に残っていたので、じゃあ私、時間もたっぷりありますし、書いてみようと思まして書いて、最後の授業のときに提出したら、思いがけなく先生からおはがきをいただきまして。夏だったんですけども、ほんとに大感激いたしました。

それで、おはがきいただいたからってわけじゃないんですけども、今度は大学院のほうの科目履修生という制度もあるということを知りまして、それで今度秋からは週1回の、YMCAのほうの夜の勉強会に出させていただいております。

私の年代は、それこそ日本の工業化の基礎の教育が行われた時代だと思うんですね。同級生の高校生を見ましても、もともとは文学青年のような人たちもほとんど工学部へ進学していきました。理系の学部が急増期だったと思うんです、そのころ。私もその1人だったんじゃないかと思うんです。

ところが、実際には私は本当は文学少女だったというところがありまして、その夢というのは、自分

の仕事とほんとに離れたことを勉強したかったんです、はっきり言いまして。ですから、その夢がいまかなえられたなという。ほんとにいろいろの本を読むきっかけを与えられて、いまは楽しく本を読んでいます。

ちょっと実践のほうが私弱いので、寝ころがって本を読んでいるのが最高の喜びなんです。2つの世界を 世界っていうとちょっとオーバーな感じもしますが、それを体験させていただいたという風に思っております。

以上です。

山之内 思いがけず私の本の宣伝もしていただきまして（笑い）ありがとうございました。

それでは、科目等履修生のもう1人、山口さんをお願いします。

山口 山口麻子です。よろしくお願ひいたします。私は、ごく普通の会社で経理を担当しております。

この大学院の科目等履修生になったきっかけは、会社と家を往復する毎日の中で、自分は職業人でもないし、家庭人でもないし、何なんだろうかというように考えているときに、たまたまフェリス女学院のほうで国際交流学部の大学院が夜に関内のほうで授業を開いているということを知りまして、そこに参加しております。科目等履修生は、自分のいまの生活に非常に無理なく続けられる身分です。また、フェリスの授業というのはとても刺激的で楽しいです。

科目等履修生になると、先ほど伊藤さんもおっしゃったような、大学院生のメリットというのがほとんど同じように受けることができます。ですから、図書館を使うこともできますし、関内にパソコンがありますので、そちらに院生の方がいればアクセスすることもできます。科目等履修生ですと、たとえばどこかの専門学校などで勉強する場合とかに比べても、非常にお値段もお安く受けられるというのがすごくいいと思います。

それから、いま私はフェリスが土曜日に開いている市民大学講座のほうにも参加してるんですけど、科目等履修生になるときに、どういう授業を取っていいのかというのがよくわからなかったんですけど、市民大学講座のほうに参加していて、フェリスの国際交流学部のいろいろな先生方の授業を聞くチャンスがあるので、そういう点では、何をやっていきたいのかということを考えるうえでとても参考になっています。

以上です。

山之内 どうもありがとうございました。

山口さんは一言もそのことは触れられなかったんですが、じつは山口さんは、私が前任校の東京外国語大学におりましたときに、私の演習に参加してくれた学生の1人であります。毎年のように年賀状も送ってくれまして、去年でしたか一昨年でしたか、「なんかこのごろ職業生活に鬱屈している」なんてことを書いていましたんで、「それじゃうちの大学院ができたから、ぜひおいでよ」と言いましたら、ほんとに来てくれました。それで、科目等履修生としての生活を始めたのですが、今年の前期に、ジェフコット先生という方の英語による日本社会論の授業に参加しました。オーストラリア国立大学のドクターになられた方で、中年をちょっと過ぎた方ですが、じつにいい先生が来てくださって、YMCAでの夜の講義を持ってくださったんですが、山口さんは、週2回の授業に2回とも出ておられた。

私はオーストラリアのジェフコット先生のそのまた先生であるテッサ・モリス・スズキさんは良く知っていましたので信頼していたんですけど、お二人ともじつにいい方ですね。オーストラリアの人っていい人多いですね（笑い）。日本のようにチマチマせこい国とは違ひまして、じつにおおらかな方が沢山いらっちゃって。また、とくにジェフコットさんはおおらかで、自由な発想の方でした。

研究テーマは何しているのと聞きましたら、ジェフコット先生は日本の研究をしております、天明の大飢饉の研究をしていると言いました。で、びっくりしましてですね。なんで海外の日本研究している人が天明の大飢饉という、ぼくらもあまり知らないし、興味を持たないものを勉強しているのかと思いました。

おつき合いしているうちにわかってきたんですけど、じつはアイルランド系なんです。アイルランド系の方ということが判って、私はすぐにピンと来ました。アイルランドには、19世紀の30～40年代に、ものすごい大飢饉があったんです。そのときにアイルランドの農業が壊滅的な打撃を受けました。ジャガイモの病気で。みんな食べられなくなってアメリカに渡った。じつは、ケネディ大統領のご先祖もそのころアメリカに移っているんですね。

そのアイリッシュ系だってことをおっしゃったんで、すぐに理由が判りました。だから日本のあの天明の大飢饉をやっている。つまり、彼女にとってみると、自分の国の歴史と重ねて日本のことを研究している。グローバリゼーションの時代の研究者というのは、確かに世界のいろんなところ、違った文化圏や歴史を持ったところを研究し始めるんですが、それはかつてのように先進国が自分の国をモデルにして「ついてこいよ」というような学問ではなくなってきた。世界中の人が、自分たちの身の回りで起こっているのと同じ問題を、こっちの国にもあるんだという形でとりあげ始めた。つまり、視線が水平になってきたと思います。

私が大学院で勉強したときは、いつでもモデルがあるんです。モデルの1つはニューディール改革を行ったアメリカでした。もう1つのモデルが共産主義によって労働者や農民を解放したと信じられていたソ連とか中国でした。しかし、上に立つ輝かしいモデルがあって、それを目指していこうという学問の時代は終わったと思います。私たちの身の回りで起こっていることはどこの国でも起こっている。同じ原因で起こっている。文化や歴史の違いで確かにその現われ方は多様ですが、しかし、世界の出来事のどれ一つをとってみても、これは立派なモデルだとか、これは非常に不出来なケースだといったようなランクの差はない。それを同じ目線で研究し始めたというのが、とくにグローバリゼーションを課題とするうちの大学院の新しさだと思います。そういう目線が同じになってきた時代の社会科学、それを私どもの大学院としては研究していきたい。

そして、目線が同じだということは、大学院で教える教師も、たとえば社会人として経験を持ってきた学生とは、ある意味では同じレベルだということです。つまり、教師の側は「体系の知」は持っていますけど経験はないんです。社会人のほうは、「体系の知」には欠けているけど経験はたっぷり持っているんです。このお互いの違いを、同じ目線で一緒に討議していったらどんな修士論文が書けるだろうか、それをお手伝いする。これが私たちの役目ではないかと思っております。

そこで最後に、そういう役目を担ってらっしゃる横山先生からお話をいただきたいと思います。

横山 横山と申します。こんにちは。教える立場からの発言ということで少し申し上げたいと思います。

専門の分野は「平和学」です。また「開発と環境問題」も担当していて、とくに第三世界、たとえばフィールドとしてはフィリピン、インドネシアとか太平洋諸島といった国々なんですけど、とくにフィリピンには、年に最低3回くらいは行っております。

平和学の視点からしますと、さまざまな問題、グローバル・イシューあるいは「地球的問題群」というふうに言われますけれども、実はそこには地域の、現場に即したいろいろな問題がございます。もちろんグローバルな問題と地域の問題という両者は非常に密接にかかわり合いがありまして、だからこそグローバリゼーションの時代なんです。こうした問題を取り上げて研究していくということを、人数が少ないのでゼミ形式で行っています。シラバス、つまり科目の説明をご覧になると、講義科目のように印象を持たれるかもしれませんが、実質はほとんどがゼミ形式で行われていて、私の授業の場合もだいたいゼミです。

そうした平和学、あるいはその平和学に基づく開発、環境問題といったことを基本に置きまして、さらに院生たちがそれぞれのテーマで研究します。例えば食糧問題は伊藤さんですし、自治体国際交流というのは林さんです。そのほかNGO、NPOの問題にかかわってる人たちもいます。それから先ほど話題に出た、テレビディレクターをやっていた映像作家の人もあります。こうした人たちが、それぞれの関

心をもつテーマについて、いわば平和学の応用問題というふうにもなりましょうか、そうした研究を深めて、そして各学期ごとに、短い 短いといっても人によってさまざまですが、小論文を書き、そして最終的には修士論文、あるいは博士論文という人もいます。そういうふうにもまとめていくというのが私の授業の中身です。

そうした場合に、今日は社会人の方々が対象ということですが 社会人の方々に期待しているということは、もうすでに司会の山之内先生からも言われていることです。社会人の方々には、やはり職場の経験、あるいは職場だけではなくて趣味であってもけっこうです、それからいろいろなNGOの活動などを通じた経験の蓄積があると思います。それから問題関心もさまざまに深められているはずで、そうした専門性というのをぜひ活かしていただくということなんです。これは、新規卒卒の入学者というか、ストレートに進んだ人たちにはない、きわめて有利な立場だろうと思います。

今日のお話でも、木下さんのワークシェアリングのテーマも、川添さんの場合のような行政の相談員というようなお立場とか、それぞれ職場の経験が本当に活かしているし、いわば現場を持つ強みが遺憾なく発揮されていると思います。

次に申し上げることはちょっと厳しいかもしれませんが。週に20時間くらい集中して研究の時間を取っていただきたい。いわば優先順位として、平均して週に20時間。これは、一日3時間平均でいきますと、 3×7 で21時間ですか。あるいは、自分は週5日制だというふうに思ってもらっちゃう方の場合には1日4時間になるやもしれませんし、逆に土日で稼ぐという方がおられてもいいわけです。だいたいひとつの目安ですけれども、週20時間くらいかけていただく。そういう優先順位を確保していただけると、教える側からしても手応えのあるいろんなリスポンスが返ってきて非常にいいと思っています。もちろん、忙しい時期とかそうでない時期とかいろいろありますから、その割り振りはさまざまとなりましょうけれども。通勤時間の長い方は、そういった往復の時間も算入して一生懸命本を読んでいただくとか、それはもちろん工夫次第だと思います。

週20時間というのは、52週、盆暮れ1週間ずつ抜くと一年で50週です。そうすると1,000時間なんですね。1,000時間というのはばかにできない時間です。たぶん、いろんな事業所で勤務されて、日本の平均の所定労働時間というのは2,000時間を切っているわけですがけれども、一時期、10年くらい前に、2,000時間を切れ切れということで、当時の総務庁なんかはうるさく言っていましたけれども、2,000時間に比べてもその半分ですね。

あるいは、もう少し広く考えると、1年間というのは9,000時間ほどあるんですね。人生80年と考えると、これは72万時間になります。72万時間のうちの1年間に1,000時間ですね。2年すると2,000時間になるわけですから、たいへんなように見えても、たいしたことはないということも含めて(笑い)ものは考えようというか なんか変な話になりましたけれども、たいへんなようでじつはそれほどでもないと考えられます。

それで、そうした経験を活かされたり、時間の優先順位を確保していただいたりするということで、フェリスに入っていただけるといろいろメリットがあるということはずでに話されたとおりです。

ところがですね、フェリスにはたいへん大きな弱点もあります。いいことばかり言うとか誇大宣伝のようになりますので。実際にやはり大きな大学の大学院と比べると、切磋琢磨の機会は少ないとぼくは思っています。要するに院生の人数が少ないし、それから研究科の数だって少ないし あんまり言うなって、山之内先生が渋い顔をしてらっしゃいますけれども。そうしたことは、でも補えます。

学外の、いろんな学会とか研究会であるとか、あるいは講演会などで研究発表や討論の場というのをどんどん確保していけばいいわけです。そうした院生としての開かれた研究の場、言いかえれば、いろんな専門性の重なる人たちと、他流試合を含めていろいろやっていくというのはたいへん大事なことだと思っています。院のゼミ生たちにそれを非常に強力で働きかけて私はこれまで来ております。

じつは一昨日も、町田市の教育委員会がやっている連続講演会で、3人の院生の方に小講演をしてい

ただいたというようなこともありました。いろいろなところでそういう機会が設けられています。

それから、研究活動は多くの人たちのネットワークでいま進められています。そうしたネットワークに積極的に参加していくということの大事さも強調しておきたいと思います。そのネットワークは、研究会の中の仲間たちだけではなくて、研究会の間にも、メーリングリストとか、Eメールのやりとりとか、ホームページをつくってさまざまな形での研究交流がとって大事なことにいまなってきました。そうした活動にも参加していただくということで切磋琢磨の部分は十分にカバーできていると思っています。

ただし、意識的にやらないといけないということが大事です。

院生たちは、良く「何々先生のところで何々を勉強しています」というふうに自己紹介しています。科目等履修生の場合でもそれは言い得ると思いますが、それはそういう場に出るときの、一種のパスポートになります。つまり、「あなた、何ですか」というときに、説明できないよりはそういうことを言うほうがはるかに説明しやすいというか、受け入れられやすいということです。しかし、本当はそんな狭い根性の研究会じゃいけないとぼくは思うんです。どなたでも入っていいんです。でも、やはり説明しやすいというのはすごく大きなメリットだろうと思います。

その他にも、いろんな機会の提供を心がけていますが、その1つとして、今年の6月には、そうした研究会の成果として『環境を平和学する！』（法律文化社）という本を 普通の市販の本ですけれども出版することができました。そうしたことが、これからもできるだけ研究会などの成果として生まれてくるようにと、いろんな方々に働きかけているところです。

反対に、小規模だということの長所ももちろんあります。先生たちもたいへん熱心ですから、手厚い指導が実現していると思います。

じつは私、非常勤講師として早稲田大学の大学院、アジア太平洋研究科という大規模な大学院研究科で教えたことがあります。3年前なんです、当時500人以上院生がいたのでびっくりしました。大学院の授業といっても、1つに70人とか、まさに講義しか成立しないんですが、そういうような大学院もあります。

いま立教大学の大学院でも教えている最中です。そこは早稲田に比べれば小規模ではありますが、それでも先生たちとの交流という面ではフェリスに比べると薄いという感じがします。

早い話が、そういう大きいところでは、多くの先生たちに自分の名前と顔を一致して覚えてもらっているという感覚がありません。何年も顔を合わせている先生は別としても。

ところが、フェリスでは、院生だけでなく科目等履修生の人たちを含めて、それが実現していると思います。院生たちはむしろ“学内有名人”になっているのではないのでしょうか。ふだん関内で勉強しているにもかかわらず、いろんな折に、緑園キャンパスの図書館へ行ったり情報システムセンターに行ったり、あるいは事務の窓口に出たりいろいろな機会があります。そういった中で、男子の3名の学生が有名人なのは言うまでもありませんけれど（笑い）かなりの院生というのは、あるいは科目等履修生の方も、けっこう知られた存在としてキャンパスに受け入れられている。これはほかの大学ではめったにないことだと思っています。そういったことが、皆さんからすると温かさを感じる。温かく受け入れられているという、そういう印象につながっているんじゃないかというふうに思っています。

お見受けすると、会場にはご年配の方もおられるようです。いろんな方々がこうした勉強の場、大学院というものに接して、それぞれの課題に取り組むときはたいへんですけれども、そのたいへんさを含めて、張りを持って楽しく生きてくださることが、人生のうえで本当に大事ではないかと思えます。

近ごろよくいろんな健康雑誌なんかでも出ていますけれども、そうした張りを持って生きると体の免疫力を高めるということで絶大な効果があると知られていますね。体調を壊して病院に入院するよりも、大学院という「院」にですね（笑い）そういう入院をされてみたらいかかと思えます（笑い）

科目等履修生というのはもしかすると通院にあたり、大学院に入学してしまうというのは入院かもし

れません。2年後めでたく退院というのを迎えるわけですが、この落ちをもって話を終わらせていただきます。(拍手)

山之内 どうもたいへん盛り上がった締めくくりをしていただきまして、横山先生ありがとうございました。

ちなみに、横山先生のところは、私どもの大学院でも最も関心を集めている授業科目です。平和学とかフィリピンとかアジアの開発問題などをなさっていますから、たくさん院生が集まっていて、最も熱心に研究が行われている、そういう教室だと思っております。

以上でパネラーの話は終わりました。皆さんに、総合的に見て、フェリスの国際交流研究科の大学院というのはどういう場所であるかというイメージはお持ちいただけだと思うんですが、そこにぜひこれからも通院であれ入院であれお願いしたいのでありますけれど(笑い) そのための予備知識について、あるいはご要望について、何でもけっこうですから、手を挙げてご質問をなさってください。いかがでしょうか。どうぞご遠慮なく、どんなことでもけっこうです。

会場A 『グローバル』という、この本はフェリスの国際交流研究科で発行されているのですね。

じつは、これ拝見しまして、私らの年代は、過去にあった支配主義、いわゆる中日戦争というようなものをどうしても切り離して考えられないですね。これを拝見しまして、日本の中国支配について書評を載せておられるんですが、こういうものを載せておられる『グローバル』というこの本を、できれば毎月(笑い)だしていただきたい。どこにどういうふうに申し込めばよしいのかなあと思いました。

山之内 まず第1番目ですが、これは、創刊号が今年の3月ごろに出ました。それは、パネルでの話の中に出ましたように、海外青年協力隊で活動した経験を持つ院生の方3人の報告を中心につくったものでございます。

それから、いまお手元にお配りしてありますのが、出たばかりの第2号でございます。これは2つの部からなっております、第1部は、皆さん、名前をご存じでしょうが、元フェリス女学院大学の教授でいらっしゃった武者小路公秀先生がフェリスで講演をしてくださいました。その講演が、じつは非常に重要な時期に行われた講演でした。

武者小路先生は、たまたま昨年8月31日から9月7日くらいまで、南アフリカのダーバンというところで人種差別反対の国際会議が開かれました。アフリカを中心とする開発途上の国々が呼びかけてそういう会議を開きました。そこに先進国の代表も集まって行われた訳です。この記事は新聞で皆さんご存じでしょう。武者小路先生はそこに出席されておりました。

お帰りになりまして、日本に着いたのが9月の9日だと聞いております。その翌々日に、例の世界貿易センターの出来事がありました。そして10月の25日に講演をいただいております。

これをお読みいただきますとわかりますけれど、人種差別に反対する世界の会議、そこに出ていると、どうしてあんな悲惨な事件が起こらざるを得なかったかということは、ほんとに肌身に感じられる。世界中の途上国の、とくに貧しい人たちの不満というのは非常に累積しているわけですね。そうしたことを伝える、たいへんに貴重な講演をいただいております。

私たちは、この第2号に、武者小路先生の講演をいただいたということもたいへんに意味のあったことだと思えます。

所でちょっと余計なことですが、もう1つ言いますと、武者小路先生というのはたいへんにズボラな方なんです(笑い)。自分は平和運動家だと宣言しておられまして、平和に関する会合にはヒョイヒョイと出かけていかれる。私よりお年寄りなのですが、平気で飛行機で何時間も遠いところまで行って、帰ってきて翌日またフェリスで講演されるというようなぐらいの離れ業ができる体力もあり、意思の力もすごいんですけど、ただ1つ大欠陥があってですね。

講演で話されたことについて原稿を出してくださいといっって持っていっても、「はいはい」とか言うんですけど、絶対手を入れて返してくれないというんで評判の先生です。

しょうがないから、また、私はそういうこともわかっていましたから、じつはこのとき、ぜんぶ私を手を入れさせていただきました。武者小路先生が非常勤で来られているときにつかまえてですね、「先生、ここをこう直したけど、いいんですか」って何べんも往復をして、やっと載せさせていただきました。

だけど貴重な記録です。武者小路先生のお話そのまま記録になって残るということは、先生のズボラのためにですね、ほとんどないんじゃないでしょうか。ところがフェリスは、この雑誌が1つと、それから学部のほうで出している『紀要』にも、私と一緒に講演をしていただいた記録があります（「グローバル化時代のジェンダー安全保障」『国際交流研究』第四号、2002年3月）

所で御質問の件ですが、これを毎月というのはとても無理です（笑い）。最初の1号を出すのもたいへんでした。第2号は第一部として武者小路先生の講演をいただくことにしました。それから第二部として院生の人たちに書評活動をしてもらいまして、今年の6月から7月にかけて4回、3人ずつ、1人1時間ずつ報告をする。そこに指導の先生も来ていただきました。私は研究科長だということで、4回ともずうっと出まして、話を聞いて、意見を述べたりもいたしました。なかなかの重労働で、かなり辛かったですけど。

こうして第二部では院生の報告を中心にして書評活動をしてもらいました。なぜかといいますと、自分の専門の研究したいという領域できちとした書評をするというのは、修士論文を書くための最初の大事な準備作業だと私共は考えたからです。こういうことをしておく、修士論文をどういうふうを書くかということの方向が見えると思いますね。そこで、修士の論文を抱えている方に報告をしてもらいました。その結果が載っております。

以上のように、この雑誌をつくるだけで、じつはたいへんな時間と苦労がかかっておりまして、これを毎月というのは、専門の雑誌社ではございませんので、とても無理でございますが、年に一度ずつは必ず出します。今後も刊行の努力は続けていきたいと思っておりますので、どうぞご利用いただきたいと思っております。

会場B 武者小路先生の学部のほうでゼミを取っていたんですけど、武者小路先生の名誉のために（笑い）

山之内 （笑い）どうも失礼しました。

会場B 山之内先生は、武者小路先生がズボラだとおっしゃいましたけど、私にとっては、とても親切な先生でした。卒論で「高齢者におけるジェンダー」というので書いたんですけど、先生が辞められた後に1年間来ていただいて、たいへん手あつく指導していただきました。私の卒論についてかなり心配だったらしくて、メール交換でやっていたんですけど、メールだと直しようがないので送りますということで、私の原稿に書いて送ってくださったんですね。それで、字がかなり読みづらかったんですけど（笑い）手直ししまして無事卒業させていただきました。それだけです（笑い）

山之内 ありがとうございます。いや、武者小路先生の意外な側面（笑い）を伺ってびっくりしました（笑い）。今度お目にかかる機会があったら、横山さんからそういうお話があったというのを伝えておきます。

だけど、武者小路先生が、自分の原稿を直すという点ではとてもズボラな人で（笑い）非常に困っているという話は方々で聞いておりまして（笑い）これは本当の話でございます。ということは、武者小路先生は、怠けた人だということではなくて、非常に誠実な立派な先生なんですけど、なにしろ御自分の講演原稿を出してくださいと言っても絶対に出ない人だというのは方々で聞いておりました。これは『グローバル』という雑誌を出すのはいかに大変か、ということで、そのエピソードとしてお聞き流し下されば幸いです。

あと、何かございますでしょうか。

講演をなさったパネルの方で、追加して何か言いたいことがありましたらどうぞ。

横山先生、何か追加で。入院ではこういう措置をすとか(笑い)

横山 ほんとに皆さん、元気になること請け合いですので。とくに、見当がつかないで迷ってらっしゃる方は、科目等履修生がたいへんいい制度ですので、それをお試しになることをお勧めします。科目等履修生にまずなってみて、何をどういうふうにするか、あるいは何を期待したらいいのかというようなことが見当がついて、そして修士課程に正式に応募されるというのは1つの方法です。

もちろん、何をしたいかわかっていらっしゃる方はいきなりでももちろん大丈夫です。すぐにご入院いただけたらもっと有難いと思います(笑い)。

山之内 最後に御挨拶いたします。

私どもの国際交流研究科は、とても楽しい催しを、まだ2年過ぎただけですけどいたしております。それは、院生の方が入ってきます。そのときに、すべての院生に、どういうふうに科目を取らなきゃいけないかとか、こちらの昼間の授業とYMCAで開かれている夜の授業とをどういう形で分けしているか。じつは夜だけでも2年間でぜんぶ単位が取れて論文を書けるとか、いろんな手続上のお話もいたします。それが終わりましたから、フェリスの食堂で、ささやかですけど、飲物とおつまみが出て、楽しくお話が自由にできる場を設けております。その場で自分の修士論文指導に、この先生にお願いしたらいいんじゃないかというようなことを直接に聞くことができます。先生もほとんど全員来てらっしゃいますし、先輩の院生も来ています。

私が科長になりまして2年間やってみたんですけど、とてもよかった。お互いに院生が話し合っていますし、先生方とも話し合っていて、どの先生のところで修士論文を書くかというような参考になると思います。

そこには新入院生だけでなく、科目等履修生の方もお招きしております。

それでは、皆さん、どうも熱心にお聞きくださいましてありがとうございました。今日のパネルディスカッションはこれで終わりにさせていただきます。(拍手)

第 2 部 修士論文要旨

持続可能な労働のあり方とは

ワークシェアリングを手がかりとする考察

木 下 ひろみ

問題の所在

今日の日本は雇用不安や社会の閉塞感に覆われている。ミスマッチ失業の増大、求人年齢制限の重さ、年功処遇の廃止と労働者への自己責任の追求に対して労働者側が対応の手段を持たないこと、新規開業率の低下で求人や産業が停滞していること、および所得格差の拡大が社会階層格差の拡大につながる可能性があることがその要因である。このような状態のなか、オランダにおいてワークシェアリングが経済立て直しに効を奏したと紹介されると、日本でもワークシェアリング導入を待望する声が聞かれるようになってきた。しかし、一方でワークシェアリングが「賃金カットを伴う時短」と認識され、広まりつつある現実がある。本論ではワークシェアリングの意味を問い直すことを通じて、豊かな生活の内容を捉え直し、生活と労働のより良いバランスが維持できるシステムをどのように作っていけばよいのかを検討していく。

ワークシェアリングとは何か 日本の認識と欧州の試み

ワークシェアリングにおいてパートタイム労働は重要なポイントとなるが、日本においてはその呼称が単に勤務時間を表すのではなく、身分を表現する点に問題がある。そこには性別役割分業に起因する会社のシステム、社会保障制度の矛盾が凝縮されている。

厚生労働省パートタイム労働研究会では、「日本型均衡処遇ルール」と「短時間正社員」を提唱している。これらに通底するのは残業、配転、転勤などの高い拘束性が処遇に格差をつける合理的な理由となり、またそのような拘束を負うことが正規であるという考え方である。しかし、さまざまなライフステージを通じて持続的に働いていくためには高い拘束性を通常の基準とした働き方こそを見直すべきだろう。ワークシェアリングの議論を通してパートタイム労働の処遇を見直すということは働き方とそれに対する評価および時間に対する価値観や暮らし方にも新しい意識を呼び覚ますことになるだろう。

国内でワークシェアリングが本格的な議論となったのは1970年代後半と1980年代後半である。この時期は、急速に進む高齢社会に対応するものとして検討された。最近の議論は雇用状況の悪化を背景に、一定の雇用量を、より多くの労働者の間で分かち合うことを念頭に置いている。政府、日経連、連合による「ワークシェアリングによる政労使合意」が2002年3月に発表されたが、一般にワークシェアリングといえば賃金抑制をとまなう時短により雇用維持をはかるものという認識が広がっている。ワークシェアリングに対する関心は中小企業にも広がっている。筆者は社会保険労務士であり、中小企業経営者へのコンサルテーションを多く手がける岡本孝則氏に中小企業の現状をインタビューし、これらの企業でワークシェアリングは人件費抑制、またはリストラ策の一環と捉えられ、特に育児休職に関わる就業規則の変更などを通して実行されつつある現状を掴んだ。日本企業の99%が中小企業であり、ここで仕事と家庭を調和できる働き方を実現できる環境整備ができなければ日本の就労環境は変わらないと言える。すでにある中小企業むけの支援メニューを、行政は周知徹底すべきである。

このように日本では、ワークシェアリングが従来の雇用調整と同義の手法と認識されつつあるが、本来どのようなものであったのかを、その発祥の地であり、長い歴史を持つ欧州の試みから探求した。

欧州での展開は①失業対策時代（1930年代）②新しい雇用のあり方の模索時代（1970年代～1980年代

周辺)③ジェンダー主流化時代(1990年代以降)に分けることができる。1970年代以降、消費の活性化、時短による雇用創出、雇用と余暇の新しい関係が模索されるなか、仕事と家庭生活の調和が重視されジェンダーの視点が政策に反映されるようになってきたのが③の時期である。雇用場面における平等性の確立のためには女性への支援だけでなく男女の家庭役割の見直しが不可欠であるという視点が入った。従って、ワークシェアリングに有償労働のみならず無償労働の再配分も射程に入ることになった。

労働者の連帯による失業の回避から始まったワークシェアリングは労働世界にとどまらず社会全般におけるシステムを再編する可能性を持ち始めた。あるいは「ケアすることは権利」「生活者」を前提とした雇用政策を展開していくと結果的にワークシェアリングになる、ということなのかもしれない。

欧州の経験は以下の示唆を与える。まず、ワークシェアリングがその手法により、ジェンダー関係を固定化することもあるということ。次にワークシェアリングの普及には政治力学と制度設計のありかたが影響するという。そして一時的措置としての緊急避難型ワークシェアリングはもはや議論の対象外であることである。

日本における最近の議論の内容は欧州での1970年代から80年代後半、すなわちフレキシビリティという概念で雇用形態が変容していった時代と重なるところがある。だからこそ、今は、先例の経緯を考察し、ワークシェアリングとは本来どういうものなのかを今一度問い直すべき重要な時期なのだと考える。

今後、日本では働きたいと希望する人が排除されずに働ける環境を整備していくことが重要になる。従って、制度改革によって働き方のみならず暮らし方も変化をもたらしたとされるオランダの試みには学ぶべきことが多い。そこで欧州各国の試みの中からオランダ型ワークシェアリングを、特にコンビネーションシナリオを中心に取り上げた。

1982年の「ワッセナーの合意」後、賃金抑制と労働市場の柔軟化を柱とした労働市場改革が行われた。具体的にはパートタイム労働の積極的推進政策である。政府は「合意」後、パートタイム労働における権利や質の改善をすることにより、フルタイムからパートタイムへの移行を支持した。しかしこれらの施策がジェンダー関係に注意深かったとは言いがたい。その内容に変化が現れ出したのは1994年に社会民主党による連立政権が誕生し、コンビネーションシナリオが政策理念とされてからである。コンビネーションシナリオとは、アンペイドワークのうち、重要な一部分を有償ケアで代替し、フルタイム有償労働の過剰な労働時間を短縮することにより、男女ともにアンペイドワーク、ペイドワークを平等に担い合うというものである。

コンビネーションシナリオが政策理念として決定されるまでの経緯や、その後のオランダの試みからは伝統的な性別役割分業観の強い国をジェンダー平等へ導くにはどのような戦略が有効なのかというヒント、日本がワークシェアリングを導入する際の留意点を学ぶことができる。第1に、意思決定の場に女性あるいはジェンダーに敏感な人を登用すること。第2に、政労使の均衡、特に労使が自己利益優先ではなく、社会的責任を果たすという意識を持ちつつ対等に交渉すること。第3に、労働者のための組織として、非組合員、パートタイム労働者の要望にも耳を傾けるように労働組合のあり方が変化すること。第4に、経済的インセンティブを伴う政策による方向付けで(半ば強制的に)アンペイドワークを体験し、男性が自らアンペイドワークに対する価値観を変えること。第5に、個々人がどのような暮らしや働き方をしたいのかを明確にし、そのための選択をするということ。第6に、ワークシェアリングの導入分野によってそのメリット、デメリットをよく吟味すること。以上がオランダの試みから得られる示唆であろう。

新しい暮らし方、働き方へ向けて

オランダ型ワークシェアリングの形成は政治経済、社会保障制度、国民性などを含む歴史的経緯によ

って形成されたもので一朝一夕に成ったものではない。従って、もし私達が労使関係や社会保障制度の新しい構築を望むならば、これまでの経緯や特徴を知る必要がある。

雇用の流動化が進む中、今後の社会保障制度は、会社組織を通じた世帯単位から、公的な保障を個人対象に行うようにしなければ安全網（セーフティネット）としての役割を果たさないだろう。現在の政策の方向性は結果のすべてを市場の自由競争に委ねる「個人主義」に向かっていると読み取れるが、一握りの強者と、圧倒的多数の弱者を生む競争社会を本当に求めているだろうか。「社会が将来どのようになるかという予測ではなく、むしろどのように社会政策を要求していくのかを考えるため、そしてこれまでと違った可能性を探るため」のシナリオを作ることが必要だと考える。

持続可能な労働は、人生の各局面において主体的に働き方を変化させることで可能になる。そのなかには中断・復帰というメニューも用意されている。

豊かさの意味も人々の中では変化し、右肩上がりの経済で物質的に豊かになることに懐疑的になっている。しかし「経済成長ということを経済成長と見なすのではなく、十分な豊かさが実現していく社会」であれば、経済は成長し続けなければならない、との前提があるがゆえの不安や閉塞感、問題のいくつかから解放され、新しい社会像や価値が見えてくるだろう。

日本人の国民性を国際比較によって把握し、その上で日本でワークシェアリングを定着させるための戦略を立てるとすれば、以下のとおりとなる。

仕事好きや勤労を尊重するならば、年齢に関わりなく、働く意欲のあるものが仕事に従事できる環境を整えるべきだろう。従って、シェアは、教育期間を一生涯に渡って断続的に持つことによって対応できるだろう。

ワークシェアリングでは労働時間短縮が大前提となるが、労働時間を短縮することによって経済的に利益が上がる、ということを経済成長として前面に出した方が、受け入れられやすいと思われる。1990年代以降のアメリカの企業で、「ワーク・ライフ・バランス」の様々な取り組みが行なわれていることは参考になる。

アンパイドワークの男女間における再配分のための戦略は個人や企業の自発性に期待するよりは、政策として強力な推進力をもって変革していくべきであろう。

日本はILOや国連に加盟している。このような外圧を、自分を守る手段として良く知り、うまく利用すべきではないだろうか。

NPO、NGO、ワーカーズコレクティブなどの新しい働き方は雇用機会を拡大するばかりではなく、仕事と生活の相互乗り入れを可能にし、セーフティネットの構築に貢献する。従ってこれらの運営基盤への支援が求められる。

おわりに

ワークシェアリングに関する日本の論議はやっと端緒につこうとしているところであり、働き方も暮らし方も豊かさの価値観も変わり始めようとしているところである。経済状態の悪化から社会全体に閉塞感が漂う今こそ、労働者は生活者としての側面を取り戻すチャンスにある。

平和学としての国際交流

グローバリゼーション時代における自治体国際化の意義と課題

林 直 里

はじめに

本稿の目的は、平和学の見地から国際交流についての包括的議論を行うことと、グローバリゼーション時代における国際交流の定義づけを試み、具体的事例からの検証を通じて自治体国際化の意義と課題を考察することである。

国際交流という言葉から人は何を想像するだろうか。大多数の日本人が思い浮かべることは、梅棹忠夫（『入門国際交流』財団法人大阪国際交流センター、1993年）による「国際交流というのは、要するに外国人と交際することである。」に集約されるのではないだろうか。その実態は、多くの住民と直接関わりあう各地方自治体の国際交流協会で垣間見ることができる。

国際交流協会の目指すところは、概ね地球社会や地球市民の育成であるが、そこへ出入りする多くの人々は「外国人と交際すること」だけを求めている。そして「外国人と交際すること」は、国際理解の第一歩であり、推し進められるべき善行として認識されている。それが、国家による国際化政策として、昨今で言えば、学校教育における総合的な学習の時間における国際理解教育として公的に支えられている。

しかし、それを善行であると断定していいものなのか。国際交流の捉え方に、国際化政策として打ち出された施策と地域住民との間に、また地域住民の間でも日本人と外国人との間に明らかな相違が見られる。そのギャップを生み出す原因には、そもそも国際交流は善いものと思い込んでいる前提にあるのではないか。国際交流の批判的検証が必要である。

国際交流について研究しているものは多くない。また、国際交流を論ずる論文・文献の多くは、意義については、多くを述べるものの、定義に関しては、それを自明の前提としてよう正面から提示することは少ない。先行研究を大別すると、明治期以降の広報文化外交に焦点をあてた歴史研究、自治体姉妹都市間の国際交流についての研究、現在の公益的な国際交流論、特に国際交流化協会のあり方に関する研究、民際外交の研究や、民際学の研究に分けられる。このほか細かくは、国際化、国際文化交流、異文化理解、異文化コミュニケーション、草の根交流、NGOの実践など関連する分野は多岐にわたる。国際交流が定義づけされていないため、それぞれの文献のなかでの取り扱い方も様々である。しかし、国際交流それ自体を体系的に論じているものは今のところ存在しない。また、国際交流を批判的に検証した論文も見当たらない。そこで本稿では、国際交流への批判的な視点も含め、包括的に論じていく。

国際交流は実践的な活動があって意味をなすものである。そこで、現場主義を重視する方法論を持ち合わせ、理論と実践の統一を求める平和学を枠組みとして論を進めていく。具体的には、国際交流が、ヨハン・ガルトウングの提唱した「構造的暴力」(ヨハン・ガルトウング、高柳先男・塩屋保・酒井由美子訳『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991年)とどのような関係にあるか見ていく。また、横山正樹は、暴力克服のアプローチとして、市井三郎が提唱した「不条理な苦痛」概念(市井三郎『歴史の進歩とはなにか』岩波新書、1971年)をガルトウングの平和概念に組み合わせ、便利さ・快適さを求める指向を180度転換し、苦痛を減らし、なくしていくことによって平和を実現すべきだと言及しているが、その視座から、国際交流と「快」志向との関係を分析していく。そして、筆者が直接関わってきた財団法人川崎市国際交流協会の国際交流事業や、他2つの国際交流事例をとりあげ、平

和学の視点から、それらの活動がどう評価できるのか考察する。

第1章では、国際交流の実態を見ていく。国際交流を定義したものに「国境・国籍をこえた諸地域間、諸社会間、諸文化間、諸民族間における人、物、技術、文化、情報等の流通を言う」（仲地博「地方自治体の国際交流政策」島袋邦・比嘉良充編『増補 地域からの国際交流 アジア太平洋時代と沖縄』所収、研文出版、初版1986年、増補1989年）というものがある。それでは戦争はどうであろうか。略奪、侵略、紛争、虐殺、植民地政策、強姦、奴隷も同様である。歴史を振り返れば、その大半が苦痛に満ちた国際交流ばかりである。しかしながら、財団法人川崎市国際交流協会への問合せで「外国人と交流する機会はないのか」という要望が一番多く、国際交流のイメージは非常にいい。戦争をはじめ、それにとまなう様々な暴力をも含み得る国際交流を、美化し、正当化し得る我々日本人とは一体なにか。

第2章では、国際交流の暴力的側面を見ていく。我々は、庄司興吉（庄司興吉『地球社会と市民連携～激成期の国際社会学へ～』有斐閣、1999年）が指摘するように、核戦争あるいは核爆発による人類滅亡の問題、第三世界を中心とする大衆貧困の問題、地球的規模の環境破壊あるいは地球生態系の危機の問題、身体的社会問題といった重層的な地球の問題群に直面している。「外国人と交流したい」「国際交流したい」などと言っている場合ではない。国際交流それ自体が目的ではなく、その向こうに、はるかに大きな問題が差し迫っている。

「外国人の友達が欲しい」と公共施設に寄せられる要望自体には、自立性の乏しさがある。また、外国人との交流に躍起になるのは、脱亜入欧期から引きずる欧米志向、エリート意識、憧れ、そしてコンプレックスが入り交じり、やがて高度経済成長期を経て生まれてきた日本人の中流階級意識が大きく影響している。これらのことは、世界のヘゲモニー構造を維持し、今日の地球的規模の問題群を押し固める要因の一つとなっている。

第3章では、現状のような国際交流になっていった理由を、これまでの歴史的背景から探っていく。出発点となる国際交流の前身を、松村正義（『新版 国際交流史 近現代日本の広報文化外交と民間交流』地人館、2002年）の広報文化外交とし、その軌跡を追っていくと、それは国家の一方的な近代化、軍国主義への情報操作、あるいは、その目先をごまかすために用いられてきた手段であったということが明白になる。国際交流史の大半は、国家の統制と戦争のために割かれてきたものである。そして、こうした国が主導となって様々な組織を形成していく体制は、戦前同様に、戦後においても引き継がれていることが明らかになる。戦後日本の国際化政策では、多くの地域国際化協会が設立されたものの、現在では、財政難のなか、その存在意義も不明瞭のままに迷走している。

第4章では、国際交流の定義づけを試みる。国際交流は、英語習熟熟やエリートステータスに結びつき、どこか格好よく、そして善いことであり、進歩すれはうまくいくはず、平和が訪れるはずというように「快」の追求と化している。しかし、市井三郎がいうように、「快」の追求には必ずや限界があり、所詮かなうはずのない思い込みや妄想である。不条理な苦痛を減らすという価値基準を、国際交流のあり方にも取り入れなければならない。

グローバリゼーションの下で、国際交流の様相は必然的な状態であり、国際交流それ自体が目的であるのではない。今や我々は、地球市民として歩んでいかなければならないが、地球社会を築いていくということは、換言すれば平和を追求していくことになる。蓄積している様々な直接的暴力および構造的暴力を克服していくことが平和への道筋である。

しかし、暴力の克服に特效薬があるわけではない。横山正樹は、市井が提唱した「各人が、自分の責任を問われる必要のないことから負わされる苦痛」＝「不条理な苦痛」を減らさなければいけない、という価値理念、すなわち、幸福・「快」の量をふやすことを指向する従来のアプローチを逆転して「苦」の量を減らすとした視座を用い、「快」を少しでも行き渡らせようとするよりも、「苦」を減らす、つまり暴力を生み出す構造のほうを変えていくことが平和実現への戦略となると論じている。

そこで本稿では、「国際交流とは、平和の実現に向けて不条理な苦痛をなくしていく、国境・国籍をこえた、人と人との相互行為・行動および、その過程」と定義する。そして、この定義に照らし合わせて、財団法人川崎市国際交流協会の事例を見ていくと、実際には定義に合致する事業は全体の15%程度でしかないことがわかった。

第5章では、不条理な苦痛をなくす国際交流とはどのようなものか、2つの事例を紹介する。1つ目は、2002年12月に国際プロジェクトとして発足した「非暴力平和隊」である。非暴力平和隊プロジェクトは、外国人がいることによって誘拐や殺人などの暴力が抑止されるといった、まさに不条理な苦痛を減らす国際交流の一例である。

2つ目に、現在川崎で行われている韓国とのユニークな交流の例を挙げる。2001年7月に歴史教科書問題をめぐる日韓関係の感情的な悪化によって、各地で日韓の行事が次々と中止されるなかで実現した、川崎市と川崎市の友好都市である韓国の富川市（プチョン）の高校生らでつくる「川崎富川高校生フォーラム『ハナ』」である。歴史的事実をともに見て聞いて感じて涙する一連の行動から、根本的な歴史教科書問題にまつわる双方の考え方、捉え方を直接議論でき、多くの誤解が解けた。その活動例は、差別や偏見などの構造的暴力克服のための国際交流の一例といえる。

結 論

国際交流は、直接的暴力も構造的暴力も生み出す可能性があり、善いものと思いついて入っている前提は考え直す必要がある。国際交流を捉え返す契機として、その定義を「平和の実現に向けて不条理な苦痛をなくしていく、国境・国籍をこえた、人と人との相互行為・行動およびその過程」とし、提唱する。

不条理な苦痛をなくす2つの国際交流の事例からも、今や友好親善を超えたものが当然のこととして求められていることがわかる。非暴力で紛争を抑止する場合、握手をして友好を深めているだけでは直接的暴力に介入し、解決のための環境をつくりだすことはできない。対日感情に揺れる韓国に交流しに行く場合、友好親善だけでは到底受け入れてもらえない。

このように定義される国際交流において、必ずや求められることが連帯である。連携をも含むが、連携をこえるものである。連帯と連携とは全く別のものであるというわけではなく、重なり合う部分もある。けれども、ある関係性におけるコミットメントの濃淡は明らかに存在する。

地球社会について論じている庄司興吉は、ネットワーク市民という点に焦点をあて市民連携を主張、それをもって共生を目指す。しかし、ネットワークだけによって共生の戦略化を実現するのは、果たしてそれで痛覚を回復できるのかという疑問が残る。庄司は、痛覚の回復や共感的人間主義もまた主張している。ネットワークには、さまざまなものがあるが、当然その中には、デジタル・ネットワーク、マス・メディアのネットワークも含まれる。その電子的なネットワークというものの特徴は、まさに痛覚が伝わりにくいことにあり、逆に痛みを取り除いて伝えることを得意とすらしているものでもある。これは、痛みを共有する世界から距離をおくことを意味するものであり、そこにリアリティは生まれてこない。庄司は、連携と連帯の違いについて言及せず、連帯という言葉を選避るがごとく、連携を用いる。その姿勢に、なにか議論に対する消極的な印象を受ける。連携は、連帯ほど同等の責任を帯びておらず、連携であるならば、面倒なこと、苦しいこと、痛いことには手を引いてしまうことも可能である。さらに上述した電子的なネットワークならば、苦痛の共有・共感是非常に希薄で、リアリティに欠ける。そこから不条理な苦痛を減らすということは至難の業である。

また、この定義を、地方自治体あるいは地域国際化協会はどうか受けとめたいか。グローバリゼーションの時代がいつから始まったのかという議論は本稿では差し控えるが、冷戦体制が崩壊し、ヒト、モノ、カネ、情報の移動が活発化し、国際社会における主体の多様化、国際関係の多様化が顕著

になり、様々な問題も露呈してきた90年代以降、ますます国益よりも地球益、人類益を重視していかなければいけない状況が明らかになった。その変化にもかかわらず、既存の事業を評価すれば、国際交流の定義に合致するものは非常に少ない。その多くがあてはまらない理由は、目的が友好親善止まりだからである。友好親善はあたりまえであり、それを政策目標に掲げるのは時代錯誤である。もちろん、友好的なイベントやパーティーをやってはいけないといっているのでは決してない。しかしながら、一部の人のための、また「快」の追求的な側面を多分に含む、そうした事業を、財政難の時代に税金で賄い続けることは考え直さなければならない。構造的暴力になり得るものを公的に支えているわけである。

自治体は、国際交流の定義に合致したものだけに出資していけばいいのではないが。それには、当然、「国際交流」を今一度考え直さなければならない。地方自治体および地域国際化協会が、不条理な苦痛をなくす国際交流を明確に打ち出すことによって、住民に与える国際交流のイメージも変わるし、そのことによって住民の国際交流観もまた変わってくるのである。それが、グローバル化時代における自治体国際化の意義と課題であるだろう。

本稿では、実態が見えにくい「国際交流」というものにおける、ひとつの像の提示を試みた。しかしながら、定義される国際交流をどのように具体化し、実践して広げていくのかまでは論じていない。それについては今後の課題とし、現場の活動を通して探求していく。また、不条理な苦痛をなくす国際交流と連帯の関係についても、現場を経て論じていくことにする。

脱「開発」コミュニケーションの平和学的考察

～フィリピンなどに見る新たな共同性の構築へ向けて～

平 井 朗

序 本論文の目的

本稿の目的は、脱「開発」コミュニケーションが平和実現の方法の一つとなりうることを、平和学の視点から考察することにある。

産業革命以来の多くの「開発」は経済「発展」と引き換えに、地域固有の文化や環境を破壊し、貧富の格差を拡大してきた。第二次世界大戦後に登場した第三世界「開発」は、文化や環境の破壊と経済格差を、さらに地球規模に拡大した。しかし、「開発」に携わる人々は、「正しい開発（たとえばオルタナティブな開発）」にモデルチェンジすべきだと考えるのが大半で、「開発という考え方のフレームワークそのものを問い直そう」と考えるのは、少数派である。

第三世界「開発」の道具として登場した「開発コミュニケーション」でも、最近の開発概念の変化にともなって、参加やエンパワメントを目指す「オルタナティブな開発コミュニケーション」が主張されるようになってきた。

しかし本稿では「オルタナティブな開発コミュニケーション」も「開発パラダイム」の枠内のものである以上、新たな暴力を作り出すことはあっても、暴力を克服することはできず、平和の実現には「開発パラダイム」からの脱却、脱「開発」コミュニケーションが必要であることを検証する。

同時に、本稿は脱「開発」コミュニケーションを、経済的機能に分解された人間存在を人間として再統合し、諸個人間の関係性を復権する、あるいは新たな共同性を構築する実践として検討するものである。

第1章「開発」から平和へ

まず第1節では、イヴァン・イリッチの開発論を中心に、ヨーロッパ中世以降の近代産業化社会成立から現代に至る人間社会の歴史の中で人間と環境に何が起ったのか、またそこで「開発」の果たしてきた役割を示し、開発主義に囚われることからの脱却を提案する。

イリッチは、中世以降の欧州の歴史で「経済の稀少性の前提」の拡大が民衆の平和を追いやり、経済のパワー間の均衡＝「ボックス・エコノミカ」が平和の意味を独占するようになり、さらにトルーマンのポイント・フォー計画で「開発」の新しい意味が誕生したとする。しかし70年代になって「開発」による環境への暴力的侵略は、「ボックス・エコノミカ」によって覆い隠されたサブシステムへの暴力であることが明らかになった。

「新しい平和」は多様な地域性、多様な文化、多様な環境を持った共同体を破壊して、人々を均一な「ホモ・エコノミクス」へ変えた。その暴力とは、(1)制度依存・商品依存による人々の無力化、(2)環境の資源化・商品化、(3)男女間の全面戦争、の三点である。

イリッチは、「開発」は「貧困の近代化」を作り出すものであっても、貧困を解決するものではないと主張している。過度の商品の集約が社会の持続性を破壊することに対してイリッチは人々が「プラグを抜く(unplugging)」ことを主張している。(尚この第1章第1節は、フェリス女学院大学大学院国際交流研究科『グローバル』第2号に掲載した、筆者の書評論文『イヴァン・イリッチの脱「開発」の提起をいま一度考える』に加筆修正したものである)

さらに第2節では、「開発」の暴力によって収奪されたサブシステムの回復を志向する、「開発パラダイム」から「平和パラダイム」への転換の思想的営為について述べる。

ここでは、アンネ・グロネマイヤーが、「開発援助は、すべての自給自足、生活のサブシステム形態を、工業を中心とした生活様式へ導き破壊する」ので「唯一有効な介入があるとすれば、それは、援助国の非常な権力者や不当利得者らに立ち向かい抵抗することだ」と主張しているが、援助の定義に関して、横山正樹教授は「援助とはなんらかの一致した目的達成のための二者間における貨幣や商品の一方的転移である」と述べている。そして達成すべき「なんらかの一致した目的」とは「構造的暴力の克服」であるとする。構造的暴力の克服に逆行する（支配・従属の関係を強め、貧富の格差を拡大するような）「開発」が問題なのであって、その「開発」に加担する「援助」は援助と呼べないのである。

横山教授は、この「構造的暴力をその被害者たちが克服するための主体的かつ意識的営為の過程」を自力更生の定義とし、カッコ付きの「開発」の対極的概念として提起している。「自力更生のための援助」として、(1)緊急援助・救援、(2)自力更生を阻害する外部要因の相殺・除去、(3)集団的自力更生のための調整活動への支援、の「三通りの望ましい援助のあり方が考えられる」とし、以上のような自力更生に結びつく援助を、構造的暴力の克服という「一致した目的」の下に実行するのは、援助を供与する側・受ける側「双方の自力更生の相互支援・共闘」ではないかというのだ。

筆者はここで、後述する脱「開発」コミュニケーションにもつながるもう一つの援助の可能性を示唆する。「開発」・「開拓」に遭遇した村落の「意識化されていない自立の脆さ」を防ぐ援助である。パウロ・フレイレに範を得、村落の民衆の伝統知を越えた想像の埒外の変化に対応する「意識化」を行なうために、村落の外部者ではあるがやはり構造的暴力を克服する自力更生の営為を行なっている人間、人々が、現実を分析し明らかにする実践と現実を変革する実践とを、村落の人々との対話をとおして、相互に教え教えられ、自立できてゆく可能性である。

一方「内発的發展」、「オルタナティブな開発」の限界を解き明かすには「不条理な苦痛」をめぐる市井三郎教授の議論が有効である。第三世界の民衆が「不条理な苦痛」にもがき苦しんでいる現実の中で、今後さらにgoodを増やしていくことよりも、「苦」= badを減らして構造的暴力を克服することが緊急の課題である。そこで自力更生と内発的發展を比較した場合、自力更生はまさに構造的暴力によって「不条理な苦痛」を受けている被害者当人たちが、「苦」を減らし（暴力というマイナスの減少志向）暴力を克服してゆく主体的かつ意識的営為の過程であり、積極的平和創造の営みであるのに対して、内発的發展はgoodを増やすというプラスの価値志向で、自力更生とは180度逆のアプローチであり、その意味では「快」を増やす「開発パラダイム」の枠内での発想に留まっているところに限界がある。

これからは第三世界の「開発」の改変に腐心するのではなく、まず自分たちの周りから「苦」を減らす、第三世界にふりかかる「不条理な苦痛」を減らし、構造的暴力も直接的暴力も克服する「平和パラダイム」への転換から始めなくてはならないのである。

第2章「開発コミュニケーション」の現状

「開発コミュニケーション」は、多くの場合、第三世界の「開発」プロジェクトのなかで地域のコミュニティと住民に直接影響を与え、人々をプロジェクトに巻き込む役割を担う。この章では、筆者が直接関わったODAおよびNGOのプロジェクトにかかるコミュニケーション事例から、「開発コミュニケーション」が「開発パラダイム」の枠内にあり、構造的暴力の克服=平和の実現に結びつけることができないことを検証してゆく。

まず第1節では、日本政府のODA「技術協力プロジェクト」のうち、筆者がIEC専門家として関わったJICA「エジプト母子保健/家族計画プロジェクト」および「インドネシア母と子の健康手帳プロジェクト」のコミュニケーション事例を検証する。

エジプトの事例では、まず「はじめにプロジェクトありき」というプロジェクトの自己目的化、現地における医療人類学的な視点の欠如、性・経済の格差（権力構造）による構造的暴力を放置したままの家族計画「普及」が構造的暴力を強化すること、国家の「開発」としての人口政策に則った家族計画「普及」の矛盾などを批判し、このコミュニケーション活動がむしろ構造的暴力の克服に逆行したことを検証した。

インドネシアの事例では、妊産婦の命の危険という人権侵害が、性・経済の格差による構造的暴力であることと、その克服の困難さを明らかにした。母子手帳普及のためのコミュニケーション活動は、計画の不十分さ、さらに予算と責任の欠如した役所の不備な実施体制によって十分な効果を上げられないことを検証。人びとに押し掛かる構造的暴力を、人びと自身が克服するのでなく政府が解決しようとすること自体に無理があることを指摘。

第2節では、バングラデシュNGOの農村での活動におけるコミュニケーション事例を検証する。

バングラデシュでは非力な地方行政に代わって、NGOが実質的な行政役割を果たしている実態がある。調査した農村では、6割以上の土地なし農民（日雇い労働者）が、身近な自然（森林、河川・湖沼＝ほぼすべてが国有地または金持ちの私有地、コモンズであったことはない）に入って、樹を切り尽くし、魚をとり尽くして、自然資源に依存する最下層の人びとの生計がさらに悪化する悪循環が最大の問題である。

これに対してNGOは、植林地を借り上げ、周辺住民を組織し、植林活動に関するトレーニングを行なった。訓練された住民らは苗木の種苗場を設置し、乾季の間に苗木を育苗し、植林地では周辺住民がメンテナンスを行っている。住民には小額のインセンティブによる収入向上活動の側面があるが、樹が生長した後、そこから得られる利益の6割を住民が得られることによってもモチベーションされた活動である。

また非公式学校による無料の3年制初等教育活動を行っている。この学校は環境教育を重視しているが、他に一般住民向けの環境アウェアネス・キャンペーン等、様々な活動も実施している。ここでは独自に開発した自然環境の教科書・ビデオ作品が用いられている。

しかし問題は、人びとが一番欲しいのはお金。コミュニティや自分たちでなんとかする、できると思っている人は一人もいない。NGOによる住民の組織化もなかなか定着せず、むしろ両者の間に依存・従属の関係性が作り出されていて、自力更生に逆行する構造が乗り越えられない状況がある。

奪われている人々の対極には奪っている人たちがいて、その格差を維持し拡大する構造が人々を「貧困」の状態に貶めているのである。それは資源の一部へのアクセスの回復や収入創出のような経済行為（市場原理への参加）、即ち「快」を増やすことでは克服することができない、むしろ資本主義という格差（競争）の構造を強化する（勝者と敗者を生み出す）ことになってしまう。人々の置かれているシステムを放置して、コモンズだけを作り上げようとしても、サブシステムは回復できない。

さらに人々のなかに自力更生の主体もないままに、NGOが政府の代わりに務めながらさらに巨大化すれば、必ず腐敗する。彼らが職業としてのNGO、エリートとしての指導者であることをやめ、自らに降りかかった「苦」を減らすために立ち上がった個人としての自己を地域の人々のなかにさらすことによって、初めて地域の人々とお互いの痛みを感じあえる、連帯する関係性、現実を変革できるコミュニケーションを構築できる。それは「階層」や個々人に分断され、消滅した共同体の新たな形での構築でもあるのだ。

第3章 脱「開発」コミュニケーションから平和の実現へ

第1節では、フェリス女学院大学国際交流学部横山正樹ゼミの2002年度はフィリピン現地実習実施を報告する。「日比両国関係やフィリピン社会の諸側面について、現場に足を運び、当事者から話を聞く工

クスポージャー体験」である。

エキスポージャーとは横山教授の定義によれば、「これまで自分のまわってきた殻をなるべく脱ぎ捨て、自分が変わり、出会った人びとの関係をそこから洗い直し、自分たちを全体として包み込んでいく構造的暴力を克服していこうとする共同の営為の第一歩」である。

筆者はその過程を記録撮影し、大学外部の人々に紹介するビデオ・プログラム制作の機会があり、参加する学生たちの活動に密着取材を行なった。このエキスポージャーの単なる記録に留まらず、脱「開発」コミュニケーションを実践出来る機会になると考えたからである。

「開発」の申し子ともいえる日本の学生たちが、「開発」による被害・しわ寄せを受けている人々とその生活環境のなかで出会う。

脱「開発」コミュニケーションとは単に従前の「開発コミュニケーション」へのアンチテーゼであるだけでなく、開発主義に囚われること、開発によって歪められた人間と人間との関係性、自然生態系とその一部である人間との破壊された関係性の歪みや破壊を回復する。歪みや破壊をもたらす構造(的暴力)から脱却する。そのような開発主義、成長信仰から脱する新たな関係性創造の行為そのものを意味するものである。

「単一の活動だけをする人間の住む社会から、多元・多重の生活者が住む社会に代わると、関係性の創出がすすむ」ともいうこの「関係性」を創出するもの、豊かにするものこそ、脱「開発」コミュニケーションなのである。

第2節では脱「開発」コミュニケーションの条件を明らかにする。またエキスポージャーは、その参加者自身が意識化するだけでなく、同時併行してその成果や過程をさらに多くの人々に伝え、共有してゆかなければ、大きな力とはなり得ない。そのために、例えばエキスポージャーの参加者自らが周囲へ伝えてゆくこと、さらにそのエキスポージャーの過程や成果を強力なコミュニケーションツール(メディア)として構成し、さらに多くの人々に伝える。そのメディアに接する人々が、自分が訪ねられない場所でのエキスポージャーの極々一部であっても「経験」することによって、脱「開発」コミュニケーションは直接の関係者を越えた広がりをもつ。

第3節では、「意識化されていない自立の脆さ」を防ぐ援助を行なう主体は、自らの地域で自力更生の営為を行なう主体(運動体)でなければならないことを述べている。

結

脱「開発」コミュニケーションは、あらゆる暴力を克服するためのコミュニケーション、即ち平和を実現するためのコミュニケーションである。しかしながら、脱「開発」コミュニケーションとして意識化して実践、研究を始めて間もない概念であり、不十分な点は多々ある。特にそのコミュニケーションとしての具体的な態様に関する研究は、博士後期課程における今後の課題として深めてゆきたい。

抗日戦争期における重慶の重工業建設

重工業都市形成への出発点

望 月 有希子

現在、重慶は重化学工業都市であるため、工場から出る廃棄物質などにより、深刻な環境破壊を引き起こしている。重慶は酸性雨において中国のなかで代表的な都市であり、1999年の『中国環境年鑑』によると、1998年における重慶の二酸化硫黄の年間平均濃度は、全国で第2位の高さであった。このような大気汚染をはじめとする環境汚染は、自然を破壊し、人体に悪い影響を与える。重慶の肺ガンでの死亡率は中国のなかでトップクラスである。

そこで、このように重慶が厳しい環境破壊に苦しむ都市として発展した過程、つまり重化学工業都市として形成されていった歴史について考えてみることにした。

重慶の近代工業化の発展は大きく4つの時期に分けられる。第1期は抗日戦争時、第2期は解放初期、第3期は三線建設時、第4期は改革解放以後の時期である。

重慶を含む四川省は、19世紀末頃から近代工業の発展がみられるようになってきた。しかし近代工業化が本格的に発展したのは、やはり抗日戦争時期に国民政府が南京から重慶へ遷都してきたことに伴う工場の移転に起因する。したがってこの抗日戦争期に国民政府が重慶へ移転し統治した時期を中心に焦点をあてることにした。

現在中国の学术界のなかでの抗日戦争時期の工場内遷については、抗戦の経済力を保存するため、内地における鉱工業建設の物質的基礎を築き、中国工業の不合理な配置を改め、後方での軍需と民生品の供給の保障に対して、極めて重要な役割をはたし、後方での経済的近代化の進行過程を大いに促進したと工場内遷の中国近代経済史上における歴史的意義を評価している。

そこで、工場の内陸移転と内陸工業の発展における国民政府の組織的指導、計画、援助などの政策とその役割に重点を置いて分析してみることにした。

本論文の構成は以下のようになっている。

はじめに

第1章 抗日戦争期の重慶

第1節 抗戦までの重慶の歴史

第2節 抗日戦争と重慶爆撃

第3節 重慶国民政府の経済政策

第2章 重工業の建設過程

第1節 国民政府遷都による工業の奥地移転

第2節 戦争による軍需産業の成長

第3節 工業の衰退

第3章 都市の発展と民衆の生活の変化

第1節 都市の発展

第2節 民衆の生活

おわりに

第1章では抗日戦争期に重慶の工業が発達する背景を考察した。第1節では抗戦前の工業を含めた重慶の歴史について述べた。第2節では中国にとっての抗日戦争の位置付けと、重慶爆撃による工業を含

めた都市と人々に与えた被害を検証した。第3節では戦時体制を築くために行った国民政府の経済政策について考察した。具体的には、工業建設を進めるために、沿岸・沿江地域の民間工場を奥地へ移転させ、軍需に対応した国家資本による重化学工業・鉱工業建設を行ない、民営工場の設立や工業合作社などの手工業生産に対して奨励を行ない、対外ルートの建設を含む交通体系を構築し、工業・農業生産を資金的に支える金融網の整備などを行ったこと、そして沿海・沿江地域の陥落によって喪失した国家財政を、税制改革、借款、華僑への献金の呼びかけ、預金の引出し制限、外貨管理、法定通貨（法幣）発行の拡大、公債の増発によって調達したこと、それに加え、抗戦時期に発行された軍需・建設関係の多額の公債により大量の軍事物資の生産を行ったこと、また田賦の中央移管により財源の確保を行ったことなどを挙げ、工業建設のために行った経済政策とその作用について分析した。

第2章では重工業の建設過程について、工業の奥地移転において国民政府が行った政策とその役割の点、戦時下という状況のなかでの軍需産業の成長という点から検証を行った。また発展した工業が衰退していった原因についても分析を行った。第1節では工業の奥地移転において国民政府が行った政策とその役割について分析した。国民政府が行った政策の例として、機械設備、電力設備、化学工業、紡織を主とした工場を内陸に移動させ、重慶の工業建設を行ない、工業と企業の経営活動を政府の経済統制に組み入れて利用した後に、軍事委員会の機関をもって金融の外国為替を取り締まったこと、また軍用品の製造業、電力事業を、すべて政府が接収管理するか、あるいは政府が投資して国営企業と民間企業が共同経営するとしたこと、そして鉱工業企業の経営管理を行ない、経営能力がない経営者の工場は政府が没収し、合併、買収、共同経営に改造したこと、その他に、民営工業の奨励、技術教育の推進、華僑による国内事業への投資の奨励、農村工業の促進政策などを行ったことなどを挙げた。このように国民政府が行った措置のうち、戦前の「工業の奨励法」の民営工場に対する経営上のいくつかの制限を取り消したこと、工場の資本の貸付けを拡大したこと、奨励の政策項目を拡大したこと、申請の手続きを簡略化したことなどが工業移転と工業発展に特に有効であったと考えた。

以上のことから、工場の内陸移転と内陸工業の発展において、国民政府は組織的指導・計画と援助を行ない、大きな役割を果たしたことを明らかにした。

第2節では沿海地域に分布していた兵器工業の移転状況と、国内最高レベルの兵器工業が重慶に移転してきたことによる作用について検証した。その結果、内陸の開発を促進し、原材料工業とその他の工業部門の迅速な発展を先導したこと、抗日戦争前に近代工業がほとんど沿海地区に分布していて、沿海と内陸の工場分布の比重はきわめて不均衡だった状態を改善したこと、またそれに伴い経済の格差も改善したこと、対外ルートが閉鎖されたことにより、移転してきた最先端の技術を持つ兵器工業が先導し、研究開発、製造が行われ、必要な兵器器材、物資を自給自足できるようになったこと、兵器企業が大量の原材料を必要とするため、現地で原材料を入手するために、石炭、鉄などの自然資源の開発と利用を行ったことなどの大きな意義を明らかにした。

第3節では工業の衰退原因を追求した。1943年から重慶の工業は衰退する。特に民営鉱工業は急速に没落した。民営工業の急激な衰退原因は6つ考えられた。第一に国民政府の専制政権のなかでの官僚腐敗現象、第二に後方の工業製品の需要が落ち込み、国民政府が民営工業への援助を減らしたこと、第三に市場の需要と供給の構造の変化、第四に輸入物資の補充が断ち切られたこと、第五に国営工業の飛躍と官僚資本工業の権力増大と経営の優位により、民営工業はいっそう苦しい立場に追い込まれたこと、第六にインフレによる経済情勢の悪化である。このようななかでの国民政府の価格限定措置は一層インフレを悪化させ、金融面での国家独占、官僚資本の増大が民営工業を没落に追い込んでいった。つまり戦時における環境と国民政府の政策が民営工業を没落させたことを明らかにした。

第3章では工業の発達による都市の発展と民衆の生活の変化について分析した。第1節では工業の発展により、都市のインフラが整備されたことに加え、教育・文化の面も発達したことを検証した。また都市の膨張によりおこった都市問題、衛生問題についても追求した。第2節では工業の発展により、労

働者の職種変化、農村での社会矛盾など、民衆の生活の変化について分析した。

以上の国民政府の組織的指導、計画、援助などの政策により、民間工業が移転し国営工業が設置されたことに加え、人口増大などによる消費量の拡大、対外ルートの特許による物資輸入の停止による後方の自給自足体制の確立、戦争物資の需要量の増加などの諸原因により、後進的であった重慶の近代工業は大きく発展した。それにより沿海と内陸の工業配置の不均衡を是正し、経済の格差も改善した。そして工業の発展は都市整備の発展ももたらした。従って、工場の内陸移転と内陸工業の発展において、国民政府の組織的指導、計画、援助が大きな役割を果たしたと本論文では評価した。しかし一方で、国民政府の政策は民営工業の衰退を招く一因となり、また悪性インフレを助長させ、民営工業の衰退のみならず、民衆の生活を圧迫させる結果にもつながったことも明らかにした。

敗戦前後の日本窒素興南工場

安 間 いずみ

構 成

はじめに

- I 戦前興南工場の状況
 - i 興南工場の設立
 - ii 戦時体制での興南
- II 敗戦前の朝鮮窒素
 - i 発展における条件
 - ii 電力開発事業
 - iii 労働者
 - 1 工事現場の人夫
 - 2 工場稼働後の朝鮮人労働者
- III 戦後の工場運営の継承
 - i ソ連参戦から敗戦直後の工場
 - ii 日本人人夫
 - iii 指名労働者・技術顧問
 - iv 技術教育と継承

おわりに

要 旨

本稿の課題は、植民地朝鮮での日本窒素株式会社（日窒）の事業進出・展開と、戦後における朝鮮への技術継承の過程を探ることである。対象時期は、1926年から1947年で、資料は日窒のOBが証言史としてまとめた『日本窒素史への証言』を用いた。この『日本窒素史への証言』は本編30巻・続編15巻の全45巻で、日窒のOB、及び社員らによって200篇にも及ぶ証言で構成されている。

はじめに、第I章では日窒の沿歴から敗戦までの概説を述べている。日窒は1906年に野口遵が鹿児島県伊佐郡大口村（現：大口市）に曾木電気水力発電所を建設し、1908年に熊本県葦北郡水俣村（現：水俣市）で日本カーバイド商会を設立させ、カーバイド製造を開始したのが基礎となっている。その後、さらに当時の最先端技術であった石灰窒素や硫安の製造にも着手して、化学会社としての礎を築いた。1921年にはローマでカザレー式アンモニア合成の特許を取得し、1923年には合成アンモニアの工場製造に世界で初めて成功させた。その後、南九州各地に水力発電所を次々と建設し、電気化学工業の分野において発展を続けた。しかし、国内での電力源の限界により、1925年に朝鮮北部の赴戦江の水利権の許可を取得し、翌年に朝鮮水電を設立させ、発展の場を朝鮮半島に移した。

工場建設のため朝鮮半島で住民の強制的転移を行なった日窒は1927年朝鮮窒素株式会社（朝窒）を設立させた。1929年11月から興南への送電が開始されると翌年の1930年1月2日より工場の操業を開始した。しかし、湧水のための予定の半分ほどしか電力が得られず、電力不足によって工場の生産は能力の2/3程度であったため、野口遵は発電所の拡大を行った。発電所の拡大により、興南工場では硫安、硫燐安の肥料工場が増設を重ね、また肥料以外にも、1932年に火薬の原料であるグリセリンの油脂工場、1934年に木浦の明礬石・礬土頁岩を原料としたアルミニウム工場、咸鏡北道端川のマグネシウム鉱石を

原料としたマグネシウム工場が建設された。1935年にカーバイド、石灰窒素、苛性ソーダ、宝石工場の諸工場を持つ本宮工場が興南から少し離れた場所に建設され、1938年には海軍で成功した航空燃料研究を工業化した、日室燃料工場が建設された。この頃より、豊富な電力や電気化学工業の技術を持っていたことなどから、日室と軍部との関係が緊密になる傾向が現れた。1940年以降に朝鮮で設立された日室の関連施設では軍からの要請による軍需生産を主とする場合が多く、また、すでに設立されていた多くの部門でも次第に軍との関係が色濃くなっていった。このため、日室は日本軍の敗戦と共に衰退していくことになった。

このような野口の企業行動を先行研究では「非計画的」と「計画的行動」のシーソーゲームであったと大きく二つの意見に分かれている。

第Ⅱ章では発展条件の電力事業とその労働者待遇における人夫の役割を考察した。

日室が朝鮮で大工業を形成し、軍需工業へと発展していったのは、豊富な電力によって日室の電力消費型工業の運転が可能であったことと、朝鮮総督府による受け入れ体制があったためである。総督府は日室の水利権申請以前より朝鮮の多大な水資源開発に注目していたが、開発力と財政の関係ですぐに着工することは難しかった。日室に水利権を許可し、電力源の開発の見通しがたった1930年に総督府は電気事業全体を統制する目的で送電幹線部門を国営とする事前統制論を打ち出した。一方、日室は開発資金公達のための特権を与えられることとなった。

日室は朝鮮半島で敗戦時まで大きく分けて、4つの発電開発を行っている。赴戦江の開発（1927年 1932年）、長津江の開発（1933年 1938年）、虚川江の開発（1937年 1943年）、鴨緑江の開発（1937年 1944年）である。この朝鮮での日室の電力開発は最終的にアメリカのTVAと匹敵する規模になる。しかし、それを可能にしたのは、ずさんな工事、朝鮮人・中国人を酷使した労働力であった。

先行研究では、工場稼働直後の興南工場、及びそのほかの日本企業工場では朝鮮人技術者はほとんど存在せず、朝鮮人は主に人夫の仕事を受け持っていたとされている。また、先行研究で明らかにされているように、人夫の仕事は非常に過酷な労働であったことが否めない。しかし、戦時体制の人材不足によって朝鮮人労働者は労働の現場を肉体労働から工場稼働へと仕事を移し、待遇の改善もみられるようになっていた。先行研究では戦時中の人材不足により朝鮮人技術者が入社してきても重要な仕事は任せられず、敗戦前の朝鮮人への技術継承はなかったとされている。だが、今まであまり触れられていないのだが、興南工場では工場内の技術養成所（興南工手養成所）では朝鮮人に技術者教育が行われていた。また、証言集に載っている興南工手養成所の生徒写真には朝鮮人名がはっきりと記載されており、創氏改名後にもかかわらず、日本企業内の技術養成所に朝鮮人名で入学していたのは非常に興味深いのではないかと考える。

第Ⅲ章では解放後（1945 - 1947）の工場にどのような変化があったか、日本人の持つ技術がどのようにして、朝鮮人に継続されていったかを考察した。

1945年8月9日、ソ連軍が満州との国境に近い阿吾地にある朝鮮人造石油の灰岩工場をはじめとして、次々と北の工場を陥落していった。灰岩工場では避難に際して、発電所を爆破して避難し、永安工場も従業員が南下したあとで憲兵によって工場は爆破された。これらの日本人自らによる工場破壊が戦後の生産活動への断絶説の一部となっている。しかし、興南工場の場合では反対意見もあったが、工場の首脳部は最終的に工場を破壊せずに工場の生産活動を継続するという考えを貫いた。首脳部は敗戦後も日本人による工場稼働を望んでいたが、8月26日以降に日本人は全員、工場から締め出されてしまう。これによって多くの日本人が金銭的に困難となり、持ち合わせの品物を食料と交換していくがそれも底を尽いてしまい、就労しなければいけないような条件になっていった。また、工場でも戦時期からの人員不足もあった上、多くの朝鮮人が解放後、自宅へと帰っていった。工場では人夫のいない状況は不便であったため、最初は日本人の雇用を人夫に限って認めることとした。しかし工場内部では、もともと少ない朝鮮人技術者のみでの工場稼働は難しく、また日本の敗戦に寄る資材不足や戦時末期の過度の生産に

よる老朽化などが重なり、生産率は下がっていた。このことより、興南工場に日本人を技術者としても迎え入れることが10月20日に決定し、指名された日本人技術者が工場にはいることになった。だが、技術者として工場に入ったものの、日本人の工場爆破などの危機感が朝鮮人の間で漂う中、機械の操業への関わりは朝鮮人に対して言葉の指示だけで行なわれ、日本人技術者は直接、機械へ触れることは出来ない状況であった。しかし、それでも生産の稼働率は上がっていった。そのため、朝鮮人との間に信頼を得た日本人技術者はさらに多くの日本人労働者の工場就労を求め、慢性的な人員不足に陥っていた工場もそれを受け入れた。

多日本人が工場内に受け入れられていく中で、指名された日本人技術者は日本人の引き揚げ後の工場運営ことを考え、1946年3月興南工場内に興南技術員養成所を設立し、朝鮮人の技術者養成にも力を尽くした。この養成所は後に興南技術専門学校と改名し、その規模を拡大させていった。また、このような技術養成所の設立は興南工場だけに限ったことではなかった。

このような日本人の技術継承を可能としたのは、解放後の北朝鮮側の体制であった。当初、日本人を拒む傾向にあった北朝鮮側は、日本人技術者の重要性から、彼らの位置づけを敗戦国民もしくは収奪者から建国への協力者と変えていった。それによって、工場では日本人技術者に対して破格の生活条件を提供し、彼らの誇りに注意を払いながら、技術面での指導と協力を仰いだ。このような体制の変換によって、1948年の日本人技術者の引き揚げまで、日本人からの朝鮮人への技術継承は確実に進んでいった。しかも、日本人と朝鮮人の師弟関係はかなり好感な関係が築かれていた。

しかし1950年、北朝鮮では朝鮮戦争でのアメリカ軍の徹底的な工場破壊により、興南工場の生産活動は完全に中断した。これが植民地朝鮮期の経済活動と朝鮮戦争以後の断絶説の中核ともなっている。

しかし、休戦からの復興は、わずか3年で朝鮮戦争以前の水準を回復している。(化学肥料の生産に関しては、1944年512,000t 1946年156,000t 1949年401,000t 1953年 t 1956年195,000t 1960年561,000t) ソ連の援助を受けての復旧にしても、これまでこの工場破壊とその後の急速な復興というに矛盾に関して、追究されてこなかった。特に、朝鮮人と日本人労働者の戦前の関係を中心について語られ、日本人から朝鮮人への技術継承はなかったというのが通説となっていた。しかし、解放後の朝鮮人労働者と日本人労働者の関係は、1945年10月に設立した朝鮮共産党北朝鮮分局によって大きく変わっていったことがわかった。

また、朝鮮戦争期にも技術継承は李升基(北朝鮮の科学者)の自伝によって、興南工場の朝鮮人技術者が山に掘られた大洞窟で研究していたことがわかっており、この事と日本人の技術養成専門学校の運営をつなげて考えると興南工場の日本人による技術継承が朝鮮戦争中、朝鮮戦争後の技術継承が一本の線につながることになるのではないかと考える。

オーストラリアにおけるスコットランド系移民

オーストラリアの国民形成過程とスコティッシュ・アイデンティティの変容・同化

山口 智 裕

「イギリス」とは、連合王国として単一のネーション枠組みを持った国民国家であると同時に、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドなどのブリテン諸島の諸地域の様々な要素から構成されるマルチ・エスニックな政治的共同体でもある。今なお文化的な相違を持つ各地域は、近代における連合王国としての統合運動の過程を通じて、ブリティッシュ・アイデンティティと地域的なアイデンティティとが並存する形で国民形成がなされた。アイデンティティ形成史という観点から国民国家の枠組みを相対化していくことは、地域の視点からイギリス近代を再構築することとも連なり、国民国家中心ではない、新たな関係性を提示することとなるのではないだろうか。

本論文では、ブリティッシュ・アイデンティティを持つ人々によって構成されていた大英帝国の、一地域としてのオーストラリア植民地への移民活動から、特にスコットランド系移民のアイデンティティの変容と、スコティッシュ・アイデンティティを保持していく上で重要な役割を担った長老派教会のオーストラリアにおける社会活動を中心に、移民の諸集団におけるアイデンティティ変容とオーストラリア社会の形成についてを検討していく。スコットランドは近代以前の段階では、固有の国民国家的な要素を強く持った地域であった。しかし、1707年の合同法による同君連合成立以降、スコットランド人は連合王国におけるプライオリティを高めることによって、スコティッシュ・アイデンティティと帝国臣民としての「帝国意識」とを共存させていくこととなった。そのことによって大英帝国の構造は、「イングランド」帝国から、マルチ・ネーション的な構造へと変質していったのである。また、移民国家であるオーストラリア植民地の国民形成という社会状況は、本国におけるスコティッシュ・アイデンティティとは異なる性質をスコットランド系移民に付与することともなった。

1788年から1900年までの間に、約150万人の移民がブリテン諸島からオーストラリアへと移住した。そのうちスコットランド系移民は23万人であり、イングランド系移民やアイルランド系移民よりも少数であった。しかし、スコットランド系移民はオーストラリア社会において政治的、経済的に支配層としての役割を担うとともに、労働運動や自由主義運動を通じて社会改革を推進する勢力としても存在した。イングランド系移民とアイルランド系移民が、それぞれ対極的な位置でオーストラリアの国民形成に関わっていたことと比較すると、スコットランド系移民は上流層にも労働者にも偏ることなく存在していたために、マージナルな存在としてオーストラリア社会へ参画することとなった。

スコットランドにおいて社会と深く関わりを持っていた長老派教会は、オーストラリア植民地でもスコットランド系移民のコミュニティと密接なつながりを持っていた。ジョン・ダンモア=ラングに代表される長老派教会の社会的な活動は、オーストラリア植民地におけるスコティッシュ・アイデンティティを継承していくための拠り所となったと同時に、オーストラリア社会への同化と融合をはかり、スコットランド系移民を早期にオーストラリア国民として定着させることとなった。スコットランド系移民が共同体の喪失というイメージをいだかなかつたのは、長老派教会を通じてスコットランド・アイデンティティを保ち続けたことが大きく作用していた。19世紀の段階で、スコットランド系移民があくまで自らのエスニック・アイデンティティを保持したまま、そのパブリック・アイデンティティをオーストラリアン・アイデンティティへと移行させていった背景には、長老派教会が本国との歴史的な連続性を主張しつつも、オーストラリアにおける社会問題に積極的に対処しようとしたことが影響している。オーストラリア植民地においても、イングランド系移民にとってブリティッシュ・アイデンティティが、イングリッシュ・アイデンティティとほぼ同一のものであり、そうした認識を前提としてイングランド系

移民にとってのオーストラリアン・アイデンティティが形成されていったのに対して、スコットランド系移民は帝国臣民としての意識を保持していた一方で、長老派教会の宗教的なアイデンティティの影響である、自主独立的な意識も強く持っていた。そのためオーストラリア植民地においては、スコットランド系移民は自らの文化的特長を保持しつつも、相互排他的ではなく相乗効果をもたらすインセンティブな役割を果たした。そのことが移民の諸集団に対して、「オーストラリア国民」としての共属意識の形成を促進することとなった。連邦制を求める主張が非常に強かったアイルランド系移民と比較すると、スコットランド系移民は目立って社会と衝突するようなことはなかった。しかし、スコットランド系移民のパブリック・アイデンティティは、決して対外的な干渉を受けずに形成されたわけではない。オーストラリア植民地においてもスコットランド系移民は、イングランド系移民とアイルランド系移民との相互関係を通じてパブリック・アイデンティティを形成していった。

オーストラリア植民地においても、アイルランド系移民に対する意識的な隔たりは存在したが、それはあくまでブリテン諸島からの移民という広義の共属集団の内側に在る「他者」としての認識であり、その存在を否定する形でオーストラリア植民地におけるイングランド系移民とスコットランド系移民のパブリック・アイデンティティが形成されたわけではない。国民形成を進めていくうえで、彼らにとって明確に「他者」として認識されたのは、非白人であるアボリジナルと、中国系移民を中心とするアジア系移民であった。アイルランド系移民において特徴的であったのは、他のブリテン諸島内部からの移民者から、「カトリック＝他者」としての認識を受けつつも、彼らがオーストラリア植民地において、オーストラリア国民としての国民統合を強力に推し進める存在として、帝国に対して距離を置いたパブリック・アイデンティティを持ったことにある。それに対してスコットランド系移民は、イングリッシュ・アイデンティティへの対抗意識が存在する一方で、帝国への帰属意識も高かったために、オーストラリア連邦への国民統合を積極的に推し進めるアクターとはなりえなかった。オーストラリア植民地へと移民した諸集団が、オーストラリア国民へと自らのパブリック・アイデンティティを変容させていった過程こそが、オーストラリア連邦の国民形成史でもある。19世紀の段階では、移民の諸集団は変化を受け入れつつも固有のパブリック・アイデンティティを維持し続けていた。そうした多様性に対する認識が、今日においてのオーストラリアの多文化主義へと受け継がれている。

ブリテン諸島から移民した諸集団は、19世紀においてはあくまでブリティッシュ・アイデンティティの枠組み内において自身のパブリック・アイデンティティを主張していた。ブリテン諸島においては「他者」であったアイルランド系移民は、オーストラリア植民地においては連邦制への支持を強く表明し続けてはいたが、それでも大英帝国としての枠組みを完全に否定してしまうようなことはなかった。オーストラリアン・アイデンティティと、ブリティッシュ・アイデンティティの重層性は連邦成立後も続き、現在に至るまでその社会的な影響をとどめている。ブリティッシュ・アイデンティティが文化的多様性を持っていたことが、オーストラリアにおける多文化主義へと結びついている。

スコットランド系移民のパブリック・アイデンティティから、連邦成立後のオーストラリア国民のナショナル・アイデンティティとして結実した最大の要素は、長老主義的な個人主義を、「自発的意思」としてオーストラリアン・アイデンティティとして定着させた点にある。長老派教会の宗教的なアイデンティティは、スコットランド系移民のエスニック・アイデンティティと、パブリック・アイデンティティの両面に共通する影響を与えていたために、生活空間などを通じて、世代を越えて受け継がれていく価値観として存在していた。またその社会的な活動については、スコティッシュ・アイデンティティを維持していくために行われていたことでもあって、19世紀を通じてオーストラリア植民地においても、スコティッシュ・アイデンティティは変容しつつ保持され続けた。

オーストラリアで非常に早い時期から、民主主義という言葉が肯定的なニュアンスを持って一般に用いられるようになった背景には、スコットランド系移民がもたらした影響が多分にある。長老派教会を通じて形成されたスコットランド系移民のパブリック・アイデンティティは、国民形成を通じてオース

トラリアのナショナル・アイデンティティとして受け継がれた。スコットランド系移民は移民の諸集団の中でも特に高い順応性を持っていたために、オーストラリアにおける国民形成過程において、民主主義的なオーストラリアン・アイデンティティを創出するという役割を果たしたのではないだろうか。

母乳のダイオキシン汚染対策に関する研究

乳児哺育法についての20～30歳代女性への意識調査を中心として

山本真弥

目 的

近年、各種の化学物質が人体の健康に影響を与えていることが解明されつつある。なかでもダイオキシン類は、さまざまな影響を与える可能性が疑われており、とくに高濃度で汚染されている母乳の場合には、直接乳児に移行するという点で、育児中の母親や出産を予定している女性に不安を与えている。筆者が2000年11月に妊婦201名に対して行ったダイオキシン問題への意識調査においては、興味・関心があるとの答えが80%にのぼっている。だがダイオキシン類は、その難解な発生機序や日常生活になじまない単位や用語等により、誤認や問題自体の敬遠へとつながる危険性もある。

自分はもちろん、子どもたちまでもがさらされている化学物質の正体とは何か、またそうした有害化学物質に、現代科学はどう取り組んでいるのか知る人は少ないであろう。だがこうした点については、誰もが知るべきであり、そのためには情報的に確に提供され事実を知った上で、選択が出来るような社会へと改善されなければならない。さらに、いかにしてダイオキシン類の影響の少ない哺乳の在り方等を早急に検討すると同時に、今後妊娠・出産をすべく女性たちが、ダイオキシン類による母乳汚染に関してどのように思慮しているか知ることは、問題を改善してゆくための資料を得る第一歩となるであろう。そして母乳を与えるか、人工乳にするかの最終的な判断は個人に委ねられている現状を踏まえううえで、今後の向かうべき指針を得るために、ダイオキシン類による母乳汚染問題に関して、20～30歳代の女性497名を対象にアンケート調査を行うこととした。

方 法

調査事項はダイオキシン類と母乳育児に関する以下の7項目とした。①ダイオキシン問題への関心度 ②母乳汚染に関する講義の受講率 ③哺乳法の選択 ④希望授乳期間 ⑤情報提供の必要性 ⑥粉ミルクの印象 ⑦環境問題に対して行っていること

対象者はフェリス女学院大学 国際交流学部学生172名と済生会神奈川東病院、医療法人恵仁会 松島病院の看護師236名の20歳～30歳代女性、合わせて408名である。

データを分析するにあたり、学生を①環境問題を専門的に学んで3年以上の「専門演習学生23人」 ②環境問題を専門的に学んで1～2年の「基礎演習学生22人」 ③現在、「環境問題の講義を受講している学生64人」 ④「一般学生63人」というように4つに分別した。さらに看護師においても現在、「産婦人科で勤務する看護師24人」と「一般の看護師212人」の2つに分別し細かいデータを得ることとした。

結 果

アンケートの全体的な結果としては、ダイオキシン問題への興味・関心度は「大いにある」9%、「ある」57%を合わせ、66%という結果となっている。前回、筆者が行った妊婦へのアンケートにおいては、ダイオキシンへの関心度は77%であり、やや低下は見られるが、依然として高い数字となっている。母乳汚染についての講義を聞いたことがあるかの質問に対しては、「聞いたことがある」との答えは学生においては平均59%であるが、看護師においては平均21%と大きく差があることがわかる。環境問題を取

り扱う大学においてのアンケート調査だということを考慮しても、社会に出て日常生活を送る上では環境問題の詳しい情報にふれる機会のごく限られており、自分から興味を持って行動を起こさないことには、情報を得られないことがこの調査から推測できる。また、環境教育を受けた機会の多い学生らは、情報提供の必要性を「大いに思う」と考え一般学生、看護師とすすむにあたり減少してゆく傾向がうかがえる。これはほぼ講義を聴いたことが「ある」と答えた人たちの比率に比例しているといえる。同時にダイオキシン問題に興味・関心が「大にある」と答えた人の比率もほぼ同様の傾向にある。

哺乳法の選択においては「母乳哺育」が33%、「人工乳哺育」が9%、「混合哺乳」が58%という結果となっている。この問題においては、学生と看護師の差はほとんどなく全体の平均したデータといえる。厚生省による乳汁栄養法の年次推移と比較しても、母乳哺育が減少し混合哺育が増加していることが見て取れる。

前回の妊婦へのアンケートにおいても、「3ヶ月で止める説をどう考えるか」に関して見てみると、たとえダイオキシンが含まれていても母乳には利点が多いので母乳栄養を続けたいと答えた母親は34%程度であり、汚染された母乳への恐怖心ともいえる消極的な傾向となっている。さらに「最初から人工乳栄養にすべき」(2%)と「この説のとおり3ヶ月で切り替えた方が良い」(5%)と回答した母親が計7%いることは、注目すべき問題なのではないだろうか。女性の社会進出が進み、忙しい母親が増えたことによる人工乳栄養への切り替えの早期化など、その影響はダイオキシン類汚染問題のみではないにせよ、ダイオキシン類によって母乳が負った悪いイメージはやはり大きいと言える。

さらに環境問題への関心度と希望哺乳法の相関関係をみるために、ダイオキシン問題に興味・関心が「大にある」と答えた人の希望哺乳法に注目した。それによると母乳が37%、人工乳が9%、混合哺乳が54%という結果となっており、母乳汚染の事実を知ったからといって、むやみに母乳をやめてしまおうといった傾向はみられていないが、女性らが不安をもっていることは事実であり、恐怖心を与えるだけの情報提供ではなく正しく理解した上での選択をしてゆけるよう社会をかえてゆかなければならない。

情報提供の場が必要だと思うかの質問に対しては、「大いに思う」42%、「思う」49%を合わせると、じつに91%が何らかの形で情報提供したほうがよいと考えているということがわかる。前回の妊婦へのアンケートにおいて、情報源は対象者のほとんどが「テレビ・新聞」などマスメディアだと答えていることから考えると、マスメディアの影響力の大きさを感ずると同時に、今後はいかにしてダイオキシン類問題と母乳汚染に関しての正しい情報を提供してゆくかが検討課題となる。情報がなければその物事の正統性を判断できないうえに、安易な行動をとってしまったら、問題自体の敬遠へとつながりかねないのである。母親にとっては自分の身にふりかかる問題であり、病院や保健所をはじめとするごく身近な機関において、情報提供の場があっても良いのではないだろうか。

昨今、複雑で多様化した環境問題に直面している人たちからは、環境問題の解決は究極的には教育に頼らねばならないとする声が強くなっている。1人1人の人間が環境についての理解と関心を深め、環境に配慮した生活・行動を行うことが求められており、環境教育は幼児期から高齢期までの生涯学習として行わなければ、その成果は期待できないのである。

結 論

母乳育児自体は生物学的行動であっても、社会・習俗の影響や規制を強く受けるものであるため、社会全体に母乳育児を守り支援するという姿勢がないと、大きな困難が生じることがある。わが国における母乳育児の状況や母乳育児を行っている母親達の立場というのは、決して強固なものではないのである。前回の妊婦へのアンケートにおいても、「母親自身の食生活に関して気になっていること」に関しての意見の中には、“肉や魚などを通してどのくらいダイオキシンが体に入ってくるか”“魚類を良く食べ

るので魚類は多いと聞いて心配”など具体的な疑問や日常の中で「これで良いのだろうか」などの多少の不信感を抱きながらも、判断材料がないために、常に疑問を持ったままで生活を送っていることがわかっている。実際のところ、妊婦に限らずダイオキシン類に関してこのような疑問を持ち合わせている人は多いと考えられる。政府など対策機関は危険性のみでなく多角的な面から検証した確かな情報を私たちに公開すること、何よりもダイオキシン類の環境汚染を防止し、母親が安心して母乳を乳児に与えられるような対策を積極的に講ずることがダイオキシン類対策への第一歩なのではないかと考える。

だが気を付けなければならないのは、ただいたずらに情報を提供しただけでは、大きな不安を与えたままの状態になり、身体への影響も起こしかねない。看護師らの意見のなかに見られるように、「わかりやすくおどかしすぎない指導をして欲しい」、「不必要に不安を与える必要はない」などを十分に考慮したうえで情報提供してゆかなければならないのである。ヒトをはじめとする哺乳類はやはり母乳哺育が基本であり、医学的にもダイオキシン類に汚染されていることだけを理由に、断乳を行い人工哺育に切り替えることを指示するだけの研究結果は存在しないのである。

母乳が汚染していることは憂慮すべき問題であるが、母乳にはそれを上回るほどの多くの利点がある。最近では人工乳も改善され成長発達に問題がないといわれているが、母乳と人工乳は全く別のものである。少しでも汚染を減らすためには、政府も産業界もそして国民も次世代への責任を自覚し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会から、資源循環型社会へと変えてゆくために、法規制のみならず自身のライフスタイルレベルでの転換が必要なのである。そのためには個人が母乳栄養に関しての正しい知識を得ることができ、母乳を単なる栄養法の一つとしての選択肢としてしまわないよう意識改革してゆくことが必要なのである。

テレノベラとアルゼンチン社会

～90年代におけるアルゼンチンテレノベラの変化に見る社会背景とフィクションの関係～

渡辺杏子

ラテンアメリカの大衆文化として深く根付いているものの一つにテレノベラ (Telenovela) がある。これは連続テレビ恋愛ドラマのことで、テレビの普及と同時期に放送が開始され、今日に至るまで常に高い視聴率を保ち、ラテンアメリカの人々の強い支持を受けてきている。最近ではラテンアメリカの唯一の文化商品として海外への輸出も盛んにされており、テレビ業界においても重要な娯楽産業の一つとして扱われているものである。

近年、ラテンアメリカを中心にテレノベラは注目されつつある研究対象となってきている。研究の特徴として言えることは、テレノベラを分析するにあたって、全く異なる二つの視点が存在するという点である。一つは、テレノベラを物語として扱い、内容分析を中心に行う、いわゆる“ソフトウェア”面に注目するもので、ここでは既成のテレノベラ概念というものが存在し、その概念の枠内で研究が進められているものが多い。そして、もう一つは文化産業の一商品として、その存在の意義などを文化的、経済的に考察する、いわゆる“ハードウェア”面に注目しているものである。これら二つの視点から研究がなされるため、同じテレノベラ研究でも、二つのテレノベラというものが別々に存在しているかのようなのである。

本論文では、まず、テレノベラはその人気も常に保たれてきたわけではなく、時代とともに変化を遂げてきていることに注目し、その変化内容がなぜ人々を惹きつけることができたのかを、ストーリー内容と社会背景との関係や、文化商品としての側面に焦点を当て、既成の概念のテレノベラと比較しながら分析していくことを試みた。同時に、グローバリゼーションとの関係が90年代のテレノベラにどのような影響を与えたかにも注目していき、現代のラテンアメリカでのテレノベラの位置づけを再確認することを目的とした。また、既成の研究で二つの視点で分けられていたテレノベラを、一つのものとして関係付けられるかどうかにも焦点を当てることを目指した。

研究方法としては、まず、既成の概念としてのテレノベラとはどういうものであるかを確認し、それに対して時代ごとにテレノベラにどのような変化が見られるかを調べた。そして、研究の中心として90年代のアルゼンチンのテレノベラに焦点を当て、既成のものとの違いを比較し、同時に、その時代のアルゼンチンの社会背景を重ね合わせて、テレノベラに対する社会の反響を視聴率などといった視聴者の反応を交えながら考察していった。その際、アルゼンチンで96年から97年にかけて大ヒットしたテレノベラ「Poliladron」を中心的に用いて検討をしていった。

後半では、グローバリゼーションとテレビ産業との関係を確認した上で、文化帝国主義理論と文化産業の見解という両側面からグローバリゼーションとテレノベラとの相互関係を考察し、現代でのテレノベラの存在意義を探った。

アルゼンチンにおいては、90年代の激しい社会情勢の変化とそれに伴う国民の感情がひとつの新しい形のテレノベラを作り出すきっかけとなったことがわかった。例としてあげた「Poliladron」という作品は、アルゼンチンの腐敗した警察や政治事情と、それに対する国民の感情を上手く読み取って成功をおさめ、多様化するテレノベラの中の一つの分岐点になったと言える。その際、重要なキーワードとなる“フィクション”と言う要素は、既成の概念のテレノベラが“現実でありそうなフィクション”であるのとは違い、“現実にあることのフィクション”となって、現実世界と呼応していることが考えられる結果となった。

また、グローバリゼーションの中でのアメリカ合衆国の中心的存在は否定できないものの、決してグ

ローバル化の波はアメリカ合衆国からの一方的なものではなく、テレノベラを通してラテンアメリカ発のグローバリゼーションもあるということが確認された。テレノベラの海外への幅広い輸出がその良い例と言えるだろう。また、グローバリゼーションの影響によって、地域産、国産の番組を好む傾向や、地域内での結びつきが見えてくるなど、グローバリゼーションによってラテンアメリカでのリージョナライゼーション、ローカライゼーションが見られるという事実もわかった。テレビ業界におけるグローバリゼーションも、決して中心から周縁への一方通行ではなく、相互の働きかけや横のつながりがあって起こっているものなのである。ラテンアメリカにおいては、テレノベラがその媒体の一つになっていると言えるだろう。

そして、既成の研究では二つの視点から別々のもののように扱われているテレノベラであるが、その二つの関係は次のように考えられる。グローバリゼーションの影響を受け、逆にローカル、リージョナルな要素との結びつきが強くなったストーリー内容のテレノベラを、グローバリゼーションのひとつの波としてラテンアメリカから世界に送り出すことにより、ラテンアメリカの文化商品としての意識が高まるという、いわゆる“グローバル”なサイクルが出来上がる。つまり、既成の研究では、二つの異なる視点から見られていたテレノベラであるが、今述べたサイクルに当てはめることによって、テレノベラの異なる側面は必ずしも独立して存在しているのではなく、むしろ、それぞれの相互作用によりお互い強く影響しあっているといえるのではないか。

今回の研究では、現代におけるラテンアメリカでのテレノベラの位置づけを目的としたが、このような研究で欠かせない視聴者研究というものに対して課題が残ったように思える。研究と言っても、視聴者一人一人の考えやメディアの受け止め方は異なるため、限りなく幅広く奥深く、また、常に変化をしている研究対象だけに判断が難しいと思うが、何を基準に、どの範囲まで研究を進めるかということは、非常に大きなポイントとなると思う。今後更なるグローバル化とそれに伴うメディア空間の複雑化によって、視聴者の意識や感覚はそれ以上に複雑化していくと考えられる。テレノベラに対しても同じであろう。いまや、視聴者は能動的にテキストを解釈するものとなっており、メディアはその能動性の解釈を予期してテキストを構造するようになっている。ここで生じてくる疑問は、では、このような視聴者の能動性はどのような行程を経てつくられていくのかということである。メディアは受け手が存在してはじめて必要となるものである。その受け手の存在が根本的に変化してきている今、その変化を作り出す場の分析が必要となってくると言えるだろう。

第 3 部 書評と研究

ヘッジ・スクール (hedge school) をどう捉えるか

アイルランド民衆教育への一考察

石 垣 里 枝 子

1. はじめに ヘッジ・スクールとは

ヘッジ・スクールはアイルランドで17世紀末から18世紀はじめに萌芽し、19世紀初頭には全土に広がっていた民衆学校である。アイルランドでは「ヘッジ・スクール」は民衆が学ぶ場の代名詞であり、アイルランド固有の学校としてしばしばアイルランドの民族主義的文脈で語られる。そこにはヘッジ・スクール成立の契機として支配国イギリスの政策、具体的には刑罰法 (penal laws) によってカトリックの学校教育が禁止されたこと、ヘッジ・スクールがゲールの文化を継承していく場ともなったこと、ヘッジ・スクールの教師たちのなかに反逆の教師たちがいたこと、といった歴史的背景がある。

ヘッジ・スクールを支え、またその運営を左右したのは貧しい階層の親たちの教育への熱望と苦しい生活のなかから捻出したお金であり、当時の政府や教育団体⁽¹⁾からは独立していた。その教育内容は読み・書き・算術を中心に、宗教、簿記、航海術、天文学、歴史、さらには古典を教える学校もあり、多様であった。庶民の子弟が通い、親たちが授業料を払い、読み・書き・算術が中心であったことや普及した時代の近似性、また国民教育制度成立以前の民衆教育を広く担った点などを含めて、日本人は寺子屋を思い起こすかもしれない。しかしながらヘッジ・スクールはアイルランドの人々にとってなによりも、法的なカトリックへの弾圧によって教育が禁止されたなかで教育を熱望する民衆の心と強く結びついていたものであり、そこにアイルランド固有の学校という民族的誇りが示されるのである。

けれどもヘッジ・スクールの教育内容をはじめとする学校文化としての特徴やその変容をより深く紐解いていくとき、特にイギリスや大陸カトリック諸国との歴史的関係を見落とすことはできないし、その教本の多様性や教師の修業過程、教師像そのものには、いふならばヨーロッパ文化の融合という特徴も見えてくる。さらに、国民を形成するための近代学校とは異なり、その時代の親たちの素朴な価値観や教育観を直接反映した学校であり、その親たちが子どもに期待したものは、アイルランド島で、さらにはイギリスや大陸といったように島を越えてしたたかに生きる人間であり、そのための教育もヘッジ・スクールに求められたということは興味深い。

本稿では、ヘッジ・スクールの時代背景に触れながら、ヘッジ・スクールがこれまでどのように研究されてきたか、また研究を進めるにあたっての資料的制約の問題及びこれからどのような研究方法を進めていくべきか、その展望を示していきたい。

2. ヘッジ・スクールとその時代 歴史・社会的背景

ヘッジ・スクールが成立し、興隆し、衰退していった時代は、ヨーロッパの国際関係史上、思想上、さらにアイルランド内の社会・経済上、激動の時代であった。ここでは、ヘッジ・スクールを支え、子どもたちを通わせた親たち、教師たちが生きた時代はどのような時代だったのか、その歴史的・社会的背景の概要を示したい。具体的には、ヘッジ・スクール成立の契機となった刑罰法、特に1695年のいわゆる「在外教育制限法」(An act to restrain foreign education)⁽²⁾から、ヘッジ・スクールが衰退していきかけたとなった1831年の国民学校制度成立と1845年に始まる大飢饉まで、つまり17世紀末から19世紀前半である⁽³⁾。

アイルランド・イギリス・ヨーロッパ大陸カトリック諸国の状況

ヘッジ・スクールが活発な活動をした時代は、おおまかに捉えるならば、18世紀から19世紀はじめである。この時代のヨーロッパは英仏の覇権争いと革命の多大な影響を受け、アイルランドとイギリスの大きな変化を象徴的な用語を列挙して要約するならば、まさに、プロテスタントの優位体制から連合王国へ、刑罰法からカトリック解放へ、宗派主義から非宗派主義へという流れであり、アイルランドの教育史ではヘッジ・スクールから国民学校へと変化する時代であった。

1695年の「在外教育制限法」制定の4年前、イギリス宗教改革の延長線上に起きたアイルランドを舞台としたウィリアム王戦争はイギリス・プロテスタント側勝利のうちに終結し、リムリック条約 (Treaty of Limerick) はカトリックへの寛容な宗教的権利を認める条項を含んでいたにもかかわらずその後その条項は削除された。さらに一連の刑罰法によってカトリックのさまざまな権利は制限され、以後18世紀後半までプロテスタント (イギリス国教会) 優位の体制が確立されていく。こうした動きの背景には、まずアイルランド国内の問題として勝田俊輔が指摘したように⁽⁴⁾ 潜在的不安定要素としての宗派主義、つまり少数のプロテスタントの政治的支配者が大多数のカトリック教徒を支配し、その政権の安定を確保するために多数派の権利を法的に広範囲に制限していったことが挙げられる。またより広い視点では、宗教改革の進展とともにイギリスがヨーロッパ大陸のカトリック大国諸国、特にフランスと絶えず戦争の危機にあり続けたこと、イギリスの混乱に呼応するようにアイルランド国内に反乱の動きが生じ、さらに反乱のたびに大陸カトリック諸国がアイルランドのカトリックに接近し、それがまたグレート・ブリテン島とアイルランド島のプロテスタントにとって大きな脅威となっていたことが挙げられる。1695年の「在外教育制限法」が、聖職に就くため、大陸のカトリック諸国に設立されたアイリッシュ・カレッジ (Irish Colleges)⁽⁵⁾ に渡っていくアイルランドのカトリック子弟を反逆の芽とみなし、まずそれを抑制することを目的としていたことはまさにこのことを象徴するものであろう。刑罰法はプロテスタント支配者がアイルランドのカトリック支配を強化するための中心的手段であり、「在外教育制限法」に付記された国内条項においてカトリックがけげに学校教育を行うことが禁止され、ここに、「垣根」の陰に隠れた非合法の学校であるヘッジ・スクールという名称が萌芽するのである。

しかし18世紀後半にアイルランド・イギリス・ヨーロッパ大陸のカトリック諸国は激動の時代を迎え、その動向は大きく変化していく。七年戦争勝利後のイギリスは帝国維持に重きを置き、アイルランドへの軍事・税負担の要求を強め、一方でイギリス本国経済を保護し、アイルランドへの商業規制を続けたことなどを要因として、アイルランドのプロテスタントの中に、イギリスからの憲政上の自立を求める「愛国者」を生み出した。さらに不安定要因としてアメリカ独立革命、フランス革命、そしてナポレオン戦争の危機を迎えると、アイルランド人兵士のイギリス兵としての必要性と、帝国維持のためにイギリスは刑罰法の緩和つまりカトリック救済法制定、非宗派主義への方向転換によって、アイルランドのカトリックを帝国に取り込んでいく道を選択する。この方向転換の背景には、ヨーロッパにおいて18世紀後半に至って全盛に達した啓蒙思想、革命によって浸透していった自由主義の理念が影響していたことはいままでのない。フランス革命に鼓舞された共和主義的ユニテッド・アイリッシュメンの反乱もまたイギリスにアイルランド島を含めた帝国の安定の必要性からの方向転換を促した。最終的にその動きは、1801年のアイルランドとイギリスの連合王国成立、1829年のカトリック解放令に帰結する。18世紀後半の一連の刑罰法の緩和は、ヘッジ・スクールの場所を垣根の陰から村の小さな小屋へと移し、ヘッジ・スクールは、ペイ・スクール (pay schools) という名でも呼ばれるようになる。その連合王国成立前後、アイルランド島全土に広がり、雑多な内容の教育を行っていたヘッジ・スクールとその教師たちは、教育管理権を掌握しようとする政府にとって、連合王国国民形成のための国民学校にとってかわられるべき旧弊にほかならなかった。

アイルランド内の社会・経済的状況

刑罰法による教育制限は1703年、1709年と強化され、また1745年には1695年の「在外教育制限法」の厳格な施行が促される。しかし教育への制限にしる、カトリック聖職者の活動制限にしる、刑罰法が厳

格に機能したのは18世紀はじめまでであり、現実にはヘッジ・スクールがそうであるように、多くの抜け道が存在したのである。土地を持たない農業労働者や小作農など最下層の人々は変わらぬ厳しい生活状況にあり、1740年、41年には飢饉もあったが、「農民の生活が全くの悲哀と絶望そのものであったと考えるのはもちろんあやまち」であり、「天候と収穫が良好な時代にあつては、彼らはのんびりと欲求不満のない生活を送っていた。民謡・歌謡・舞踊・音楽の芸道は広く学習され、鑑賞の対象となり、人々はこの世の財には乏しかったが、豊かな民族文化を所有し」ていた⁶⁾。そうした民族文化の継承の役割の一部を担ったのがヘッジ・スクールとその教師だったのである。

18世紀にはいって比較的安定した平和な状況が続いたこともあり、アイルランド経済は特に18世紀半ばから商業を中心に成長していく。国内の道路や水利の発展とスペインをはじめとする大陸カトリック諸国との商業ネットワークを背景に、コーク、リマリック、ウォーターフォードといった都市を中心に貿易が活発になり、またリネン産業、織物業の成長がみられ、経済的効果は農業へも少なからず影響した。貧しい最下層農民が支配層の地主階級かという二分だけでなく、あらたな中産層が成長したのもこの時期である。啓蒙思想の進展、中産層の成長、商業的発展にともなった出版産業の発展は、おそらく読書人口の増加を促し、知識・教養を求める声、あるいはイギリスとの関連の大きかった貿易・商業活動で必須だった英語教育の需要を社会のなかで大きくしたに違いない。

こうした変化が農民の親たちの子どもの教育に向けた心性にも及び、学校の増加やヘッジ・スクールの教育内容に影響を与えたことは間違いないだろう。またこの時期の急激な人口増加もヘッジ・スクールの拡大の大きな要因と考えられる。C. オグラダ (Ó Gráda) によれば、1740 1年の飢饉後に200万から250万人、1800年には約500万人と倍増、また、国民学校成立時の1831年の人口調査では776万を超えるという成長ぶりである⁷⁾。こうした人口増の原因としてジャガイモ栽培による食料事情の改善や若年結婚などが議論されているが、いずれにせよ人口増加率は特に農業労働者、小作農など貧しい階層で高く、ヘッジ・スクールに通った主な社会層との連関が考えられる。

一方で、経済発展による富は、地主・商人層、地域的には北部アルスターに集中しており、貧しいまま取り残された農民たちに不満がつのっていった。特に1759年にアイルランドの家畜をイギリスへ輸出することへの制限がなくなると、牧草地拡大のための囲い込みが進み、小作人が土地を追われ、この不満は南部のマンスターを中心とするホワイトボーイズ (whiteboys) の農民反乱として表出し、社会を揺るがす。また18世紀末には共和主義的精神をもったユナイテッド・アイリッシュメンの反乱も起こり、先に言及したように支配層の方針転換を促す社会不安となった。ヘッジ・スクールの教師や親たちはそうした反乱の場にも生きていたのである。

最後に民衆と社会に大きな影響力を持ったカトリック聖職者、カトリック教会の動きについて簡単に触れたい。聖職者・教会の立場は、その時代、あるいは高位聖職者が、共同体のなかで常に民衆の身近に存在する立場であったかによって異なる。刑罰法の厳しい時代は、カトリック聖職者は教師たちと同じ境遇と協力関係にあった。しかしカトリック救済が進展し、カトリック復興運動とその一環であるカトリックの教区学校の設立が大きな課題となったとき、高位聖職者は国民学校制度により教育管理権を集中しようとする政府とのかけひきのなかで、一方でプロテスタント系の教育団体、他方でヘッジ・スクールと対抗する立場を強く打ち出していく。しかし19世紀はじめの時点では、カトリックの教区学校は少しずつ増えていたが、人口増加に比較するとまだ大きく立ち遅れており、ヘッジ・スクールが民衆教育の役割を代わりに担っていたことは否定できない。

3 . ヘッジ・スクールへの評価と研究動向

18世紀末から19世紀前半の指導層のヘッジ・スクールへの評価

教区学校 (parish schools)、王立学校 (royal schools)、勅許状学校 (charter schools) などのイギリ

スによるプロテスタントへの改宗目的を持った学校が成功せず、またカトリックの教区学校も、カトリック大衆に学校を満足できる数字で提供できなかったなかで、ペイ・スクールは1826 7年の調査報告書によれば全学校中約79%を占めており⁽⁸⁾、そのほとんどがヘッジ・スクールであったことから、ヘッジ・スクールがアイルランドの民衆教育の中心的担い手であったことは間違いない。連合王国成立の気運のなかで、政府は18世紀末から19世紀はじめにかけて、一連のアイルランドにおける教育調査を実施していく⁽⁹⁾。報告されたアイルランドの教育状況は、まさに全土にヘッジ・スクールが広がり民衆教育を行っている姿であった。新たに国民学校を設立し、国民教育の運営管理を政府の手に集中する必要を感じ始めていた当時の政治指導者たちにとって、また政府助成金をはじめ、教育権を獲得していこうと試みるカトリック高位聖職者たちにとって、またアイルランドについて観察した同時代のプロテスタント系知識人たちにとっても、共通にヘッジ・スクールは劣った学校、子どもたちを墮落した生活へと導き、不忠の精神を植えつける学校であり、ヘッジ・スクールの教師たちは「無知、不道徳、不忠、貧困」の四つの重大な悪徳を持つ人々であった⁽¹⁰⁾。その理由としてヘッジ・スクールの教師たちが18世紀後半の農民反乱や共和主義的反乱にかかわったこと、ヘッジ・スクールがアイルランド独特のお通夜(wake)や聖人の祭り(pattern)に場所を提供し、飲酒、お祭り騒ぎの慣習を温存したこと、ヘッジ・スクールで使用された読本が雑多で、特にその中心となったチャップブック(chapbook)の内容が劣っているとみなされたことが挙げられる。

従ってヘッジ・スクールについての研究とそれについて言及したこれまでの文献は、ヘッジ・スクールと競争関係にあった他の学校や教育団体を強く批判する姿勢を持ったもの、あるいはより客観的な視点を持ったとしても、当時のこの批判への反論という文脈で描かれていることが大きな特徴である。

ダウリングからマクマナスへ

ここで、ヘッジ・スクールを主題とした代表的な二冊の文献を中心に紹介する。まずヘッジ・スクールとは何かを一冊の本として早期に総括したものとしてP.J.ダウリング(Dowling)『アイルランドのヘッジ・スクール』(1935)⁽¹¹⁾が挙げられよう。

全14章からなり、第1章から第4章では、まず古い時代のアイルランド独自の学校、つまりゲールの文化を伝え、ゲール首長の力の弱まりとともに衰退していった「詩人の学校」(the bardic schools) またキリスト教の根付きとともに発展し、6、7世紀にはヨーロッパのキリスト教教育の中心ともなった修道院学校とその衰退を紹介し、ヘッジ・スクールへの文化的継承を示唆する。次に主としてヘッジ・スクールと同時代に存在した、イギリスによる改宗という目的を含んだ学校の創設とその活動状況、あるいは学校教育に関わった団体とその学校について、そのアイルランド教育史における意義の限界、つまり数の上でも、改宗という意味でも大きな力となりえなかったことを示し、またヘッジ・スクール発生の契機となった刑罰法について教育史的な流れに沿いながら言及している。

第5章～第8章の内容はヘッジ・スクールそのものを対象としていくが、特にヘッジ・スクールがどのように始まったのか、親たちが犠牲を払ってまでその設立運営に協力したこと、粗末な小屋など学校の特徴、暗唱中心の教育方法や教室の雰囲気、教育内容やその水準、生徒の達成度、使用された多種多様な教本について順番に紹介されていく。

後半の第9章～第14章ではヘッジ・スクールの教師たちに焦点があてられていく。ヘッジ・スクールからヘッジ・スクールへとアイルランド中を遍歴し、教師として修業していく貧しい学生、わずかな授業料と、季節ごとに生徒数が変化するという不安定さを原因とする教師の収入の低さと、それを補うため教師がかかわるさまざまな職業、教師の社会的信望として教師の道徳性や愛国心を検討し、最後の三つの章では特に、それぞれゲール文化の継承者としての役割を担った詩人の教師たち、より高度な知識と技能を持った都市アカデミーのヘッジ・スクール出身の教師たち、最後に、19世紀国民学校成立期のヘッジ・スクールの最後の興隆の時期に、特にアイルランド語学者として優れた教師や、アイルランド語を収集したり、アイルランド語で筆記した貴重な記録を残した教師たちを紹介している。

『アイルランドのヘッジ・スクール』で捉えられたヘッジ・スクール像は、その後の多くの研究の依拠するところとなり、その意義は大きい。その全体を通して19世紀はじめまでの一連のヘッジ・スクールへの批判に対して、ヘッジ・スクールとその教育内容、あるいは教師たちを擁護、あるいは高く評価する姿勢が貫かれている。特に教師像に重きがおかれ、そのアイルランド民族文化の継承者としての役割を高く評価していることが伝わってくる。

A・マクマナス(McManus)は、『アイルランドのヘッジ・スクールとその教本、1695-1831年』(2002)¹²⁾の序論で、ダウリング以前、あるいは同時代の他の教育史研究者たちがプロテスタントの学校や教育団体への徹底した批判という民族主義的視点を強く持っていたことと比較して、ダウリングは非宗派的宗教教育の原則を持っていた団体、キルディア・プレイス協会のアイルランドの教育への貢献を進んで認めようとした点で、より客観的であったと評価している。しかし、ヘッジ・スクールの教師の農民暴動へのかかわりへの視点が不十分であること、また、当時の上層部からの批判の大きな柱のひとつだった、ヘッジ・スクールで使用された教本への懸念を退ける論証が不十分である点を指摘している。確かにダウリングは教本についてはその多様性を紹介しつつも、マクマナスのような教本の物語性に深く踏み込んだ分析はない。それに対して、マクマナスはその部分にさいたページ数の多さからも、教本の分析を中心に、18世紀末から19世紀前半の上からのヘッジ・スクール批判へ反論を試みたものといっただろう。

『アイルランドのヘッジ・スクールとその教本、1695-1831年』ではまず序論のなかで、ヘッジ・スクールについてD.J.ダウリングを中心とする過去の研究動向について、補わなければならない点を紹介し、マクマナス自身の視点として、ヘッジ・スクールの教師と当時の農民反乱とのかかわりをより深く見ていくこと、教本の分析に重きを置き、特にチャップブックにみられる当時のアイルランド民衆文学の多様性から、その教本の内容が劣ったもの、悪へと導くものではなかったことを論証していくことを主題としてあげている。また、アイルランドのヘッジ・スクールは、聖職に就こうとする学生のため、外国軍に従事するため、大陸での商売のため、あるいは本国での仕事のための教育を提供したことを指摘している。

第1章は刑法とヘッジ・スクールの始まりから国民学校制度成立までのアイルランド・イギリスの歴史的状況を踏まえ、政府による一連の教育調査の動向と教育管理権や政府の助成をめぐって活発な動きをみせるカトリック高位聖職者、つまり、当時最大の政府助成を受けていたキルディア・プレイス協会と数の上で多数だったヘッジ・スクールへのカトリック教会の対抗を描きながら、国民学校成立までの過程とヘッジ・スクールの教育史における意義をダイナミックに分析している。続く2,3章はダウリングのヘッジ・スクールへのアプローチと同様の内容をさらに深く掘り下げていった部分である。まず社会的背景として18世紀末から19世紀はじめのアイルランド社会とヘッジ・スクールについて、中産層を含めた社会階層の諸相を分析したうえで、農民反乱と教師のかかわり、教師の専門性、修業過程、共同体内での教師の役割、文化の担い手としての教師像を提示している。ヘッジ・スクールの特色ある教育としては、読み方、書き方、算術をはじめとする多彩なカリキュラムのそれぞれについての分析。カリキュラムの範囲は教師の資格・能力によっていたが、他の学校に比べて広範囲であり、貧しいものたちの教育水準としては高いと評価された点を指摘している。また特に古典学習については、ケリー州の古典を教えるヘッジ・スクールと大陸アイリッシュ・カレッジとのつながりを例示しながら言及している。

マクマナスの最大の特徴である、ヘッジ・スクールで使用された教本の分析は4章以下からで、1825年の教育調査報告の付録に挙げられた膨大な教本リスト¹³⁾をもとにしており、第4章では17世紀以降の文学史として、子ども向けの本、犯罪者の伝記、恋愛娯楽小説からハナ・モアのような女流文学者の作品等を紹介し、当時流行となった低価格の民衆本を検討する。第5章は特にヘッジ・スクールでもっとも人気のあったジャンルである中世騎士道物語について代表的作品の内容を紹介し、第6章では、よ

り高度なレベルの教本として、18世紀の女流作家たちやデフォー、スウィフト、リチャードソン、フィールディング、ゴシック小説等の代表作を解説し、ヘッジ・スクールの教育が聖職者への道、大陸での従軍や本国での仕事のためのものであった理由として、これらの高度な内容の文学が使われていたことを示唆している。最後に第7章では、キルディア・プレイス協会、あるいは後の国民学校で取り上げられ、奨励された本の紹介と検討がなされる。それらはよき労働者であること、健全な家庭生活のあり方など、アイルランド人の慣習を改良していこうとする狙いがあったことを中心に論じている。

結論でマクナマスは、教師たちの農民反乱へのかかわりを認めながらも、19世紀はじめまでの一連の教育調査報告や当時のカトリック高位聖職者たちが、ヘッジ・スクールの教師たちの教育への貢献、当時の民衆の教育水準を正当に評価しきれなかったことを指摘する。そして、アイルランドの親たちの教育への熱意や、民衆とともにあり、民衆文化の担い手となり、一定以上の知識水準を持っていた教師たちの存在を主張する。さらに、ヘッジ・スクールの教本の雑多性は当時の民衆の読書嗜好を反映しており、その内容は決して批判の対象とされるだけのものではなかったことなどを再確認し、民衆や教師たち、そしてヘッジ・スクールを積極的に擁護している。

マクマナスは、国民学校成立にいたるアイルランド教育史のなかで、ヘッジ・スクールがどのように位置づけられるか、ヘッジ・スクールの教師たちの農民反乱へのかかわりを、ダウリングと比較して、客観的により詳しく提示しており、その点は評価できる。また、教本の内容への細かい分析は興味深く、当時のアイルランドの出版文化、民衆の読書嗜好、あるいはヨーロッパ文学についての広範囲で深い知識と洞察力あつてのことであろう。同様にヘッジ・スクールの教本、特に中世騎士道物語や盗賊の物語を分析することによってヘッジ・スクールの評価の検討を試みた研究者にJ.R.R. アダムス (Adams) がいる。両者はその物語が若者の豊かな想像力を生むものとして、ヘッジ・スクールの教育が決して批判されるだけのものではなかったことを主張している点で共通している⁽¹⁴⁾。

ただ教本の物語の内容評価は、相対的価値判断による部分があり、そこに客観的論証としての限界がないかどうか疑問が残る。たとえば日本の漫画にしても、文学より低いジャンルとみなされたり、子どもの識字能力の低下の原因という批判を受ける場合もあるし、その芸術性やメッセージ力が高く評価される場合もあり、時代や作品によって評価は変化する。さまざまなジャンルの文学へのそれぞれの批判は、おそらくアイルランドだけのことではなく、また時代によって変化したはずである。また、マクマナスは第6章で、ヘッジスクールが聖職者への道、大陸での従軍、商売のための教育を提供したことの根拠として、高度なレベルの教本が使用されたという分析を試みているが、一方でたとえばアダムスのように、ヘッジ・スクールの教育と大陸のアイリッシュ・カレッジとのつながりを、「空想的である」とする疑問の声もある⁽¹⁵⁾。この点についてはさらに広範囲の教本の分析、大学レベルの学校への進学のための学校の教本との共通性、大陸での教育や従軍での教養・理解力としての必要性や大陸諸国での学校の教本との共通性など広範囲に検討する必要があるのではないだろうか。

その他のヘッジ・スクール研究

そのほか、ヘッジ・スクールは、アイルランド教育史の文献のなかで、国民学校制度成立以前の社会に広く教育が普及していた証拠として取り上げられている。たとえば、D. アケンソン (Akenson) は『アイルランドの教育実験』(1970)で、アイルランドの民衆教育の早期確立の背景としてヘッジ・スクールの普及を捉える。刑罰法による厳しい制限、圧力がカトリック農民層の教育を求める心を高め、それがヘッジ・スクールの拡大につながったことを論じ、多くの民衆の学校を支えようとする自発性が、アイルランドが「英語圏のなかで最初の民衆学校の国家制度を獲得した」主因であることを強調している⁽¹⁶⁾。

ヘッジ・スクールの具体像の検証を補うものとして、いくつかの地域教育史のアプローチが行われている。たとえばJ. マルカヒー (Mulcahy) は、教区資料、国民学校請願資料等をよりどころとしてコーク州ブラーニー教区の学校史について、ヘッジ・スクールから国民学校設立までの流れのなかで、学校

の状況、教師像、国民学校設立式典の様子など分析しており⁽¹⁷⁾、J. ホーバン (Hoban) はロスコモン州のヘッジ・スクールについて、特に国民学校制度導入後、どのようにヘッジ・スクールが残存していったのか、教育調査報告および人口調査報告に基づき分析している⁽¹⁸⁾。またM.アハーン (Ahern) の『クロンメル・ベイ・スクール』⁽¹⁹⁾は、19世紀の教育調査資料を基に、都市のヘッジ・スクールの変遷について分析を試みている。

そのほかのアプローチとして教師像を追ったものがあり、R. ハーバート (Herbert) の『四人のリムリックのヘッジ・スクールの教師』⁽²⁰⁾では、リムリック州の4人のヘッジ・スクールの教師に焦点をあて、それぞれが教師としてどのように生き、どのような教育を行い、どのように評価されたかを示している。こうした研究の多くは、一連のヘッジ・スクールへの批判に対する反論としての文脈を根底に持っている。

4 . ヘッジ・スクールを研究する上での課題と今後の展望

ヘッジ・スクールを研究するうえでの困難はまずヘッジ・スクールの定義づけの難しさであろう。親たちによって支えられた学校であること、教会、教育団体、政府によって営まれる学校ではないこと、わずかな授業料を受け取る学校であること、貧しい人々に向けられた学校であることが挙げられるが、ヘッジ・スクールの雑多な性格が明確な像を描きにくくしていることはたしかである。一方で貧しいアイルランドの民衆がわずかな授業料で教育を受けたみずばらしい小屋の学校のイメージが強調され、また一方で古典教育を行い、100人以上の生徒集めた古典学校に近い学校や都市のアカデミーまでヘッジ・スクールとして論じられている場合がある。

さらにヘッジ・スクールは、そのほとんどが一人の教師による個人的利益のための経営であり、教師は利益を求めて移動し、多くが短期間の存在で、継続的な資料が少ないことも研究の難しさを強めている。この資料の問題では、特に18世紀の資料は少なく、当時の旅行記録の文献のなかからの文章や、教師によって残された詩などに依拠せざるを得ない。人口調査そのものも1821年からである。そのため資料は主として、教育調査報告の記録である議会資料をはじめ、19世紀以降のものに集中する。

こうした困難やこれまでの研究動向を踏まえたうえで、どのように取り組んでいくのが、非アイルランド、非ヨーロッパの研究者としては、まず、従来の上からの批判への反論という文脈から離れ、より客観的にヘッジ・スクールを捉えなおすことが大切であろう。その客観性は、これまでの研究について、ヘッジ・スクール拡大の背景としての人口変化の問題やヘッジ・スクールを第一に支えた親たちの生活状態、例えば当時の民衆の収入状況、生活品物価と授業料の比較などについて、数字的資料をさらに補うことで少しでも高められるのではないか。

ここでひとつの例として、1824-27年の政府によるアイルランドの教育調査を取り上げたい。これは、当時政府の学校への助成がキルディア・プレイス協会やロンドン・アイルランド人協会といった教育団体の学校に限られていたのに対し、カトリック教会がプロテスタント系教育団体への支援を終了させ、今までのものに代わるシステムを設立すべきであるという要求をし、それに対して政府が答えるなかで行われた教育調査であった。それ以前の教育調査の流れを継承するもので、アイルランドの教育状況を把握し、国民学校制度を導入する目的につながっていた。

一連の調査報告のうちの第二報告は⁽²¹⁾、アイルランド全土にわたる地域ごとの学校状況調査で、多くの地域的研究がこの資料から教区や地域ごとのヘッジ・スクール像を描き出している。各報告書は全国のプロテスタント聖職者、カトリック聖職者双方によって提出され、各学校の生徒数などの調査内容が時期を変えて二重に報告される結果となっている。たとえば前述の全学校数に対する割合とは別に、全生徒数のうち、約70% (プロテスタント報告) または約71% (カトリック報告) がベイ・スクールに通っていたこと、ベイ・スクール1校あたりの平均生徒数は約42人 (プロテスタント報告) ま

たは約43人（カトリック報告）と計算できる。報告書の項目は、各学校の教師名、教師の宗派、教師の収入、校舎の状況、生徒の性別・宗派、教育団体とのかかわりや聖書教育についてと多岐にわたり、地域教育史的アプローチでその教区、大教区の状況を分析する貴重な資料となっている⁽²²⁾。

また、国民学校制度導入後、1835年の政府の教育調査報告書⁽²³⁾では各教区からの報告に基づき、学校の種類、教師名、授業料、性別生徒数、平均出席数、教育内容について全国規模で示され、前述の教育調査報告と調査内容的に重なる部分があるため、この時期のヘッジ・スクールを含めた学校状況について、地域の変化を比較することが可能である。このような資料から何が読み取れるのか、さらに検討を続けていくことが大切であろう。

マクマナスの、ヘッジ・スクールの教育が大陸での聖職者教育、外国軍への従軍、大陸での商業のために道を開くものだったという主張は興味深い。アイルランド各地から学生が遍歴し、大陸を目指してマンスターのヘッジ・スクールに集まり、マンスターのヘッジ・スクールは他地域に比べて盛んであったという。大陸への商業的コネクションの中心となる都市をたくさんもっていたマンスターという地域に眼を向けて資料を検討していくこともまた、意義があると考えられる。

実際に大陸に渡った数は少なかったにしろ、民衆の教育を求める心の向かう先が大陸へとつながっていたこと。そうしたつながりのなかにヘッジ・スクールの教育が位置づけられることで、国境線を持った近代国家の成立とよき国民を育成するための国民学校制度成立以前の人々の生き方、教育観が示されるのではないだろうか。

5 . おわりに

以上、17世紀末から19世紀前半のアイルランドの民衆教育機関であったヘッジ・スクールとは何か、どのような歴史、社会背景のもと存在していたのか、またどのように評価され、研究されてきたか、その研究上の課題は何かを示した。アイルランド固有であることを尊重しつつも、アイルランドの民衆、つまりその学校に通った生徒たちとその親、教師たちはイギリスやヨーロッパ大陸の政治・経済・文化の影響を受け、島を超えた有機的な関連のなかに存在していたはずである。その視点を大切に、ヘッジ・スクールをより客観的に捉えなおすことは、アイルランドの社会・民衆史、および島を超えた地域としての研究にとって意義深いと考える。

〔注〕

- (1) 18世紀末から19世紀はじめ、アイルランドには、「反悪徳キリスト教知識実践普及協会」(Association incorporated for Discourtenancing Vice and Promoting the Knowledge and Practice of the Christian Religion、1792年)、「ロンドン・アイルランド人協会」(the London Hibernian Society、1808年)、「バプティスト協会」(the Baptist Society)、「アイルランド貧民教育促進協会」(the Society for promoting the Education of the Poor in Ireland、1811年、別名「キルディア・プレイス協会」the Kildare Place Society)等の団体があり、議会助成金を得て学校を支援する教育活動にかかわっていた。多くはプロテスタントへの改宗をその目的としていたが、「キルディア・プレイス協会」は「聖書を注釈や論評なしに教える」という方針で非宗派主義を打ち出し、より多くの助成をうけるようになっていった。
- (2) 刑罰法はカトリック信仰そのものを禁止したものではないが、カトリックの聖職者の活動、土地所有、政治参加、専門的職業活動等あらゆる分野を制限するものだった。「在外教育制限法」は、子女を海外のカトリックの大学、神学校、修道院等に送って教育を受けさせることに対して罰則

を設け、制限したものである。

- (3) J.ホーバンは王立調査委員会の教育人口調査報告書から1870年にヘッジ・スクールと呼ばれる学校がマンスターに117校、レンスターに43校、コナハトに44校あったことを引き出し、ヘッジ・スクールは大飢饉後19世紀後半まで残存していたことを示している。(J. Hoban, “ The Survival of the Hedge Schools: A Local Study ” in *Irish Educational Studies*, vol.3, no.2, 1983, pp. 32-33.)
- (4) 勝田俊輔「名誉革命体制とアイルランド」近藤和彦編『長い18世紀のイギリス その政治社会』山川出版社、2002年、p. 155。
- (5) 16世紀末から17世紀にかけてスペイン、フランス、ローマをはじめ、大陸中に設立され、1690年までに30はあったとされる。アイルランド人が聖職者となるために学ぶ神学校であったが、多くはフランス革命の混乱によって閉鎖された。
T. オコナーは、学生登録簿をはじめ豊富な資料が可能となったことから、マンスターと大陸に移民したアイルランド人社会との商業ネットワークとの関連も含めて、近年研究が進みつつあることを紹介している。(T. O Connor, “ Ireland and Europe 1580-1815: Some Historiographical Remarks ” in T. O Connor (ed.) *The Irish in Europe, 1580-1815*, Four Court Press, 2001.)
- (6) T.W. ムーディ、F.X. マーチン編著、堀越 智監訳『アイルランドの風土と歴史』論争社、1987年、p.248。
- (7) C. Ó Gráda, *Ireland: A New Economic History 1780-1939*, Oxford University Press, 2001, p.6. 1831年については、W.E. Vaughan and A.J. Fitzpatrick (ed.), *Irish Historical Statistics: Population, 1821-1971*, Dublin Royal Irish Academy, 1978, p.3 を参照した。尚、アイルランドでは1821年以前の人口統計については、炉辺税 (hearth tax) や人头税のデータや旅行記の記録などからの見積もりによって算出されている。
- (8) *Second Report of the Commissioners of Irish Education Inquiry*, 1826 27の数値により計算。全学校数11,823校中、政府や教育団体との関係がなく、授業料によって独立して運営されていたペイ・スクールは9,352校であった。
- (9) S・パークスは、1786年以降国民学校制度導入までの間に行われた教育調査のなかで、特に1791年、1806 12 / 13年および1824 27年の調査の一連の報告を、イギリス議会資料のなかのアイルランド初等教育に関する資料として示している。
(S. M. Parkes, *Irish Education in the British Parliamentary Papers in the Nineteenth Century and After, 1802-1920*, History of Education Society in association with Cork University, 1978, pp. 9-10.)
- (10) R. Herbert, “ Four Limerick Hedge-Schoolmasters ”, in *The Irish Monthly*, no.72, 1944, p.45.
- (11) P.J. Dowling, *The Hedge Schools of Ireland*, Mercier Press, 1968. 初版は1935年。
- (12) A. McManus, *The Irish Hedge School and Its Books, 1695-1831*, Four Courts Press, 2002.
- (13) *First Report of the Commissioners of Irish Education Inquiry*, 1825 (400), xii, 1: Appendix No.221.
1825年の調査報告書で、アルスター、レンスター、コナハト、マンスターの4地域を代表するドネゴール、キルディア、ゴールウェイ、ケリー州の教区報告により、教理問答、聖書、パンフレットとは別に、宗教作品、娯楽・伝記 (history)・物語作品の項目別に、総計391冊の学校で使用されていた本のタイトルが挙げられている。
- (14) J.R.R. Adams, “ Swine-Tax and Eat-Him-All-Magee: The Hedge Schools and Popular Education in Ireland ” in J.S. Donnelly jr. and K.A. Miller (eds.), *Irish Popular Culture 1650-1850*, Irish Academic Press, 1999, pp. 104-108参照。
- (15) *Ibid.*, p.98.
- (16) D. H. Akenson, *The Irish Education Experiment: The National System of Education in the Nineteenth Century*, Routledge & Kegan Paul, 1970, p.58.

- (17) J. Mulcahy, “ Unwillingly to School : A Survey of Education in Blarney from the Penal Days to the Famine ”, in *Old Blarney*, no.3, 1993.
- (18) Hoban, *op. cit.*
- (19) M. Ahern, “ Clonmel s Pay Schools :‘ urban hedge schools ’” in *Tipperary Historical Journal*, 2000.
- (20) R. Herbert, “ Four Limerick Hedge-Schoolmasters ”, in *The Irish Monthly*, no.72, 1944.
- (21) *Second Report, op. cit.*
- (22) *Ibid.*, Appendix. No.22, Parochial Returns.
- (23) *Second Report of the Commissioners on Public Instruction(Ireland)* 1835.

〔参考文献〕

一次史料

- *First Report of the Commissioners of Irish Education Inquiry*, 1825, (400) xii, 1: Appendix, No.221.
- *Second Report of the Commissioners of Irish Education Inquiry*, 1826-27, (12) xii, 1.
- *Second Report of the Commissioners on Public Instruction(Ireland)* 1835, (47) xxxiv,1.

二次文献

邦文文献

- 田口仁久『イギリス教育史：スコットランドとアイルランド』文化書房博文社、1993年。
- J.C.ベケット、藤森一明・高橋裕之訳『アイルランド史』八潮出版社、1972年。
- T.W.ムーディ・F.X.マーチン編著、堀越 智監訳『アイルランドの風土と歴史』論争社、1987年。
- 勝田俊輔「名譽革命体制とアイルランド」近藤和彦編『長い18世紀のイギリス：その政治社会』山川出版社、2002年。

英文文献

- Adams, J.R.R., “ Swine-Tax and Eat-Him-All-Magee: The Hedge Schools and Popular Education in Ireland ” in J.S. Donnelly jr. and K.A. Miller (eds.) *Irish Popular Culture 1650-1850*, Irish Academic Press, 1999.
- Ahern, M., “ Clonmel s Pay Schools:‘ urban hedge schools ’” in *Tipperary Historical Journal*, 2000.
- Akenson, D.H., *The Irish Education Experiment: The National System of Education in the Nineteenth Century*, Routledge & Kegan Paul, 1970.
- Coolahan, J., *Irish Education: Its History and Structure*, Institute of Public Administration, 2002 (1981)
- Dowling, P.J., *The Hedge Schools of Ireland*, Mercier Press, 1968.
- Foster, R.F.(ed.) *The Oxford history of Ireland*, Oxford University Press, 1992.
- Herbert, R., “ Four Limerick Hedge-Schoolmasters ” in *The Irish Monthly*, vol.72, 1944.
- Hoban, J., “ The Survival of the Hedge Schools:A Local Study ”in *Irish Educational Studies*, vol.3, no.2, 1983.
- McManus, A., *The Irish Hedge School and Its Books, 1695-1831*, Four Courts Press, 2002.
- Mulcahy, J., “ Unwillingly to School: A Survey of Education in Blarney from the Penal Days to the Famine ” in *Old Blarney*, no.3 , 1993.
- Parkes, S. M., *Irish Education in the British Parliamentary Papers in the Nineteenth Century and After, 1802-1920*, History of Education Society in association with Cork University, 1978.
- Ward, R.E., *An Encyclopedia of Irish Schools, 1500-1800*, The Edwin Mellen Press, 1995.

消費主義という文化イデオロギー

市橋 亮子

書評文献：L. スクレアー『グローバル・システムの社会学』

野沢 慎司 訳、玉川大学出版部、1995年〔原著1990年〕

はじめに

今日、ファーストフードやその他の産業における、グローバルなフランチャイズの規模は膨大なものである。しかも、そうしたフランチャイズはきわめて集中化しており、約50社が総売上高の半分を占めているともいわれる。このいちばんよい例がマクドナルド現象である。

マクドナルド社は、1981年にマニラへは初めて出店し、その後急速に店舗を増やした。フィリピンの経済に対するプラスの効果は、雇用、従業員訓練、国内の連関（高水準の現地供給業者の創出や促進）などにみられたという。地元のフィリピン系チェーン店への影響も非常に興味深いものがあった。フィリピン系ハンバーガー・チェーンは、もともとは「アメリカらしさ」を売り物にして製品を市場に出していた。しかし、マクドナルド社が参入してくると、いわば「アメリカらしさ」のシンボルは独占されたかたちになり、現地のチェーンは地元風の味付けを売り物にし始めた。マクドナルドが「フィリピン消費者の植民地的メンタリティー」にアピールしているのに対して、フィリピン系ハンバーガーはフィリピン的ライフスタイルの路線で宣伝されているという報告がある。

グローバルな資本主義システムは、支配的であるとはいっても完全に今日の世界を覆い尽くしているわけではない。しかし、このシステムの商品提供能力と、消費主義が振りまく将来展望の魅力にとりつかれている多くの人々がいることは明らかであろう。

私的な部分の豊かさと公的な部分のみすばらしさ、または物質的な豊かさと精神的な貧弱さ。もっとも豊かな国にあっても生き残りをかけて競り合っている存在がある。その存在は貧しい人々にとって喉から手が出るほど欲しい消費財を宣伝しているのと同じ画面や紙面を通じて、毎日のように目にすることができる。消費主義の宣伝の基盤になっている「選択の自由」のために、同じ消費主義の否定的側面であるホームレス、失業、幼児虐待、薬物中毒、性的搾取、暴力、絶望などが宣伝されることになる。裕福な人のみならず、貧しい人にとっても、すべてのものの良いところだけを取りたいと望むことは間違ったことではない。世界を征服しつつあるグローバルな資本主義のプロジェクトを目の当たりにして、果たして他に選択するものとそうした余地がまだあるのかどうか。

20世紀までに、こうした資本主義が達成したほどの成功をおさめているシステムはない。現代の消費のグローバル化をどのようにとらえるべきか、スクレアーの議論を通して探っていきたい。

1 グローバル・システム

『グローバル・システムの社会学』の著者、L. スクレアーは国連超国家企業センターのコンサルタントを勤め、中国・エジプト・メキシコ・アイルランドで超国家企業に関する研究を進めている。この本の出版当時は、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス社会学講師である。

スクレアーの主眼としているものは、グローバル・システムという概念が真の科学的妥当性をもつこと、そしてこの概念が増大しつつあり、急速に変化しつつある諸現象の分析にとってますます必要になっていることを論証することにあるとしている。

本書のおおまかな構成を紹介すると次のようになる。

序文

- 1章 グローバル・システムの社会学
- 2章 超国家的実践の理論に向けて
- 3章 企業、階級、消費主義
- 4章 第三世界における超国家的実践
- 5章 第三世界における消費主義の文化・イデオロギー
- 6章 グローバル・システムのなかの社会主義(1)
- 7章 グローバル・システムのなかの社会主義(2)
- 8章 結論

スクレアーの論ずる「グローバル・システム」の理論的枠組みの中心に位置しているのは超国家的実践という概念である。超国家的実践(transnational practices, TNP)とは、分析上、経済的レベル、政治的レベル、文化・イデオロギー的レベルの3つのレベルに区別され、これら3つによって社会学的全体性が構成されると考えるものである。

それらの構成主体としておもに取り上げられているのは次のようになる。

- ①経済的実践 超国家企業(transnational corporation, TNC)
- ②政治的実践 超国家的資本家階級(transnational capitalist class, TCC)
- ③文化・イデオロギー的実践 消費主義の文化・イデオロギーの諸制度

TNPはグローバル・システムの文脈のなかでのみ意味をもつ。輸入品を買うとき、わたしたちはひとつの典型的な経済的TNPにかかわっており、超国家的な利害をもつ人々の掲げる政治的主張のために投票したりそれを支持したりするような影響を受けたとすれば、それはひとつの典型的な政治的TNPにかかわったことになる。グローバルな製品がほしいと思うような経験をするならば、それは典型的に文化・イデオロギー的TNPにかかわっている。

それぞれの実践の結果、その担い手たちは何を生み出しているのか。TNCは、商品を生産する。さらに、そうした商品を製造し、販売するうえで必要なサービスをも生産する。TCCは、ある国の生産物が他の国の市場にうまくのせられるような政治的環境をつくりだす。消費主義の文化・イデオロギーは生産物に対するニーズを生み出したり、そのニーズを支え続けたりするような価値観や態度をつくりあげる。こうした区別は分析上のものであり、現実の世界では、これらは互いに絡み合い混じり合っている。スクレアーは、ヘゲモン(hegemon)という用語を使ってグローバル・システムのなかにある非対称性を記述する。ヘゲモンとは、主要な超国家的実践の行為者、代表的な個人、組織、国家、階級であり、その利害が地球上の資源をめぐる闘争のなかで優位な位置を占める。地球上に流通しているもっとも重要な経済的、政治的、文化・イデオロギー的な財は、相対的に少数のグループによって所有されたり、制御されたりしている。

2 グラムシの「文化」ヘゲモニー論

イタリアのアントニオ・グラムシは、革命の後退とファシズムの勃興という状況に立ち向かいながら、1926年から10余年にわたる獄中生活を通し、ヘゲモニーや受動的革命、機動戦と陣地戦といった概念を理論化していった。ロシア革命を人間の集団意志の結実とうけとめ、マルクス主義の経済決定論を批判した。マルクスの社会科学には経済とは独立した主観の領域について、それを社会科学の対象領域にする理論装置が欠けていたのである。グラムシは、人間の「実践」なしには一切の存在は「無」である

との認識の下に、物質と人間との関係を「実践」によって媒介し歴史を生成する営為が「実践の哲学」の核心であると示唆した。また、成熟した市民社会では、権力が政治社会に集中しておらず、大衆の合意に基づくイデオロギー、文化支配、つまり、国家の「ヘゲモニー」として市民社会に拡散され浸透しているとする。だから国家は単に支配の道具＝暴力装置ではありえず、市民社会の全領域に張りめぐらされた「ヘゲモニー」の総体に変質しているという。

グラムシ理論は、マルクス主義国家論を本質（経済、階級）還元論的なものから、非マルクス主義にも開かれ、具体的分析を可能にするものへと引き上げる上で貢献した。後に、レイモンド・ウィリアムズは、グラムシ的なヘゲモニー概念を念頭に置きながら、従来のマルクス主義が社会システムの「土台」としてきた生産力や生産関係を、文化の生産を含み込んだ意味＝物質的な活動として定義し直した。ヘゲモニーの重層的な場として文化を捉えていくことは、とりわけ現代のように権力の問題を一方的な抑圧や操作、動員といった観点からでは捉えることができなくなっている社会について有効な方法である。ヘゲモニー概念は、このような社会において、社会を変えていくための闘争や運動を、かならずしも政治や経済の次元に収斂するのではないさまざまな日常的な実践を複合的に組み合わせていくことから考えていくように促している。

こうしたグラムシのヘゲモニー概念、および実践という観念を援用して論じられているのが、スクレアアの「グローバル・システム」の議論である。スクレアア自身も、文化とイデオロギーの領域内の物質的条件が変化してしまい、それによって1930年代にグラムシが覇権的過程について論じていたことが当時よりも現代においてますますあてはまるようになってしまったと述べている。この100年間に大きな変化が起こったことは間違いないが、それでもマルクスや19世紀の彼の同志たちが今日の経済や政治の領域をみてそれを理解するのはさほどむずかしいことではないだろう。ところが、文化・イデオロギーの領域では、グローバルな規模での覇権的支配の機会の変わりようは理解を越えていると想像するのである。

3 消費主義の登場とそのヘゲモニー的展開

1. 消費主義の登場

グローバル・システムのなかのTNPの担い手たちは、他のあらゆるカテゴリーの行為者との一定の関係のなかに位置づけられている。このシステムに参加しているグループもあれば、そこから排除されているグループもある。超国家的な資本主義の重要な歴史的役割とは、それまで排除されていたグループをその影響下に包摂することにあつた。しかし、こうした包摂は部分的なものであり、経済、政治、文化・イデオロギーの領域ごとに異なっている。

経済的な領域では、グローバルな資本主義システムはほとんどの国の多数派である賃金労働者に対して、何らかの制限を加えた位置を提供している。ものとサービスを直接生産する労働者は国家資本主義の提供する範囲内で自由に職業選択ができるが、近年いくつかの高賃金国においても製造業の仕事が減少したため、たくさんの労働者が恒常的な失業状態を強いられている。

政治的領域では、グローバルな資本主義システムは下層階級を必要としていない。議会制民主主義国においても投票を義務づけている国はごくわずかしがなく、投票率は有権者数の半数から3分の2程度である。

しかし、文化・イデオロギーの領域では全く異なる。グローバルな資本主義システムの目的はあらゆる階級、特に下層階級を包括的に包摂することにある。グローバルな資本主義の文化・イデオロギー的なプロジェクトは、私的利益となる資本の蓄積を永続させるために、自分が必要と感じている以上に消費するようにと人々を説得すること、言い換えれば、グローバルな資本主義システムが永遠に回り続けることを保証することにある。このシステムは、最初は対象を世界中のブルジョワジー、次に労働者階

級、さらにあらゆる場所の可処分所得をもつすべての人へと浸透しつつ発展している。

資本主義的なグローバル・システムのなかでは、文化はつねに消費主義のためのイデオロギー的な機能を担っている。そのため、あらゆる文化的TNPは、同時にイデオロギー的な実践でもある。

2. 消費主義のヘゲモニー的展開

1980年代、コミュニケーションの電子メディアが、まさにその本質にかかわる変革をとげると同時に、これまでにない成長をみせた。生産者向けおよび消費者向け電子製品部門での、技術的な進歩、国際的な競争、相対的価格低下により、電子メディアを牛耳っている米国、ヨーロッパ、日本のTNCは、さまざまな覇権的实践を確立・強化するためにグローバルな戦略を展開した。

バグディキアンの論じるところによれば、主な行為体がグローバルな資本主義システムの全般的な支配を手に入れようとせめぎあうことにより、国家の境界線はますます意味を失ってきている。彼らの目標は、メディア、広告、消費財製造業者の三者によるグローバルなトロイカのために「購買ムード」をつくりだすことである。「人間の注意をくぎづけにし、商品売り込むのに必要な無批判なムードをつくりだすという現代のテレビのテクニックは、これまで人間が経験したことの無いものであり、男も女も子供たちもこれに対してまったく無防備であるのだが、売り込まれる商品は人間のニーズにとってはせいぜい二義的なものであることが多い」(Bagdikian, 1989)。

情報と娯楽と製品の宣伝との境目をシステムティックにぼやかしていくことがもたらしたのは消費主義の再編であり、それによってすべての公的マスメディアとその内容は、観念、価値、製品、つまり消費主義的な世界観を売り込むための機会に変容させられる。マクルーハンの「メディアはメッセージである」という言葉を参照し、スクレアーは、消費主義の文化とイデオロギーというメッセージがメディアを飲み込んでしまったと論じる。さらにその最終的な結果は、ライフスタイルという強化された自己イメージの新しい概念である。これは「消費能力における真の差異をうまく隠し、低所得者、失業者、高齢者を無視してしまう」(Fetherstone, 1987)だけでなく、そのイメージとそれが表象しているよりよい生活というものから逃れようとするものはほとんどいないとスクレアーはつけ加える。この点は、消費主義に対するあらゆる批判に含まれる中心的なジレンマである。何を望むべきかということ学ぶ社会化の過程は、かつての家庭や学校から、次第にグローバル・コミュニケーション産業のメディアを通して進行している。

3. 第三世界¹⁾における消費主義の文化・イデオロギー

ハメリンクは、情報自立国と情報依存国という区分を立て、「グローバルな文化の同時化」が増大していることを指摘した。情報依存諸国の商業的に適合的な地域は、自らが受信している世界に関するメッセージの発信源となっている情報自立諸国に類似したものにさせられていく。

消費は、貧しい社会において、階級ごとに特定化される傾向が強い。ニーズの創出は多層構造に依存し、グローバルな資本主義システムは、既存の消費ニーズを操作する。新たな消費ニーズをつくり出すことを通して、ひとつに統合された消費主義の文化とイデオロギーを増殖する。このようなTNCによる新たな消費ニーズの創出は、覇権的な世界観に沿って構造化される傾向がある。

ソーヴァントとメニスは、TNCは伝送ベルトの働きをしており、このベルトに沿っていわゆるTNCの「ビジネス文化」の内容物が豊かな国から貧しい国へ運ばれている、と論じている。その結果、自立した開発を妨げる「不適切な社会文化パターン」ができてしまうという。これはTCCの問題および開発途上国の大衆へのその影響という問題と密接に関連しており、開発途上国におけるTNCの経済的、政治的、文化・イデオロギー的側面に関する論争の中心に位置づけられる。

第三世界におけるTNPの解釈については、大きく2つの潮流がある。あらゆるTNPが、開発に至るための唯一の正しい道であり、貧しい人々を悲惨な状態から救済するための唯一の信頼できる手段であ

るとみなされるか、または、か弱く貧しい犠牲者の自由と文化的自律性を蝕もうとする悪意に満ちた試みであるとみなされている。

前者はたとえば、「西洋的」文化価値、とくに消費主義の哲学の普及という点で、いかにアジアやラテンアメリカの都市が重要な役割を演じ、TNCが中心的な機能を果たしているかを示している研究(Armstrong and McGee, 1985)がある。一方、こうした過程に対する典型的な批判は、TNCの商業キャンペーンの結果、「世界で最も貧しい人々の間で精白粉製パン、菓子、清涼飲料の消費が増加したのは、人々が栄養よりも地位や便利さや甘味の方が大切なのだと思います」と(Jenkins and Ugboajah, 1986)と分析するものである。

どちらの解釈においても一致するのは、グローバル・システム中でTNCが広まっていくことをおよそ食い止めることはできないと考える点である。資本主義のグローバルな覇権が究極的な強さを持っているのは、絶え間なく働き続け、このシステムが「自然」で正しい、基本的には他の現実的な、どの選択肢よりもよりよいシステムであるという考えを人々に説得し続けていることにある。

第三世界におけるTNCによる生産と商売は、開発途上国に良くも悪くも新たな商品ニーズを生み出す。TNCの実践をどんなに批判してみても、それがもたらしてくれる主要な利益、すなわち雇用の創出が第三世界においては第一の問題である。こうした雇用のほとんどが、低賃金で、汚い、単調な仕事であるにもかかわらず、極めて幅広い人気があり、威信も非常に高いのである。その理由は単にその雇用の数ではなく、第三世界の状況の中にある特異性であり、名聲的な要素が働いているのは明らかである。

第三世界における食品産業の業界では、他の産業に比べTNCの役割は比較的小さいと分析されている。しかし、この分野でのTNCの特徴は、食品産業全体というより、特定製品の市場を支配する傾向にあるという。

メキシコにおけるTNCの主要な利害関心は、都市中間階級の市場にあり、メキシコ政府がTNCに注文を出した低価格の乳児用ミルクや、配給用の大豆主体の朝食シリアル開発を断った。「外国企業は貧しい人々のための新製品の研究開発に投資するよりも、裕福な人々向けの既存の製品の広告のほうに投資する」(Whiting, 1985)。

またエジプトでは、米国からの安い穀物の大量輸入に依存するようになったため、地元の農民が穀物を栽培するのは割に合わなくなってしまった。かつては地元での消費の食料を栽培していた広大な農地が、今ではイチゴや贅沢な野菜などの輸出用換金作物の栽培に使われている(Steif, 1989)。

重要な点は、第一に、嗜好のグローバルな標準化は、階級的な意味においてのみグローバルなのである。第二に、このシステムは外国の消費者や国内のエリート層に向けて動く傾向があり、そのため村落の貧困層の生活はさらに困難にさらされることになる。

1970年代以降、ラテンアメリカではメディアの問題に関する調査研究がきわめて盛んになり、ロンカグリオロは、「消費の超国家化というものが、国際的なレベルで需要が等質化することにとどまらずそれ以上のことを意味するならば、そこには何が含まれるのか。」という命題を提示し、「消費の超国家化」を問題にする際、それを国際的な製品の「等質化」と区別した。消費主義を製品自体から切り離し、消費主義(および製品)を、グローバルな資本主義システムのなかの、それらが推進する利害勢力と結びつけようとした。

さらに、ゼイドの貧困層混住地区における調査研究によって、明らかに示されているのは、人々は搾取的な社会秩序が指示することに何の考えもなく従うような「文化的な無能者」ではないということである。人々が消費主義の文化・イデオロギーを受け入れる理由は、第三世界の貧しい人々の場合はとくに、状況によっては、そうすることが、彼らに与えられた、経済的に合理的な唯一の選択肢なのである。それは罠であることが多いが、ほかに有力な選択肢がないから罠に踏み入るとしている。

4．集合的意識を秩序化する魔力

資本主義企業の製品の消費を永久に増大し続けるための原動力は、システム全体のために個々のユニットがおこなう利潤極大化という実践によってその燃料を補給される。第三世界におけるグローバルな資本主義システムの具体的な任務は、消費主義を人々の間に浸透させることにある。消費主義は人々の生物学的な欲求を満たすこととは全く関係がない。消費主義は、いわば誘発された欲望というものを創造することと関連している。人々の生物学的な欲求が充足された後、ほとんど無限の多様性をもった欲望が誘発され得るということである。

資本主義的な消費主義の素晴らしさを賛美するようなアメリカからのメディア・メッセージの放射に、世界中が日々強烈に曝されているのは疑いようがない。スクレアーは、資本主義の再編成とは資本主義のアメリカナイゼーションであり、消費主義の文化・イデオロギーがその根本をなすという。

アメリカナイゼーションと文化的依存との結びつきは、1920年代のハリウッドの映画産業企業連合とそれを支える「スター・システム」とともに始まった。「アメリカ流 American way」というメッセージは、まさに政府の頭上を越えて、直接人々に伝達された。それは、コミュニケーション技術の革新によって可能になったのである。こうしたメッセージ伝達の主要目的は、消費主義の文化・イデオロギーを広めることにあるが、それは今のところ製品の入手が不可能な人々や現実的に買って買えない人々をも対象としている。

超国家的な広告代理店が第三世界で活発な活動をするようになってきている。ノーリン・ジェイナスによれば、ラテンアメリカ市場がとくに急激に拡大したのにもなって、1980年には総収入の半分以上を海外から得るようになったという。ジェイナスのアプローチは、「広告のなかで推奨されるライフスタイルのなかには、社会関係をつくったり、政治行動を起こしたり、文化変容をもたらしたりするための提言が暗示的、明示的に含まれている」という主張に依拠している。彼女はこの点を、経済的観点、とくに非必需品の販売促進という観点から分析している。ほとんどの国では、広告は比較的少数の消費財に集中している。石鹸・洗剤、タバコ、薬品、香水、脱臭剤、練り歯磨き、調理済み食品、ビール、清涼飲料水などで、これらの製品は、利潤が高く、売り上げに対して広告の比重が高く、参入障壁が高く、TNCの浸透率が高い製品であることが多い。

また、TNCは自分の企業活動において望ましい社会変化を引き起こす際に、超国家的広告代理店は投影広告という手法を使うようになった。これは新しいニーズや欲望を、新しいライフスタイルの一部分をなすものと位置づけたうえで創出するテクニックであり提案広告にとってかわりつつある。第三世界で放映される多くの番組は米国の生活に関する具体的なメッセージや神話を伝達している。このことはメディアTNCがいかにして第三世界の消費者の嗜好を深いところで傍受することに成功しているかということである。

前述のグラムシは1930年代に、集合的意識というものは、支配的なイデオロギーによって方向づけられたものではあるが、秩序づけられてはならず、一貫性を欠いたものであると論じた。そして、現代の支配的イデオロギーの消費主義をジェイナスは、「それがきわめて有力なのは、集合的意識の無秩序な諸要素を秩序づけるのに役だっているからなのかもしれない」と述べる。さらに、キャセラットは、広告とはある種の「超言語」であり、言語の使用以前に決定的な重要性をもつのは、製品自体ではなく、製品から連想される一連のものであるという考えを持っている。

テレビのスイッチを入れるか切るか、映画のチケットを買うか買わないかは、消費者の自由であるということを忘れてはならない。つまり、広告は、隠れた説得者ではあるかもしれないが、誰もそれに従うことを強制されてはいないとスクレアーは注意を促す。

すでに、第一世界のほとんどの人々や、第三世界の少数の富裕者たちにとっては、高レベルの消費機会がある程度恒常的に存在するために、広告がはらむ矛盾や、消費主義の文化・イデオロギーがはらむ矛盾さえもが見えにくくなっている。そして、それ以外の人々、特に広告が得意そうに見せつける製品

を買うだけのお金がない人々にとっても、もはや消費主義の増殖に対して成すすべはないのであろうか。広告に抗すること、消費主義に抵抗すること、そして究極的にはグローバルな資本主義に対抗することは果たして可能なのであろうか。

4 グローバル資本主義の展開にどう対抗するか

本書8章の「結論」部分において、スクレアーは非宗教的な世界観としては、グローバルな資本主義システムのイデオロギー上の力あるいは実践上の成功に迫るものは皆無であるとしている。しかしながら、フェミニズムを挙げ、「近代化」や資本主義的なグローバル・システムの浸透が必然的に女性の機会均等をもたらすという一般化した前提を批判しつつ、性別分業の再構成に望みを託している。フェミニズムについては本書4章において断片的に語られただけで、結論で取りあげるのはかなり唐突であり、議論があまり展開されていないため理論的根拠に乏しく、読者を納得させるに至っていない。

むしろ、3章で論じられた対抗運動に展望が見出せるのではないかとと思われる。スクレアーは2つの対抗運動を挙げている。ひとつは富裕国の保護主義であり、ふたつめは、緑の運動である。1980年代に、第一世界の多くの国々は保護主義の階段を登り始め、第一世界の市場に不公正に流れ込んできているといわれた電子・電気製品、衣類、靴などを生産する第三世界の製造業者を対象にして制限的な措置がとられた。しかし、保護主義は、痛烈な対抗運動ではないとする。もしそれが成功したら、システムは重大な被害を受け、最終的には破壊されてしまうからである。緑の運動、すなわち環境保護運動は、グローバルな資本主義システムに対する現代最大の挑戦である。脅威となるのは、主に再生不可能な資源の消費の問題である。地球上の資源には限りがあり、大切に使いこなさなければならないという信念のうえにたっているのが緑の政治である。それに対し、たとえ使い尽くされても、科学技術の英知によって絶えず資源が置換・代替され、事実上無限であるという信念のうえに立っているのが資本主義の政治である。現在、こうした科学偏重を正当化し続けることがすでに困難なことは、地球上の人々に徐々にではあるが広まりつつあるのは明らかである。

おわりに

この本では、「グローバル・システム」を論じる上で、その中心に超国家的実践という概念を据え、理論的に経済、政治、文化・イデオロギーという3つの領域に区分して検討されてきた。今では、「グローバル」や「超国家」という語もかなり一般的になった。しかし、出版当時の1990年には、まだ国家を中心とした社会諸現象の分析が多勢であったためか、スクレアーは1章および2章で、かなりの紙幅をグローバル・システムの前提となる分類方法と理論の説明にあてている。

さらに、理論的枠組みばかりでなく、第三世界等でおこなわれたスクレアー自身の多様な経験的調査研究の成果を用いて、現実展開している現象に関する事例を盛り込み、世界がどう変容し、具体的に様々な地域や業界でどのような現象を生み出しているのかを鋭く分析している。なかでも文化・イデオロギー領域の問題がもつ重要性を打ち出し、超国家的実践の中心として提示し、消費主義の再編、拡大を論じたところにスクレアーの本書の意義があると思われる。消費主義に終わりはないのだが、その最終的な大勝利の局面では、欲望はニーズと同義語になる。そうした方向にグローバル資本主義が無制限に進展していくことは、人類全体の社会生活を破綻に至らしめるということが語られた。

第三世界のほとんどの人々は、ヘゲモニー的ライフスタイルを共有する機会を得れば、大いに幸せを感じることはなるだろう。だがそれは生物学的な欲求以上の満足を求めることを促す、文化・イデオロギー、すなわち消費主義の精神に鼓舞されてのことである。スクレアーは、誘発された欲望に基づく消費というものは、すべて外的な力によって操縦されたものでなければならなかったとしている。消費

主義のヘゲモニーは私たちの社会のなかで、たんに言語化され、意識化されたイデオロギーのレベルにとどまらず、すでにあらゆる身体的経験を包摂する日常的な実践レベルの作用として存在しているのである。吉見俊哉はカルチュラル・スタディーズの視点から、グローバリゼーションは、文化を「輸出」する側が一方向的に他者に影響を及ぼしていく過程ではなく、文化は絶えず、それを消費する人々の実践的な文脈のなかで構築され直していると述べている。

さらに、先進国の人々にみられる快楽的な消費主義の深化にも、焦点をあてて分析を試みる必要を感じている。

また、そうした極端なグローバル資本主義の偏向に対抗できるのは、やはりスクレアーのいうフェミニズムと環境保護運動なのであろうか。本書の第3版にあたるという、スクレアーの “ *Globalization : Capitalism and Its Alternatives* ” (2002) も含めて、さらに修士論文のなかで取り組むグローバリゼーション時代における消費主義の問題性を探究する上での課題としたい。

〔注〕

- 1) 非同盟の貧しい国々(第三世界)を、第一世界(西側の豊かな資本主義・民主主義の国々)や第二世界(ソ連ブロックの共産主義諸国)と区別するために用いられた表現。アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、中東における豊かな国と貧しい国の格差の拡大や、ほとんどすべての共産圏諸国の政治体制の崩壊とともに、この言葉の使用頻度はますます減ってきている。各国の富や力は依然として不均衡であるが、以上の3つの分類にきっちり収まらなくなっている。この本においては、スクレアーはこの分類を採用するにあたり、「グローバル・システムは通常、第一世界、第二世界、第三世界という分類のされ方をしていて、そうした呼び方が非常に便利であり、多くの目的に役立つものである」としている。少々説明が不十分に感じられ、国家中心のアプローチを回避することに重点が置かれたために、この分類を選択したようにも考えられる。スクレアー自身も、「そうした呼び方をすることによってみえてくるものと同じくらい見えなくなってしまうものも確かに多い。」と警告している。

〔参考文献〕

- アラン・ダーニング『どれだけ消費すれば満足なのか 消費社会と地球の未来』山藤泰訳、1996年、ダイヤモンド社
- 伊豫谷登士翁『グローバリゼーションとは何か 液状化する世界を読み解く』平凡社新書、2002年
- 山之内靖『マックス・ヴェーバー入門』岩波新書、1999年(1997年初版)
- 吉見俊哉『カルチュラル・ターン、文化の政治学へ』2003年、人文書院
- ロビン・コーエン、ポール・ケネディ『グローバル・ソシオロジーⅠ 格差と亀裂』山之内靖監訳、2003年、平凡社
- ロビン・コーエン、ポール・ケネディ『グローバル・ソシオロジーⅡ ダイナミクスと挑戦』山之内靖監訳、2003年、平凡社
- 廣松渉他編『岩波 哲学・思想事典』1998年、岩波書店
- 『大百科事典』1993年、平凡社
- M.フェザーストン『消費文化とポストモダニズム』川崎賢一・小川葉子編訳、1999年、恒星社厚生閣

女性に対する暴力について

- DV, ストーカー加害者の特性から暴力根絶を考える

岩 崎 仁 美

はじめに

平成12年度『男女間における暴力に関する調査』（総理府）によると、「配偶者から身体的暴力を受けたことがある」と答えた人のうち82.1%が女性であり¹⁾、また、「特定の異性にしつこくつきまとわれたことがある」と答えた中でも、やはり71.8%と圧倒的に女性の数が多かった²⁾。このことから分かるように、男女間の暴力、性犯罪においては圧倒的に女性が被害者となるケースが多いのだ。ここでは、被害者となりうるリスクを負った女性が、ではどうすれば暴力の無い社会を作ることが出来るのか、加害者の特質を知ることによってその方法と可能性を探っていきいたい。

第一章 ドメスティック・バイオレンスについて

第一節 日本におけるドメスティック・バイオレンスの現状

ドメスティック・バイオレンスの定義

「ドメスティック・バイオレンス（以下、DV）」とは、1970年代以降、欧米の第二派フェミニズムが再発見、再定義してきた概念である³⁾。夫や前夫、恋人、元恋人などの婚姻関係の有無を問わず、親密な関係にあるパートナーから女性に向けられる精神的虐待や身体的・性的暴力を表す。子供が親を殴るという意の日本語の「家庭内暴力」や、婚姻関係にある夫婦だけに限定される「夫婦間暴力」とは意味合いが違うため、日本でも「DV」という言語のまま使用されている。また被害者の女性は「バタードウーマン（Battered Woman = 殴られる女性という意）」、加害者は「バタラー（Batterer）」と呼ばれる⁴⁾。

DVの現状

暴力といえばぶつう、殴る・蹴るなど、身体に何らかの傷を負わせる行為であると考えられがちである。「暴力」というと、どうしても身体的暴力に限定されてしまうので、Abuse（虐待）にすべきだという意見、逆にAbuseは言語としては「濫用」という意味だから、暴力の存在と使用を前提としており、使うべきではないという見解もある⁵⁾。1993年に国連総会において採択された「女性に対する暴力撤廃宣言」では次のように定義している。

「この宣言の適用上、『女性に関する暴力』とは、公的生活で起こるか、私的生活で起こるかを問わず、女性に対する身体的、性的もしくは心理的被害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制的または恣意的な自由の剥奪となる、またはなるおそれのある性に基づく暴力行為をいう。」（第一条）⁶⁾

ミネソタ州ドウルース市のグループが作った「パワーとコントロールの車輪」(図1)は、身体的暴力と非身体的暴力がどのように関連しているか、そして、それらがたがいに強めあいながら、女性の生活を支配していることを象徴的に表している。車輪の中央にあって、車輪全体を支え、動かしている軸が「パワーとコントロール」、すなわち男性の持つ「力（社会的な影響力、経済力、体力など）」と「支配（男性による女性支配）」だ。DVが決して個人的な問題でないことを鋭くついている。外輪に当たる部分が身体的暴力である。誰の目にも一番見えやすいのが身体的暴力であることをうまく表している。この見えやすい身体的暴力の裏に、心理的暴力、経済的な暴力、性的暴力、子どもを手段とした暴力、脅し、男性の特権を振りかざす行為、社会的隔離など、実にさまざまなかたちの非身体的

暴力が隠れ潜んでいる⁷⁾。

見えない暴力

「女性に対する暴力」は一貫して「見えない暴力」であった。夫が妻に対して暴力を振るうこと自体が長い間制度的に禁止されていなかったこと、夫婦間のことは個人的問題として扱われ対策が必要な社会的問題として認められていなかったことが、DVを温存させてきた⁸⁾。平成11年の調査でも、配偶者から暴力を受けたことのある女性のうち、37.8%が「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えている⁹⁾。夫に殴られることなど、夫婦げんかの類でありたいしたことではないと軽視されていたし、もし声をあげたとしても「怒られるような事をしたからだ」とか「嫌だったら逃げればいいのに」と被害を受けた女性が責められるだけで、さらに苦痛を被るだけであったからだ。前出の調査で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と答えた女性にその理由を聞いたところ、「自分さえがまんすればなんとかこのままやっていけると思ったから」と「自分には悪いところがあると思ったから」という返答がいずれも42%で同数となっている¹⁰⁾。東京都の被害者面接で、被害者の女性に暴力の続いている年数を尋ねたところ、「五年～十年未満」が32.7%、「十年～二十年未満」が28.8%、「二十年～三十年未満」が24.2%という結果が出ている。また、日弁連の夫婦間暴力の相談でも、暴力を受け続けた期間は十年以上が4割を占めている。こうした数値からも、女性たちがいかに長期にわたり暴力に耐えているかがうかがえる¹¹⁾。「自分さえがまんすれば・・・」「自分にも悪いところがある」という言葉には、家庭内の事だから隠した方がいい、自分が怒らせたからだ、と思込まされている女性の状況が現われている。これはまさに、女性が孤立し、女性に責任を転嫁するDVの構造の反映である¹²⁾。

性のダブルスタンダード

「女性に対する暴力」が被害者に沈黙を強いる構造を支えてきたのは、性に対する態度や性行動への期待が女と男で異なることを意味する、性のダブルスタンダード(二重基準)である。攻撃的な男の性には放縦と暴力性が許されるのに対して、女の性には従順さと貞淑が求められる。男の暴力性は自然の本性だから、女は結局のところ男の力に屈服するものとされる。「女の快樂は男に従属すること」という性の信念が支配しているのだ。だから、女が男に反抗しようものなら男の暴力はなおのこと正当化されるし、「殴られるようなことをした」女の方が悪いことになるのだ¹³⁾。だれもが「暴力はふるったほうが悪い」と言う。しかし、女性に対する暴力だけは、逆に、被害者であるはずの女性のほうが責められる暴力として特別な位置を与えられてきた。挑発した、反抗した、ついて行った、反抗しなかった、逃げなかった、助けを求めなかった、普段から身持ちが悪いなど、被害者の女性の「落ち度」が詮索されるだけで終わらない。「男に暴力をふるわせるような女」のレッテルが貼られて社会的非難を浴びることになる¹⁴⁾。

「親密さ」とDV

先に述べたように、DVとは「親密な」関係にあるパートナーから女性に向けて振られる暴力のことである。では、なぜ「親密な」関係にある男性から暴力が振られるのか。「親密な」関係といったとき、まず最初に性的関係が思い起こされる。「性的な関係は『親密な』関係の象徴とみなされ」ている¹⁵⁾。性的関係は性交だけに限らないが、「性的関係」が「親密さ」の「象徴」とみなされるのは、「挿入(intercourse)をとまなうセックスだけが、『個人』と『個人』の間のもっとも『親密』な関係として特権化されるようなセクシュアリティの近代の装置」に起因する¹⁶⁾。しかしそのような男女の「親密な」関係は、対等な関係ではないのだ。個人と個人の性的関係は、男女不平等の社会的構造と無縁ではありえない。男性優位社会に生きる「男」と「女」であることから、私たちは何時も逃れられない。性交のもたらす「一体感」が性の快樂の極地であるとするセックス観と、その主体は一对の男女だとする「対幻想」によって、性的関係を他の人とは区別される個人的な「親密な」関係とすることで、まるで不平等からの「解放区」のような錯覚にとらわれるだけなのだ。DVは強姦や売春の被害者と同様に「特殊性な」意味づけを与えられており、これらはすべて「性的階級としての女性に対する犯

罪」だとする¹⁷⁾。

第二節 DV加害者の特徴 性別役割意識

ボストンでバタラーのカウンセリングを行っているチャック・ターナーは、殴る男たちの深層心理をこう分析する。「DVの背景には、一方が他方を『腕力や権力（パワー）』で『支配（コントロール）』しようとする構図がある。相手を自分の所有物のように支配して、すべてを思い通りにコントロールする¹⁸⁾。」つまり、DVは家庭の中における権力者（男性）が権力を乱用して、力で他方（女性）を押し、支配しようとする行為なのである¹⁹⁾。アメリカにおけるバタラーのためのカウンセリング機関「エマージ」の創始者の一人、デービッド・アダムスの研究によると、バタラーには以下のような特徴がある。

- ・「公の場と家庭内における行動の違い」

家での行動とは裏腹に、バタラーに対する世間の評判は、一見穏やかで、人当たりが良く、家族思いの、いわゆる「マイホーム・パパ」。妻のほうが、ヒステリックな人だと見られがちである。そこで、妻が暴力を打ち明けても、「あんないいご主人が、まさか・・・」と周囲の人は相手にしない。

- ・「暴力の否定」

「たいしたことはない」「あれは暴力とは言えない」と手前勝手に解釈したり、うそをついて、虐待の事実を否定する。相手に重症を負わずほど虐待しても、自分が“暴力亭主”だという認識は無く、逮捕されても「あんなささいなことで、まさか」と心底意外な顔をする。犯罪の加害者としての自覚は皆無である。

- ・「責任の転嫁」

「妻がそう仕向けた」「酒のせいだ」などと罪を自分以外のものになすりつけ、自分は被害者だと考える。また、暴力は妻を更正するため、妻のためにやったのだ」と主張し、他人も自分の意見に同調してくれるものと信じている。

- ・「コントロールするための戦略」

「おまえほどバカな女はいない」などと妻の自尊心を傷つけるようなことを言っ相手にコントロールしやすくする。自信を持たれてはやりにくいので、徹底的に罵り妻の人格を攻撃する。悪口を言いふらして社会的に孤立させ、「他人の方が大事なのか!」と詰め寄って、親しくしている友人や同僚、親戚から引き離す。頼るものは夫しかいない、という状況を作り出したうえで、意のままに操作するのである。

- ・「嫉妬と所有欲」

自分の所有物としての独占欲は強烈で、相手が別れ話を口に出すと、嫉妬に燃えてストーカーに転じ、暴力を激化させる。別居や離婚後、自分に新しい恋人が出来ても、ジェラシーの炎は消えない。別れた妻のこともやはり気になり、虐待を続けるのである。

- ・「子供の操作」

子供に対しては、直接虐待するほかに、母親の行動を監視するスパイとして使ったり、一種の人間質として利用する。DVにおける最大の被害者は子供である。直接虐待を受けなくても、母親が暴力を受けるのを見て育った子供は心に大きな傷を受け、将来、男の子ならバタラーに、女の子ならバタードウーマンになる可能性が非常に高い。こうして暴力は連鎖していくのである。

- ・「更正に対する拒否」

バタラーには加害者意識が無いので、当然、更正しようという意思はない。バタラー・カウンセリング・プログラムに来る理由は、「裁判所の命令」か「妻側の復縁の条件だから」といった外的要因であって、自発的なものではない。カウンセリングに参加しても、ドロップアウトする者が多く、続けて参加しても、じっくりと内面の問題と取り組もうという真摯な姿勢はほとんど見られないの

である²⁰⁾。

次に、立命館大学臨床社会学の中村正はバタラーの共通の特性について、以下の5つの点を指摘する。

- 1) バタラーは家庭のトラブルの責任を、殴る対象となる相手に向かって転嫁する。たとえば、なんらかの葛藤を暴力の動因として責める。たとえば、「お前がうるさく小言を言いさえしなければいいんだ」「俺にはなにも悪いところはない」という具合だ。バタラーが、殴られた妻がカウンセリングに行くことを承諾する場合、それは妻が自分の問題を相談しに行くのだと思い込んでいることが多い。
- 2) バタラーは、相手の自立性を否定する傾向がある。彼は、彼が決めた女性の役割に妻が適合するように仕向け、そう彼女が振舞うことで安心感を得る。もし彼女がそうしなければ、彼の心のバランスは崩れる。なぜなら、彼女は彼の期待に応えるのが義務であり、彼は、自らの意思を有した自立的な人間として彼女の存在を認めていないからだ。彼は、自己もしくはその延長にあるものへ従属したもものとして彼女を見ている。女性を所有しているという意識である。
- 3) バタラーは妻を一人の人間として見るのではなく、シンボルとして見る傾向がある。たとえば、彼にとっての母親のように振舞うことを期待する。バタラーにとって彼女は重要な存在である。暴力を振るい敵対するけれども、同時に、世話をさせる、つまり母役割を果たす彼女が必要なのだ。
- 4) バタラーは結婚して生活し、夫婦でいることへの期待に固執している。妻の役割と行動への期待は強く、妥協しない。
- 5) バタラーは妻が自分に対して魅力を感じ、必要としていると信じている。たとえば、殴っても妻が自分から離れないのはそのためだと思い込んでいる。
- 6) バタラーは夫婦関係において、親密な関係を築けないか、または歪んだ親密性しか築けない²¹⁾。

1) は先に述べたチャックターナーの「責任の転嫁」と、2) と3) は「コントロールのための戦略」、「嫉妬と所有欲」と共通している。そして4) ではバタラーが性別役割意識に固執していることを強調している。このように、アメリカにおけるDV被害者の特性と日本のそれとは、根本的に同じ問題を孕んでいるといえる。

また中村氏は「虐待者シンドローム」についても指摘している。バタラーは、虐待と暴力によって、なんらかの感情的で感覚的な自己の統一性を満たしているというものだ。たとえば、①暴力や虐待をとおして、自律性の感情を満たしている。他人を支配することが自立性だという感覚に陥っている。本当の意味での自己統制を感じることができない。②防衛するという感覚を満たしている。暴力を振るう者は、攻撃される前に攻撃する。暴力で他人を傷つける者は、自分に限界があることを認識している。この内的な限界を超えて葛藤が起こると、傷つけられることの恐怖が増していく。この恐怖を何とかしようとして、他者を傷つける。自分の安寧を乱されることへの恐怖の表現の一つが、暴力となって現れる。③確認と賞賛という感情を満たしている。妻や恋人に対して自分への賞賛を求めるのは、支配することと対になっている。自分に悪いところはなく、社会的にも役立つ人間であり、強い存在であるということ、絶えず他者によって認めてもらう必要がある。この賞賛者がいなければ彼の自我は崩壊する。その身近な賞賛者が妻である。④他者を自己の内部に取り込んでしまう勝手な感覚を持っている。この感覚の持ち主は、他者の行動の中に自己を見る。たとえば、よき妻は、夫を立派にするものだという意識などがそうである²²⁾。

リスク要因

以上のように、暴力を振るう男性は性別役割意識が強いということが分かったが、しかし性別役割に固執するすべての男性が暴力を振るうというわけではない。これに関しては、暴力が発生しやすい「リスク要因」を考えることができる。DVのリスク要因は2つのカテゴリーに分類でき、一つ目を「個別的な要因」、二つ目を「社会的・文化的な要因」として考える。

「個別的な要因」

- ・育った家庭の中で暴力を受けた（直接体験）
- ・両親の間に暴力があったことを見たりした（間接体験）
- ・家族のほかのメンバーとの間に暴力があった（兄弟姉妹間で単なるケンカを超える暴力）
- ・家族から孤立した存在である
- ・怒りや衝動的な行動がよく見られる
- ・不適切な役割期待を、子供や女性に対して行う
- ・ストレスに対する攻撃的な反応
- ・伝統的な男性役割を受け入れ、かたくなに実践している
- ・生化学的、神経症的な原因があるとき
- ・精神障害があるとき
- ・アルコール、薬物依存があるとき

「社会的・文化的な要因」

- ・夫婦ケンカの受容（夫婦とはこういうものだという考え方が支配的になっている）
- ・男性は家族を統制するものだという考え方が広がっていること
- ・貧困
- ・銃や刃物などが簡単に手に入ること
- ・社会の中に暴力を受容する傾向があること（テレビ、警察、差別、戦争など）
- ・メディアとの関係
- ・地域の中にある暴力
- ・ジェンダー意識
- ・宗教的意識

暴力は、こうした複数のリスク要因の重なりを背景にして現れる²³⁾。

暴力依存症・嗜癖（アディクション）

「嗜癖」（アディクション）とは、＜脅迫的行動＞のひとつである²⁴⁾。依存症と嗜癖。心理臨床の立場では、この二つに明確な違いはないが、あえて違いをいうならば、依存症はどちらかといえば状態を指し、嗜癖とはその行動面に重点を置いた表現である²⁵⁾。依存症、嗜癖の問題が浮上してくる時は必ず「家族の問題」として浮上してくる²⁶⁾。嗜癖をその個人として分断してとらえ、内面だけを分析するといった方法の無効性をいち早く知らしめたのが嗜癖であった。そして「人間関係のすり替えとしての嗜癖」という把握によって、嗜癖の持つ積極性、自己治療としての側面へと視点は広がった。関係に焦点化することで、さらに基本的関係としての「家族」への注目も高まった。配偶者、親、子への注目である。このようにして現在では、嗜癖は別名「家族病」とさえいわれるほどになった²⁷⁾。またこの嗜癖は、近年盛んに議論されているアダルト・チルドレンが呈する症状のひとつである²⁸⁾。

嗜癖の分類

嗜癖は大きく分けると、①物質嗜癖、②プロセス嗜癖、③関係嗜癖の3つに分かれる。

①物質嗜癖

ある物質を体内に摂取することによっておきる変化、快感に嗜癖していくことを指す。アルコール依存症、薬物依存症、ニコチン依存症などがあげられる。

②プロセス嗜癖

ある行為の始まりから終わりまでのプロセスに伴う快感に嗜癖することを指す。ギャンブル依存症、浪費癖、買い物依存症、繰り返される性的逸脱行動、盗癖などがあげられる。

③関係嗜癖

人との関係への嗜癖である。破滅的な異性との関係を繰り返したり、他者の問題に集中しその人生に侵入する快感への嗜癖である。共依存 (co-dependency) ともいう²⁹⁾。

暴力嗜癖

プロセス嗜癖のひとつに、繰り返される暴力がある。これは強いものから弱いもの、権力のある者から無い者へ向けられる³⁰⁾。DVもこれに含まれる。この場合、「DV男性は暴力嗜癖という心の病理である」と分類することは、理解可能で変化の手立てがあることを意味する³¹⁾。

第二章 ストーカーについて

第一節 日本におけるストーカーの現状

1995年、リンデン・グロス著『ストーカー』がベストセラーになり、「ストーカー」という流行語が誕生した³²⁾。しかしストーカーによる犯罪は昔から存在し、繰り返し発生しているきわめて典型的な犯罪形態である。近年増加し、凶悪化してきたように強調されがちだが、これまで犯罪とされなかったのが顕在化しただけなのである³³⁾。「ストーカー」(stalker)という言葉は、英語のstalk (忍び寄る、そっとつけ狙う) という動詞の行為者を示す名詞形で、このストーカーがおこなう各種のつきまといや嫌がらせ、脅迫などの行為を「ストーキング」という³⁴⁾。

ストーカーの種類

精神医学の福島章は、ストーカーの種類を次の5つの類型に分けている。

①イノセントタイプ

②挫折愛タイプ

③破婚タイプ

④スターストーカー

⑤エグゼクティブ・ストーカー³⁵⁾

①イノセントタイプ (見ず知らずの人に付きまとわれる)

ストーカーは、一方的に彼らの愛の対象に胸を焦がしているが、被害者との間には実は何の交流もなく、被害者もストーカーについては現に愛情を抱いてもないし、かつて愛情を抱いたこともない。この場合の「イノセント」とは、被害者の側の心理を表現する言葉である。このタイプのストーカーは男性に多い。しかし、被害者がストーカーにどのような愛情を抱いていなくともたとえストーカーが誰であるかすら知らなくても、ストーカーは自分の片思いの恋情に執着し、待ち伏せし、凝視し、尾行し、生活を監視し、電話をかけ、求愛し、手紙や小包を送りつける³⁶⁾。

②挫折愛タイプ (相手が関係の終わりを受け入れない)

これは、ストーカーとその愛人との間に、かつての一時期、実際に何らかの交渉があった場合である。交渉は、学校や職場での顔見知り、友達同士のグループ交際、お見合い、1対1のデート、食事、旅行、さらにはキスやセックスといった肉体関係など、さまざまな段階があるだろう。文通相手や電子メールの相手がストーカーになることもある。すなわち、その関係は単なる知人関係・友人関係から、愛人関係にいたるさまざまな段階がある。お互いに愛情を抱くまでに至らないこともあるし、お互いに愛し合っていた期間があることもある。いずれにせよ、ある時期になって、被害者の側が、それまであった2人の関係を打ち切りたいと決意したまさにその時点から、ストーキングという名のトラブルが始まるのがこのタイプである。《二人の関係》の持続に執着し、自分を《振った》相手の翻意を求め、愛の持続を求めて執拗に追ってくる³⁷⁾。

③破婚タイプ (より深刻な「別れ話のもつれ」)

正式な結婚にせよ、内縁関係の同棲にせよ、実質的な結婚生活を送っていたカップルが、一方の意思によってその婚姻関係を打ち切ろうとした場合に生じるのが「別れ話のもつれ」である。

基本的には挫折愛タイプと同様の構造をもっているが、破婚タイプの方が二人の関係が長く、かつ密接であっただけに、愛憎の葛藤も深刻で、殺人事件など、重大な結果を招くことが多い³⁸⁾。

④ スタースターカー（有名人は格好の標的）

スタースターカーたちは、他のタイプのスターカーのような「密かに忍びよる」わけではなく、自分を認知してもらいたくて公然と接近する。また、有名スターを標的とすることにより、犯人自身がマスコミに報道されて有名人となることもある。このように自分が有名になることがスタースターキングの目的と考えられるケースも多い³⁹⁾。

⑤ エグゼクティブ・スターカー

芸能人、政治家、教祖ほど有名ではないが、医師、神父、教授、会社役員、団体幹部など、社会的地位の高い人、または他人の話を聞き、相談に乗ってくれる対人サービスを業とする人々がスターカーの被害者になることがよくある⁴⁰⁾。

第二節 スターカー加害者の人格像

コントロール欲

先に述べた通り、スターカーの被害者は圧倒的に女性が多い。ライターで「スターキング被害者の会」創立者の秋岡史は、このような背景をもつスターキングは、男性から女性に対する支配のコントロールの犯罪であると指摘する。つきまといや監視などの数々のスターキング活動は、スターカーが、自分の思い通りにならない相手を従わせて支配しようとする行為にほかならないからだ。あるスターカーは相手を暴力で支配しようとするが、相手を殺すことで目的をとげる場合もある。殺人は相手を完全に支配することなので、スターカーがエスカレートすれば殺人事件にいたる危険がつけまとう⁴¹⁾。

人格障害

スターカーについては、精神分析医が独自の考察を加え、スターカーを類型化・分析しているが、それらは精神分析医によってまちまちで一致していない。しかしそれをあえて煎じ詰めれば、スターカーは精神病の人と、そうでない人に大別される、ということが出来る。そして精神病でないと診断される場合、精神分析医が共通して指摘しているのが、「境界性人格障害」なのである。ボーダーライン・パーソナリティ・ディスオーダー（境界性人格障害）は、21世紀の心の病といわれている。昨今、増加しつつあるボーダーライン人格障害とスターカーの心理は共通する部分が多い、というのが大方の現状での見解である⁴²⁾。

○ボーダーライン人格障害とは・・・

初めは、精神病（分裂症など）と神経症（拒食症や強迫神経症など）との“境界線”上にあるケースとしてこの名がつけられたが、今では独自の精神病理、独自の「人格障害」として位置付けられている。この「人格障害」とは、精神病理学の世界において、病的な人格（性格傾向）であると分類されており、性格に極端な偏りがあることを指す。「人格障害」とは、その並外れた性格の偏りのために、人に迷惑をかけたか、あるいは自分が苦しんだりすることがある。人格に「障害」という言葉がつくかどうかは、日々の生活に何らかの支障をきたしているか否かが尺度となる。いわゆる“変わった人”“ちょっと困った人”である。これには、環境の影響（過剰なストレスやプレッシャー、精神的ショック、激しい葛藤などの精神的重荷）がかかることによって、誰でもなりうる可能性がある⁴³⁾。

性格的な病理である人格障害は、ボーダーライン人格障害以外に、妄想性人格障害、反社会性人格障害、演技性人格障害、自己愛性人格障害、依存性人格障害・・・等に分類される。近年若い人の中で急増している人格障害は3つあり、それはボーダーライン人格障害と自己愛性人格障害（他人の注意と賞賛を常に求めつづける）と、回避性人格障害（密接な人間関係を避ける）である⁴⁴⁾。

○スターカーとの関連におけるボーダーライン人格障害の特徴

- ・非常に衝動的で、それを自分でコントロールできない。
- ・激しい怒りが顕著で、感情の起伏が激しく、情緒不安定。
- ・勘が鋭く、他人を操作する能力に長けている。
- ・思考回路が実にデジタル。白か黒の二者択一的な発想をする。
- ・非常に孤独に弱い。
- ・自殺や自傷行為を繰り返す傾向がある。
- ・慢性的な空虚感がある。
- ・他人との距離がうまくとれない。程よい対人関係が結べない。
- ・自分という核が無い上に、自分が一体どんな人間なのか分からない(同一性の障害)。他人にとりついて自己の存在を確認する。
- ・自分自身に対しての不安感や不信感を常に抱えている。したがって他人への猜疑心も相当に強い。
- ・人に見捨てられることへの恐怖心が強い⁴⁵⁾。

ボーダーライン人格障害はアダルトチルドレンのメンタリティとかなり似通っている。町澤静夫によると、これらは言葉の言い換えに過ぎず、両者はほとんど同じことを意味しているとする⁴⁶⁾。

嗜癪の問題

日本におけるストーカー研究の第一人者である岩下久美子は、ストーキングを一種の「嗜癪」であると位置付けている。そのなかでも人間関係における嗜癪、いわゆる関係嗜癪であるとしている⁴⁷⁾。ストーカーの多くがボーダーライン人格障害であるということ、そしてそのボーダーライン人格障害がACとほとんど同じことを意味するという、それらを考え合わせると、執拗に繰り返されるストーキングが依存症・嗜癪であるということにも納得できる。多くのストーカー加害者がDV加害者と同様に、何らかの機能障害を持った家庭で育ち、その生育歴で心に傷を負った人々であったのだ。

第三章 加害男性について

第一節 加害男性に見られる共通点

以上で述べてきたように、DVとストーカー両者の加害男性にはいくつかの共通点が見られる。まずその一つが、女性に対するコントロール欲である。DV男性は性別役割意識にとらわれている人が多く、女性を自分に従属するものと認識し、自分の意には反する行動を取ると激しい暴力をもって「コントロール」もしくは「制裁」しようとする。ストーカー男性も同じように、相手が自分の方に振り向かないと怒りを覚え、執拗なつきまといやいやがらせて相手を恐怖に陥れ、「支配」しようとする。そこには男女間の社会的な力関係が働いており、男性は女性を支配、コントロールするものであり、女性はそれに服従するものであるという従来の性別役割、そして男性性への固執が見られる。それではなぜ、男性は女性を自分より下位のもの、自分に従属するものとして見なすようになるのであろうか。

女性嫌悪(ミソジニー)の問題

男の子が女っぽさを嫌悪する理由。

- 1) 社会的評価の高い男性役割
- 2) 男性モデルの不在

男の子は年長の同性モデルとの接触よりも、異性モデルとの接触が多い。幼い子供の直接的な養育にあたるのは、家庭でも、保育園や幼稚園でも、ほとんどの場合が女性である。生きた男性のモデリングの相手の具体的な姿がよく分からない以上、とりあえず目の前にいる女性モデルを拒絶することによって男らしくなるしかない。集団生活のルールを理解できる年齢に達している男の子たちが、わざと不真面目にふるまったり、やんちゃやいたづらをしたりするのは、規則を教えるのが女の先生や母親であるため、ルールを守るのは女っぽいことだとみなして反発してい

るのだと考えられる。

3) 同一視の相手の変更

精神分析学の流れをくむ理論家が指摘する同一視の考え方に関わる。乳幼児期を通して、主として子供の養育に当たる人が女性であることが多いため、子供が心理的にもっとも強く依存し、その人と共にいれば安心だと感じ、一体感を覚え、強い愛着を抱き、その人が出来ることを自分も出来るようになりたいと願う、いわゆる同一視の最初の相手が、母親ないし母親代わりの女性であるケースが多い。したがって、自分の性別を自覚して性アイデンティティを築き始めるとき、女の子は同一視の相手を変更する必要は無いが、男の子の場合はそれを変えなければならない。一般に、ともに魅力のある2つのうちどちらか一方を選ばなければならないとき、一方への未練を捨てて選択の正しさを自分に納得させるために、選ばなかった方の欠点を重視してそのものの価値をことさらに低いものとみなし、逆に選んだものの価値をことさらに高いものとみなす心理的働きがあるのだ。

4) 女性養育者達の偏見

女性である母親や保育担当者は、女の子のことならだいたい分かるが、自分の属していない集団については、固定観念にとらわれがちで、男の子らしさのステレオタイプに頼ってしまう⁴⁸⁾。

第二節 アダルト・チルドレンの問題

DVもストーカーも、嗜癪の一種であることは先に述べた。ではその嗜癪を症状として呈するアダルト・チルドレンとは一体どのようなものであろうか。

アダルト・チルドレンとは

アダルトチルドレンとはAdult Children Of Alcoholics (ACOA) の略で、もともとは「アルコール依存症の親のもとで育って成人した人」という意味である。アルコール依存症の親のもとで育つ子供への注目は、アルコール依存症の治療の発展とともに生まれた。周囲との関係への注目によってアルコール依存症の家族関係へと焦点は拡大され、「システム論」的の把握や家族療法の導入などがなされるようになった。それとともに、医療の枠組みを超える治療ネットワークの必要から、コメディカルの人々(サイコロジスト、ケースワーカー、ナース、保健婦etc)の関与が欠かせなくなり、彼らの視点がまずアルコール依存者の妻に向けられ、生まれた言葉が「共依存」であった。アルコール依存症の本人、そしてその妻の共依存というカップルの関係が明確になって初めて、その二人の間で成長する子どもの問題が注目されるようになったのである⁴⁹⁾。それはアルコールで混乱した家庭を支え「いい子」として育った人たちの苦しみを救い上げる必要があるのではないかという注目であった。そして嗜癪の対象が、アルコールからほかの対象に広がることで、ACの定義も、アルコール依存症の親を持つACOAから、親に何らかの嗜癪問題があったとするACOD(機能不全家族Dysfunctional Familyで育って成人した人)へと広がった⁵⁰⁾。

日本型AC 機能不全家族の問題

アルコール家族というのは日本の機能不全家族のごく一部である。むしろ表面的には普通の家族であり、模範的な両親のもとで育った人たちがACとしての苦しみを感じている。この点がアメリカとの違いである。アメリカという国は、そもそもが移民によって成立したため、根底に激しい愛情とその裏側の激しい暴力が明快なカタチで表面化している。したがってトラウマという言葉で「親から受けた心の傷」を対象化することもできるだろう。しかし日本のACの人たちの苦しみはそのような対象化が困難だ。それは親からの「愛情という名の支配」による苦しみだからである⁵¹⁾。一見愛情豊かな正しい家庭に満ちた支配(コントロール)による苦しみが日本的ACである。このようなコントロールは、主として母親によるものだ。子供の人生に覆いかぶさって、子供の世話をし、「自分がいなければ生きていけない」共依存の状況にする⁵²⁾。

本来、「完全な家族」というものはなく、それは幻想にすぎない。だが、嗜癪問題をかかえる家族のような機能不全家族は、子どもが健康に成熟していく力を発揮していくことを阻害するマイナスの機能をもっている。子どもは、自分に影響をもつ大人に対して信頼し従順で愛着するが、この傾向は親に対してもっとも顕著である。子どもは基本的に自分の生命をまっとうしようとする欲求、すなわち生命エネルギーをもって生まれてくる。そして、子どもは生き延びるのに必要なあいだは、親の対応がどんなに理不尽で不健康なものであっても、親にしがみつかり保護されていなければならないのであって、それは愛着として感じられ表現されるものである⁵³⁾。子どもは、どんなに不健康な家庭内ルールや親の要求にも合わせ、応えようとしていく。子どもはサバイバルのために、家族の機能不全、余分なマイナス機能に反応しさえ意こうしていく以外に方法がないのだ。子どもは、家族の機能不全を維持していくためのなんらかの役割を果たし続けて、ついにはその役割行動がその人の個性にさえ見えるほどに習熟していつてしまう。また、機能不全家族の偏ったコミュニケーション・パターンを学習し身に付けていく⁵⁴⁾。

わが国では、母親は子供のためになることならばなんでもするものだという母親像が存在している。こうした観念が存在していても、家事に時間が多く取られていた時代、経済的余裕がなかった時代、子供の数が多かった時代には、それは多くの母親にとって、理想として存在するだけであつた。ところが社会構造、家族構造の変動によってこれらの事情が変化し、子どものためになることならば実際になんでもしてやれるような時代になったときに、それは「よき母親」としての標準像として存在するようになる。人並みのことはしてやりたいという横並び意識と、学歴（学校ラベル）信仰が、こうした標準への適応欲求をいっそう強化する。さらに育児産業、教育産業、受験産業が、母親たちの不安を駆り立てる⁵⁵⁾。

信田さよ子はこのようなACの回復方法として、①ACの自己認知、②「内在する親（インナーペアレント）」の清算、③原家族で身に付けた対人関係を変化させること、の3段階を提唱している⁵⁶⁾。

第三節 加害者に対するカウンセリング

DV被害者への取り組みは、まだまだ不十分ではあるが公的相談機関や精神科医療機関、民間の女性支援団体などによって行われてきている。しかし被害女性への支援の必要性は認識されていても、加害男性への取り組みについてはあまり論じられてこなかった。生命に関わるような屈辱的な暴力を受けた被害女性にとっては、加害者男性への取り組みは、たとえ暴力を止めることが目的であっても、そのような加害者に味方するような行為は許しがたいことであるかもしれない。しかしかといって、加害者男性を野放しにしているというわけではない。それではなぜ、男性へのアプローチが必要であるのか。

1) DVは暴力を振るう相手があつてはじめて成立する。被害者と同数の加害者が存在するのである。女性への救済のみで、DV男性に何の取り組みもなされていないことは、男性がそのままよいという間接的メッセージになってしまう。男性側への取り組みが存在するということは、DV男性の責任性を表現していると言える。2) 女性への支援のみで、男性がそのままであることは、新たな女性が被害者となることを意味する。暴力を再生産しないために、加害者男性への回復支援が必要である。3) 加害者男性へのアプローチは、次世代への暴力の連鎖を食い止める役割を果たす。子どもはDVによって精神的被害を受けるため、被害者が加害者に転嫁することを、ぜひとも止める必要がある⁵⁷⁾。

米国におけるDV加害者対策

アメリカでは、「DVコール」と呼ばれる警察への通報制度の確立、加害者を逮捕し危険を取りのぞく警察の初期活動の明確化、DV裁判としての刑事手続きの確立、という一連の流れが、夫婦間暴力に関して成立している。この過程において、一定の条件付きで、いわゆる「保護観察処分」となるケースがある。具体的に、初犯である、薬物やアルコール依存などがなく、更正の可能性があると判断

された場合⁵⁸⁾、裁判所、地区検事、被害者は、加害者プログラムの受講を保釈の条件とするよう求めることが出来る。また、判決により刑の執行を猶予する際に、裁判権が加害者プログラムの受講を命ずることが可能である⁵⁹⁾。プログラムの考え方として、DVの背景に「男らしさ」の問題があるとはっきり位置付けている⁶⁰⁾。

カリフォルニア州では、刑法典第1203.097条第m(c)項により、加害者プログラム(batterer's program)の内容についてのアウトラインが示されている。その中で、加害者プログラムは、DVをなくすことを目標とし、講義、講座、グループ討議、カウンセリングなどを含むことができると規定されている。規定されたアウトラインは次のとおりである。

- ① 被告人、DVの責任を自覚させるものであること。
- ② 同じジェンダーのグループによる活動であること。
- ③ 身体的、感情的、性的、経済的、言語的虐待についての定義を与え、これらを止めるための技術を提供するものであること。
- ④ 被害者が利用可能な資源に関する情報とともに、加害者が連続したプログラムに参加する要件に関する情報を被害者に提供すること。また、このプログラムに参加したことをもって、被告が暴力的でなくなったとの証明にはならないとの情報も被害者に提供しなければならない。
- ⑤ 薬物の影響がない状態でグループ活動に参加すること。
- ⑥ 最低限、ジェンダー役割、社会化、暴力の性質、パワーとコントロールの力学、暴力が子供や他人に与える影響について検査をする教育的プログラムであること。
- ⑦ カップルカウンセリングやファミリーカウンセリングを含まないものであること。
- ⑧ プログラム実施者は、被告がプログラムによって利益を受けているか否かについて調査する事が出来、有益でないと判断した場合は、その参加を拒絶することができる。
- ⑨ プログラムスタッフは、可能な限り、配偶者からの虐待、児童虐待、性的虐待、薬物濫用、暴力と虐待の力学、法律、法的手段等に関する特別な知識を持つこと。
- ⑩ プログラムスタッフに、専門知識、訓練、地域DVセンターの支援の利用を促進すること。
- ⑪ プログラム内容、参加要件、薬物の影響のない状態でのグループ活動への参加、利益がない又はプログラムを破壊すると判断された場合のプログラムからの撤退について、明文で確認すること。
- ⑫ 被告人、プログラムやグループ活動に参加することにより得た情報についての守秘義務を負わせること。
- ⑬ プログラムは、文化的、民族的に敏感でなければならないこと。
- ⑭ プログラムに参加するには、事前に裁判所又は保護監察局の書面による委託が必要であること。この書面により、裁判所が要求した最低限の活動数が告げられる。
- ⑮ 保護監察局に提出する以下の様式。
 - ・裁判所や保護監察局から提出された参加証明書。
 - ・進捗状況
 - ・最終評価
- ⑯ 料金は加害者の収入に合わせたスライド制とすること。⁶¹⁾

カリフォルニア州では、これらのアウトラインに即して、民間団体により様々なプログラムが開発されている。例えば、サンフランシスコ市の「マンアライブ」(非営利団体)では、

- ① 暴力が男らしさの問題行動であるという正しいメッセージを加害者に送ること
- ② 本当のリハビリテーションの機会を与えること

が加害者プログラムに必要であるとして、3段階で構成されるプログラムを開発している。第1段階は、自分の行為を自覚するための工程、第2段階は、暴力的ではないコミュニケーション能力を身につけ

るための工程、第3段階は、責任ある親密さを回復するための工程と位置付けられている⁶²⁾。このプログラムには、毎年2000名の加害者が参加し、24時間対応で取り組まれている加害者男性のための電話相談には、毎月述べ150名のボランティアが参加している（この大半はプログラムの修了者である）。カナダ、スコットランド、英国、メキシコ、オーストラリアにおいてもマンアライブのコンセプトをベースにしたプログラムが広がりつつある⁶³⁾。

日本における加害者への取り組み

現在、刑務所等の行政施設においては、配偶者からの暴力の加害者に対する特別な指導は行っていないが、性犯罪防止教育については、全国5箇所の刑務所で実施している。刑務所等の行政施設以外の公的機関においては、加害者からの相談に応じているところは数ヶ所あるものの、現時点において加害者更生プログラムを実施している機関は見当たらない⁶⁴⁾。

しかしいくつかの民間団体では、数年前から、自主的に訪れる加害者を対象に、集団プログラム等を実施している。ほとんどの団体は、アメリカの加害者更生プログラム等を参考に、アレンジを加えた独自のプログラムによりグループ討議等による加害者更生を行っている⁶⁵⁾。

メンズサポート・ルームの取り組み

「メンズサポートルーム」（1995年設立、中村正主宰、大阪市）では、アメリカにおけるDV加害者対策のプログラムをもとにして、日本社会における家庭内暴力の現実や男性たちの現状にあわせてそれに改良を加え、再教育プログラムを「男の非暴力プログラム」として研究・開発・実践してきた。

このグループワークでは、進行の約束をつくり、参加者に守ってもらっている。

- ・自分の気持ちを表すことを大事にする。
- ・「私」を主語にして話をする。
- ・同性同士のグループワークであることを大事にする。
- ・必要な個人情報参加者相互で交換しないこと（会のあとでは自由）。
- ・グループワークで知りえた事項は口外しないこと。
- ・ワークのなかで、話をしない権利もあること。
- ・このワークは、家庭内暴力について焦点を定めているが、妻や子どもを非難したり、責めたりする場ではないこと。
- ・グループワークの前にはお酒を飲まないこと。
- ・グループワーク中は禁煙。
- ・暴力なしで暮らすことを願い、自分と向き合う機会となることを目的としている。

これらは、“男らしくない”コミュニケーションを意図したものである。この約束ごとそれ自体に男性のコミュニケーションの仕方を改善する効果を期待している⁶⁶⁾。

男のための非暴力グループワークは、週に一回、連続六週間のプログラムである。各回のテーマは次のようである。

- 第1回 「出会いのグループワーク お互いを知る、自分を知る」
- 第2回 「感情を伝える（その1） 自分の感情を知る」
- 第3回 「感情を伝える（その2） 感情を言葉で表す」
- 第4回 「感情を伝える（その3） 見方を変える」
- 第5回 「行動を変える 暴力を振るわずに暮らす」
- 第6回 「新しい自分へ 豊かなコミュニケーション能力を養う」⁶⁷⁾

まず、感情を表す言葉で「いま・ここ」の気持ちを語ってもらう。その際に、「心の信号 8つの基本感情」のイラスト（図2）を使用する。一巡してから、多様な感情を持ちつつもそれを言葉にすることの大切さを伝える⁶⁸⁾。次に、どうしてこのグループワークに来たのかについて、ペアになって“自己紹介”しあう。それを今度は、ほかのペアに“他者紹介”する。初めての男性同士が、暴力をきつ

かけとしてここに来た背景を話し合う。仕事のことではなくて、自分に関わるプライベートな問題について内面を吐露する。ペアになった相手はそれを傾聴する。ここは安心できる場であり、暴力が存在する家庭でも、表面的な付き合いだけで終わる会社のような関係でもない。もう一つの間、第三の空間である。秘密は厳守する。話したくないときは話をしない権利もある。ですから、どうぞ心を開いて気持ちを語り合ってください、と呼びかけながらグループを形成していく。そして「象徴の10円玉」を渡す。これは家庭内でイライラしたり、トゲトゲしたら、電話をかけてきてくださいという意味だ⁶⁹。

こうして男性同士が、同じテーマについて語り合うグループワークが開始される。毎回同じように感情を表す言葉を聞きあい、一週間に暴力があったのかどうかの反省を行い、怒りの感情に焦点をあわせて自己を語る。そのきっかけとなる多様なワークを取り入れながら進行する。たとえば、貶す言葉と誉める言葉を、どれだけ使っているのかと問い掛ける。ペアになって相手を誉める練習を行う。また、ペアになって一人が椅子の上に立ち、もう一人をしげしげと上から見下ろす。ペアを変えて、横にずれながら一巡する。上と下を交代し、どんな気持ちになったかを語り合う⁷⁰。

アメリカの加害者プログラムでテキストとして使われることの多い『暴力なしで暮らす方法を学ぶためのハンドブック』（ダニエル・ソンキン著）では、「タイム・アウト法」の練習の重要性を指摘しており、男のための非暴力グループワークでもそれを取り入れている。これは一種の“緊急避難法訓練”である。腹が立ってきたり、爆発しそうになったり、くじけそうになったり、我慢できなくなったりしたら、いつでも声を出して、自分自身と妻や恋人に向かってこう言う。

「腹が立ってきたから“タイム・アウト”を取りたい。」

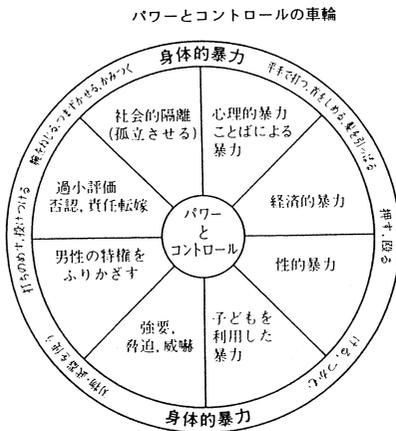
そして一時間、家から出る。その時、お酒を飲んだり、車を運転してはいけない。一番良いのは、歩いたり走ったりして身体を動かすことだ。このやり方で、身体のタイム・アウトと同じように、心のタイム・アウトが取れるのだ⁷¹。

プログラムは、語り合いの場でもなく、マンツーマンのカウンセリングでもない半構造化されたグループワークであることに特徴がある。感情を吐露し、事実を正確に認め、他人に語り、傾聴しあい、暴力の原因を他人に転嫁しないというコミュニケーション環境に身を置くことにより、参加者たちの男性性役割が変化する。このワークのあと、自助グループとして、定例的な非暴力についての語り合いの機会の提供を行っている⁷²。

おわりに

DVとストーカーの加害者の特性には共通する点が非常に多い。ここでは、日本でわずかながら行われているDV加害者カウンセリングについて紹介したが、毎日暴力におびえながら暮らしている被害女性の数を考えると、十分な対応であるとはとうてい言いがたい。両者の共通点が強い男性性へのこだわりであること、機能不全家族で生育したACが多いことは、我々女性が無意識のうちに新たな加害者男性を産出する危険性を持っていることを示唆する。今後は、さらに加害者男性の特質への理解を深め、女性への暴力根絶の糸口を、社会状況、家庭環境に見出すことを課題とし、今後私たちが作る新たな親密圏の可能性を探っていきたい。

(図1)



(出所) ミネソタ州ドールズ市のドメスティック・バイオレンス介入プロジェクト作成のものをもとに加筆修正

「夫(恋人)からの暴力」調査研究会
『ドメスティック・バイオレンス』17-18頁。

社会的隔離(孤立させる)

- ・誰と会い話をし、何を読みどこへ行くかなど、女性の行動を管理したり、制限したりする。
- ・仕事・学業など女性の社会活動を制限する。
- ・女性の行動を制限するのに愛情、嫉妬を言い訳にする/して正当化する。

心理的暴力・ことばによる暴力

- ・女性の悪口を言ったり、欠点をあげつらったり、女性自身が気が変わったのではないかと思わせたりする。
- ・女性を貶すかしくさせたり罪悪感を感じさせる。

経済的暴力

- ・女性が職についたり、仕事を続けることを妨害する。
- ・家計の管理を独占し、女性に必要なお金を乞わせたり、小遣い程度(あるいは、とても生活していけないほど小額)しか渡さない。
- ・収入や財産について女性に何ひとつ知らせない。

性的暴力

- ・女性の望まない性行為を強要する。
- ・女性の胸や性器などを傷つける。
- ・女性を性欲を満たす対象として扱う。

子どもを利用した暴力

- ・子どもに申し訳ないと女性に思わせる。
- ・自分の言いたいことを子どもに言わせたりなど、子どもを通して女性を攻撃する。
- ・離婚・別居の際、子どもに会いにくる機会を利用して、女性にいやがらせをする。
- ・「子どもを取り上げるぞ」と脅す。
- ・子どもの前で女性を非難・中傷する。

強要・脅迫・威嚇

- ・「危害を加えるぞ」と脅したり、実際に危害を与える。
- ・「別れるぞ」「自殺するぞ」などと言って脅す。
- ・女性に告訴を取り下げさせる。
- ・女性に違法な行為をさせる。
- ・目つき、顔の表情や態度で女性をおびえさせる。
- ・物をたたきつけたり、女性の持ちもの、大切にしているものを壊したり、ペットを虐待する。
- ・刃物をちらつかせる。

男性的特権をふりかざす

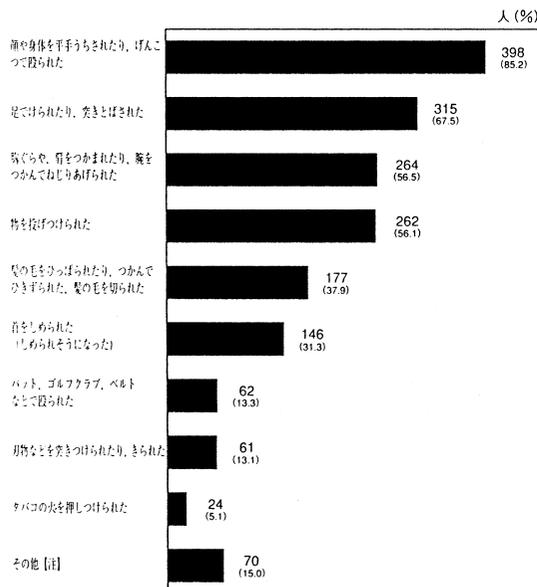
- ・女性を使用人のように扱う。
- ・一方的に重要な決定を下す。
- ・「一國一城の主」のようにふるまう。
- ・性役割を一方的に決めつける。

過小評価、否認、責任転嫁

- ・暴力の深刻度(意味)や女性の心配や不安な気持ちを過小評価する。
- ・暴力はなかった、ふるわなかったと言い張る。
- ・暴力の責任を回避したり、女性のせいにする。

これまでに体験した身体的暴力の内容

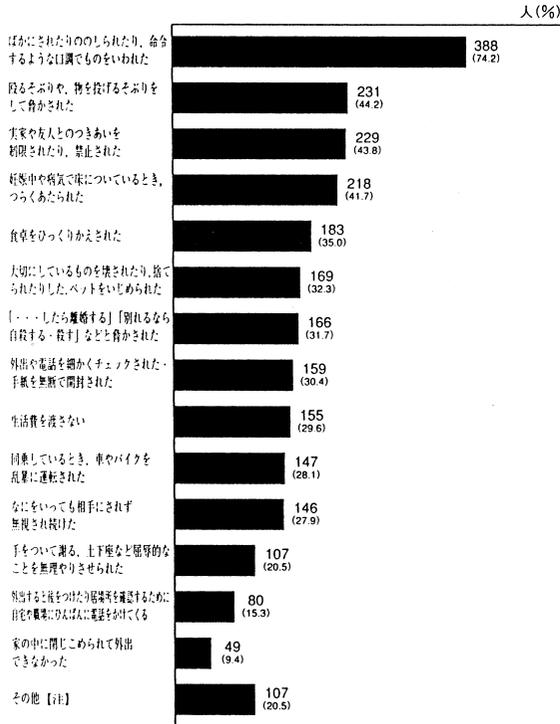
(複数回答を含む) 総数 467人
(回答者総数 796人)



[注] 外に開明出された(10人)、刃物除け(9人)、水・飲料などをかけられた(9人)、物にたたきつけられた(8人)、熱湯・お茶などをかけられた(4人)、椅子やソファでこぼり返された(3人)、水に顔を突っ込まれたり、口をふさがれた(3人)、車でひき殺されそうになった(3人)、階段などから突き落とされた(2人)、洗剤・薬品などをかけられた(1人)、銃で脅かされた(1人)、など

同上、32頁。

これまでに体験した心理的暴力の内容
(複数回答を含む) 総数 523 人
(回答者総数 796 人)

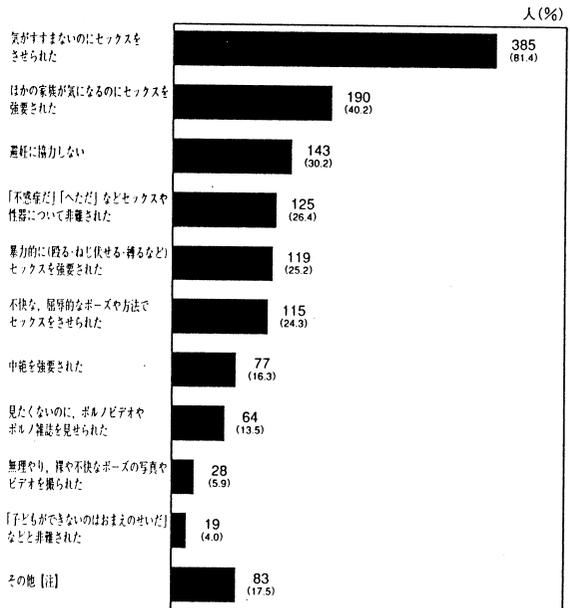


[注] 家計などに関する過度のチェック (7人) など。

前掲書、43頁。

同上、39頁。

これまでに体験した性的暴力の内容
(複数回答を含む) 総数 473 人
(回答者総数 796 人)



[注] 女性の感情やニーズを無視したセックス (11人)、女性を蔑視したまたは女性の性を商品化したようなことをいわれた (7人)、性に関して屈辱的なこと・卑劣なことをいわされたなど不本意な行為を強要された (4人)

(図2)

心の信号— 8つの基本感情



しあわせ

(生きてよかった! という感じ)



高ぶっている

(動きのある幸福感)



満ち足りている

(落ち着いた幸福感)



わくわくしている

(ある出来事によって感じる幸福感)

今のあなたの気持ちを
聞かせてください!



こわい

(ある出来事によって、傷ついている時)



悲しい

(何かしら癒されたいと思う気持ち)



怒っている

(自分の心の中の痛みに対して起こる気持ち)



苦しい

(ダメージを受けたときの気持ち)

〔注〕

- 1) 内閣府『男女間における暴力に関する調査』40頁。
- 2) 同上、54頁。
- 3) 草柳和之『ドメスティック・バイオレンス』6頁。
- 4) 梶山寿子『女を殴る男たち』24頁。
- 5) 戒能民江『ドメスティック・バイオレンス』84頁。
- 6) 戒能民江『ドメスティック・バイオレンス 夫婦ゲンカが犯罪になるとき』13頁。
- 7) 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会『ドメスティック・バイオレンス』18 - 19頁。
- 8) 福田あけみ・遠藤優子編『嗜癡問題と家族関係問題への専門的援助』13頁。
- 9) 内閣府『男女間における暴力に関する調査』48頁。
- 10) 同上、52頁。
- 11) 梶山寿子、『女を殴る男たち』、88頁。
- 12) 戒能民江『ドメスティック・バイオレンス』90頁。
- 13) 同上、4頁。
- 14) 同上、139頁。
- 15) 「夫(恋人)からの暴力」調査研究会『ドメスティック・バイオレンス』20頁。
- 16) 戒能民江『ドメスティック・バイオレンス』87頁。
- 17) 同上。
- 18) 梶山寿子『女を殴る男たち』92頁。
- 19) 同上。
- 20) 同上、93 - 96頁。
- 21) 中村正『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』100 - 101頁。
- 22) 同上、102頁。
- 23) 同上、44頁。
- 24) 『アダルトチルドレンと依存症』、61頁。
- 25) 信田さよ子『依存症』34頁。
- 26) 同上、31頁。
- 27) 同上、35 - 36頁。
- 28) 『アダルトチルドレンと依存症』、61頁。
- 29) 信田さよ子『依存症』36 - 43頁。
- 30) 同上、40頁。
- 31) 草柳和之『ドメスティック・バイオレンス』19頁。
- 32) 福島章『ストーカーの心理学』12頁。
- 33) 秋岡史『ストーカー犯罪』39頁。
- 34) 秋岡史『ストーカー犯罪』28頁。
- 35) 福島章『ストーカーの心理学』25頁。
- 36) 同上、26頁。
- 37) 同上、30 - 31頁。
- 38) 同上、35頁。
- 39) 同上、39頁。
- 40) 同上、48頁。
- 41) 秋岡史『ストーカー犯罪』44頁。

- 42) 岩下久美子『人はなぜストーカーになるのか』124頁。
 43) 同上、124 - 125頁。
 44) 同上、127 - 128頁。
 45) 同上、128 - 131頁。
 46) 同上、152頁。
 47) 同上、140 - 141頁。
 48) 関智子『「男らしさ」の心理学 熟年離婚と少年犯罪の背景』128 - 130頁。
 49) 信田さよ子『依存症』128頁。
 50) 同上、129頁。
 51) 同上、136頁。
 52) 同上、137頁。
 53) 福田あけみ・遠藤優子編『嗜癡問題と家族関係問題への専門的援助』30頁。
 54) 同上、30 - 31頁。
 55) 同上、18 - 19頁。
 56) 信田さよ子『依存症』138 - 140頁。
 57) 草柳和之『ドメスティック・バイオレンス』36 - 37頁。
 58) 中村正『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』118頁。
 59) 内閣府男女共同参画局『配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究』45頁。
 60) 中村正夫『男たちの非暴力』98頁。
 61) 内閣府男女共同参画局『配偶者からの暴力の加害者更生に関する研究』46頁。
 62) 同上、46 - 47頁。
 63) 中村正『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』146頁。
 64) 内閣府男女共同参画局、『配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究』、53 - 54頁。
 65) 同上、54頁。
 66) 中村正『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』149 - 150頁。
 67) 同上、152 - 153頁。
 68) 同上、153頁。
 69) 同上、153 - 156頁。
 70) 同上、156 - 157頁。
 71) 同上、158 - 159頁。
 72) 同上、168 - 169頁。

〔参考文献〕

- 内閣総理大臣官房男女共同参画室『男女間における暴力に関する調査』2000年。
 梶山寿子『女を殴る男たち DVは犯罪である』文藝春秋、1999年。
 ティモシー・ベイネケ『レイプ・男からの発言』筑摩書房、1993年。
 岩下久美子『人はなぜストーカーになるのか』小学館、1997年。
 福島章『ストーカーの心理学』PHP研究所、1997年。
 関智子『「男らしさ」の心理学 熟年離婚と少年犯罪の背景』1998年。
 斎藤学『インナーマザーは支配する』新講社、1998年。
 日本弁護士連合会『家族、暴力、虐待の構図』読売新聞社、1998年。

田中千穂子『ひきこもりの家族関係』講談社、2001年。
西山明『アダルト・チルドレン』三五館、1995年。
「夫（恋人）からの暴力」調査研究会『ドメスティック・バイオレンス』有斐閣、1998年。
財団法人女性のためのアジア平和国民基金『女性に対する暴力Q&A』2003年。
戒能民江『ドメスティック・バイオレンス 夫婦ゲンカが犯罪になるとき』主婦と生活社、
佐藤紀子『新版・白雪姫コンプレックス』金子書房、1995年。
草柳和之『ドメスティック・バイオレンス』岩波書店、1999年。
秋岡史『ストーカー犯罪 被害者が語る実態と対策』青木書店、2002年。
中野麻美・飯野財『全図解 セクハラ・ストーカー・ちかん』自由国民社、2003年。
佐伯幸子『これで撃退！ストーカー最強対処』有楽出版社、2002年。
ドナルド・G・ダットン『なぜ夫は、愛する妻を殴るのか？』作品社、2001年。
豊田正義『DV 殴らずにはいられない男たち』光文社、2001年。
戒能民江『ドメスティック・バイオレンス』不磨書房、2002年。
吉廣紀代子『僕が妻を殴るなんて』青木書店、2001年。
中村正夫、『男たちの脱暴力』、朝日新聞社、2003年。
信田さよ子『依存症』文藝春秋、2000年。
中村正『ドメスティック・バイオレンスと家族の病理』作品社、2001年。
内閣府男女共同参画局『配偶者からの暴力の加害者更生に関する調査研究』2003年。
斎藤学『「家族」という名の孤独』講談社、1995年。
福田あけみ・遠藤優子編『嗜癖問題と家族関係問題への専門的援助』ミネルヴァ書房、1998年。
小早川明子『あなたがストーカーになる日』廣済堂出版、2001年。
伊藤公雄『男性学入門』作品社、1996年。
メンズセンター編『「男らしさ」から「自分らしさ」へ』かもがわ出版、1996年。
メンズセンター編『男たちの「私」さがし』かもがわ出版、1997年。
多賀太『男性のジェンダー形成』東洋館出版社、2001年。
緒方明『アダルトチルドレンと共依存』誠信書房、1996年。

日本の女性の地位向上における女性NGOの活動と国連

国連加盟前後を中心に

榎本 春子

概要：

日本は1956年に国際連合加盟が承認され国際社会へ復帰するが、その翌年から国連総会への日本政府代表団に女性NGOが参加している。この女性NGOこそがその後の日本の女性の地位向上を切り開いていったと言っても過言ではない。その中心的な役割を担ったのが「国連NGO国内婦人委員会」である。同委員会は以前より女性参政権運動などを繰り広げていた日本の女性指導者達が、占領軍の女性政策を好機と捉え、国際的NGOとの関わりから戦後活動を再開した7団体により構成されたものである。本小論文では、占領政策における女性解放、国連NGO国内婦人委員会の設立に到る経緯、その目的と意義について、主として当時の保管されている資料を基に分析を試みる。

目次：

はじめに

I 米国の占領政策と女性解放

- (1)GHQの占領政策
- (2)GHQの女性政策に影響を与えた女性スタッフ
- (3)非公式な女性政策同盟

II 国連NGO国内婦人委員会について

- (1)国連NGO国内婦人委員会の設立の経緯
- (2)国連NGO国内婦人委員会の構成とリーダー

おわりに

はじめに

日本が国際連合に加盟したのは1956年12月。その国連憲章前文には、「我ら連合国の人民は、基本的人権と人間の尊厳および価値と、男女の同権とに関する信念を改めて確認すること...」とある。国際連合の目的の一つは、女性が男性と同等の権利と機会を得るようにすることである点を強調している。以後50余年の歳月が経過した現在、女性が抱える課題は今なお国内外ともあまりにも多い。しかしながら日本においても世界においても、女性問題は「主流化」されつつあり、例えば経済開発領域では、「開発と女性」(WID)から「ジェンダ - と開発」(GAD)への転換が、女性のエンパワーメントにつながることを示した。女性と母性を同一視し、その特定化した女性の状況を改善することから始まるWIDは、ある意味で女性の周辺化につながると危惧され、ここから女性だけでなく男女の関係性を中心に見ようとするGADへの移行は、ジェンダー関係の変革、社会システムの変革を求める。あらゆる段階に女性が参画する社会への移行が求められ、女性も決定権のある行為者として行動できる社会を作り上げていく事が大きな目標である。女性の地位向上に関しては、国連において「国際婦人年」が1975年に制定され、それが契機となり世界的な広がりへと大きな動きをみせたが、草の根、グラスルーツでの女性の活動はそれよりはるか以前より様々な形で行われていた。

日本では国連加盟の翌年、1957年8月1日、「国連NGO国内婦人委員会」が結成され、国連への日本政

府代表団にNGOの女性を推薦し送り出した。それ以後、毎年開催される国連総会の第3委員会（社会、人道、文化問題）には、民間女性1名が、政府代表または代表代理として出席している。この活動は日本でもそれほど知られていないが、当時では諸外国にもあまり例を見ない日本の国連外交の特色ともいえるべきものである。

1975年の「国際婦人年」を記念したメキシコでの世界会議を契機に、日本での女性NGOのさらなるネットワーク化が進められた。国連NGO国内婦人委員会が全国組織の女性団体と労組に呼びかけ市川房枝を委員長に41団体が国際婦人年日本大会を開催。参加した女性組織が中心となり「国際婦人年連絡会」を結成し、各分野ごとにそれぞれが進めてきた運動を協同で進め、女性に対する差別撤廃と地位向上を目標に分野の異なる女性団体が共に行動した。これらの一連の運動が1980年「女性差別撤廃条約」の署名、1985年の同条約批准への大きな原動力となった。1995年、北京で開催された世界女性会議には189カ国の政府代表が、同時開催のNGOフォーラム⁹⁵には約3万人のNGOの代表が参加したと言われる。

このように国連の会議や委員会にNGOはオブザーバーとして参加できる。国連憲章の第71条は「経済社会理事会は、民間団体と協議するために取り決めを行うことができる」と規定しており、それに基づいてできたのが経済社会理事会NGO協議制度である。一定の資格要件を満たすNGOには協議的地位が与えられ、政府間協議に参加したり、文書や口頭で意見を述べることができる。2003年8月現在、約2200団体がこの協議的地位を持っている。NGOは冷戦が崩壊した1990年代にさらにその重要性を増し、政策策定への影響力を増している。時代の潮流として市民パワーであるNGO、NPOの動きが活発である。国家、多国間機構、NGOというアクターの間での、「パワー・シフト」⁹⁶、それもおそらくはNGOに一方的にバランスが傾斜したパワー・シフトが起きている。NGOの存在、活動が発展し問題解決への一端を担い、21世紀が抱える多くの困難を解決するための重要要素となるであろう。

しかしながら日本政府のNGOに対する認識はどうであろうか。アフガニスタン復興支援会議への日本のNGO、ジャパン・プラットフォームの参加問題などは、現在に至る政府のスタンスを如実に表わしていると思われる。また、日本においては「国連」といえば政府の集まりというイメージが強く、発展途上国や紛争解決のためのもので日本は資金援助等により国際貢献するものという、「国外問題解決の国際組織」として遠い存在であるという観は否めない。

ましてや、約半世紀前の日本では政府の民間団体に対する理解がほとんどなく、「国連」「NGO」という言葉さえ一般的ではない。その時代に国連の重要性を認識し、NGOとしての活動の道を切り拓こうとした先駆者達が存在した事実と、その先見性に非常に興味を覚える。現在以上に男尊女卑、お上意識が根強かった日本社会において国連への女性登用への発想は誰のものであったのか、あの時代、政府はなぜ女性NGOを受け入れたのか。占領軍の日本改革政策が主要因と思われる。占領軍で女性問題を担当した米国女性が特に女性民主化への後押しを行ったとされる。日本の状況をより詳しく把握するために、婦人参政権獲得などの活動を続けてきた日本の民間女性指導者達と接触したのである。他方、日本の女性達は国連に協議的地位を持つ国際的NGOの支部としての活動を再開する事により、女性の地位向上への歩みを進めていったのである。「国連NGO国内婦人委員会」発足に到る歴史的経緯を追い、特に日本における女性の権利、地位向上に果たした役割を中心に考察していきたい。

I . 米国の占領政策と女性解放

(1) GHQの占領政策

1945年10月11日、戦争の敗北と虚脱感の中から、一定の方向づけが連合軍最高司令部（General Headquarters、略称GHQ）によりなされた。日本国民の基本的な人権と政治的自由の保障のための日本民主化への5大改革の指令である²。(1)選挙権付与による日本婦人の解放、(2)労働組合の助長、(3)学校教育の自由主義化、(4)専制政治からの解放、(5)日本経済の民主化である。マッカーサー元帥は、アメリカ

政治への女性の参画は政治史上最も安定をもたらした出来事であると考えていたとされる³⁾。この観点から、日本占領政策として、まず最初に女性解放を行い、女性の自立した政治思想と行動を促進する事を重点とした。進駐軍政策担当者たちは、その理想主義的な考え方で、アメリカ本国でさえ実現できなかった“民主主義の理想”の実現を日本で果たそうとしたのであろう⁴⁾。

一方、戦前から婦人運動の指導者であった市川房枝、山高しげり、赤松常子、久布白落実、羽仁説子、藤田たき等約70名は、終戦後わずか10日後の8月25日には「戦後婦人対策委員会」⁵⁾を作り、婦人参政権獲得の運動を再開していた。占領軍に与えられる前に自分たちの手で参政権を獲得したいという強い気持ちからであった⁶⁾。市川等は9月24日には、5項目からなる婦人参政権の要求書を作成し、日本政府とGHQに提出した。同委員会の要求に同意したのはGHQのみで、当時の国務大臣、近衛文麿は「婦人参政権は政治を保守的にする」として強く反対したとされる⁷⁾。しかし、東久邇内閣（総辞職）の次の幣原内閣は、10月10日の初閣議で婦人参政権を決定した。翌11日、マッカーサー司令部は、選挙権付与による日本婦人の解放を指示したとされるが、その勧告前に既に日本政府は閣議決定していた事を伝えたとされ、市川房枝自身もそのように主張している。

その後、戦前の官制婦人会の延長的要素を持つ「戦後婦人対策委員会」は時代の変化に対応できないとする市川の考えから、勤労女性や女子学生ら若い女性たちによる新しい時代の運動として11月3日に「新日本婦人同盟」⁸⁾を発足させた。政治の動きをいち早く捉え、すばやく行動する市川の政治感覚の鋭さが伺える。その綱領には「封建的諸拘束ならびに金銭的な支配から婦人を解放し、その能力の伸張を図ると共に婦人の経済的、社会的、法律的地位を高める事…」など女性の権利の拡大とともに、その参政権行使による民主平和国家を望む期待が強く感じられる。

(2) GHQの女性政策に影響を与えた女性スタッフ

連合軍司令部の女性政策については、特に、3人のアメリカ人女性に注目したい。憲法草案に関わったピアテ・シロタ (B.Sirota, Gordon)、占領時、日本の女性たちとの接触が最も多かったエセル・B・ウィード (Esther.B.Weed)、女子教育特別アドバイザーとして女子専門学校の大学昇格、男女共学などを推進したルル・ホームズ (Lulu H. Holmes) である。連合軍というよりアメリカ一国による占領時代、日本女性に新しい権利を与える政策が法改正のあらゆる段階に織りこまれた。特に1946年に公布された日本国憲法に明文化された平等に関する第14条及び第24条である。これらは、世界の他の憲法の規程においても非常に進歩的であったとされる⁹⁾。市川は1922年に渡米した折「ぜひ婦人運動をなさい。労働運動は男に任せておいたらいい。女のことは女でなければするものがない」とアリス・ポール (Alice . Paul) に勧められた。市川は1970年に渡米して86歳のアメリカの女性運動家、全米婦人党 (National Women's Party) のアリス・ポールに再会するが、「日本の憲法では第14条で全て国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的経済的または社会的関係において差別されない旨の規程が、昭和21年に、それもあなたの国のマッカーサー元帥の助言で規定されましたと言ったら、『なんだ、私達アメリカの婦人は24年遅れている...』とびっくりしていた」¹⁰⁾と思い出を綴っている。

憲法草案時、占領軍当局の21名 (4名が女性) が9つの小委員会に分かれ日本のために作成を担った。人権に関する小委員会は唯一の女性メンバーであるピアテ・シロタのほか2名により構成され、上層部からの政策というよりは、むしろこの委員らの作成作業により女性解放への憲法草案が練られた。当時22歳のピアテ・シロタは、音楽家の父の関係で日本で育ち、流暢な日本語を使う事が出来た。シロタはその成長過程において、高い教養と才能を身につけた多くの日本女性と知り合い、日本社会の現状、特に女性の地位の低さを認識していたのである。女性問題に特別の関心をいただいていたシロタの存在により進歩的な草案が提示されたが、当時、日本政府は女性の権利に関する全ての項を削除または変更しようとは必死の抵抗を試みたとされる。しかしながら、9ヶ月後、紆余曲折を経て女性の権利条項はほとん

どそのままの形で承認され、11月3日に日本国憲法として公布されたのである¹¹⁾。「終戦後わずか3、4年間のめざましいばかりの婦人の人権尊重、男女同権を含む憲法始め法律の政策改廃は、受け取る側の婦人自身もとまどうほどのものであった。これらは米国よりもはるかに進歩した内容であったことは確かである。」¹²⁾と市川自身も語っている。日本の女性指導者達がその作成過程において関与する事は全くなかったが、1946年4月の戦後初の総選挙で誕生した39名の女性議員、そして日本婦人有権者同盟(新日本婦人同盟改名)、婦人民主クラブなど多くの女性団体が、女性の権利保障に関してその支持を強めていった。

次に、GHQ陸軍中将、民間情報教育局(Civil Information&Education Section、略称CI&E)女性情報担当官エセル・ウィードは、1945年11月に来日し、その職務上、戦後日本の女性運動の始まりに多大な影響を与えた¹³⁾。マッカーサーから全面的信頼と権限を受けたウィードは、教育、労働、民法改正などあらゆる面で女性に関する政策の発言権を持っていたと言われる。特に、かつての新聞記者や団体広報活動の経験を生かして、女性の地位向上のための女性の再教育と民主化のための情報プログラムの作成や普及を行い、婦人団体を担当した。日本女性の政治、経済、社会的向上を援助するために情報提供を任務としたウィードは、女性問題全般についてのアドバイスを加藤シズエに求めた¹⁴⁾。産児制限運動や婦選運動に関わった加藤は、その著書がアメリカで発行された事もあり、日本の事情に詳しくないウィードの私設顧問としてアドバイスを行った。そして加藤シズエは、羽仁説子、宮本百合子、佐田稲子、赤松常子等と共に新しい婦人団体「婦人民主クラブ」を結成した。

日本についての知識が少なかったウィードは、女性の権利を強く主張している女性指導者を探し出そうとし、占領の初期にこのようにして集められた日本女性の集団は次第に数を増やしていった。日本で最初の女性弁護士、久米愛、婦人少年局長、そして後に津田塾大学学長になった藤田たきなどがこの中に含まれる。市川房枝、久布白落実などは何度も呼び出されたがあまり積極的ではなかったようである。市川はウィードの力量については、ある面批判的であった¹⁵⁾。ウィードは婦人問題に関して、GHQ内部、日本政府機関、婦人団体との連絡、また新聞、ラジオ、集会による地方向けの啓蒙活動の企画などを主な任務とした。『民主的婦人団体とは』と題する小冊子を書き全国に配布した。「ウィードのこのころの娘達」¹⁶⁾と呼ばれた6名の津田塾女子専門学校の卒業生は、「助手」としてというよりも水面下で政策顧問的役割を次第に持つようになり、日本語を知らないウィードと、日本の女性指導者を結びつけるという重要な役割をも担うようになった。占領終了後、彼女達の多くは、弁護士、ジャーナリスト、官僚として活躍した優秀な存在であった。

ルル・ホームズはGHQ女子教育特別アドバイザーとして来日しており、女子専門学校を大学へ昇格させ、男女共学を進め、同時に「大学婦人協会」設立にも協力するなど教育界への貢献は多大であった。GHQ内での任務には星野あいが協力をしたとある。大学婦人協会の初代会長に選出された藤田たきが述懐しているように、藤田らアメリカの大学卒業生が戦後新たに「国際大学婦人連盟」(International Federation of University Women)への復帰を願った時、敵国の日本人をメンバーとして受け入れる事を拒否され、新たに日本の「大学婦人協会」(Japanese Association of College Alumnae)を再編成した折に尽力したのはホームズであった¹⁷⁾。また、「日本の女性に、真の教育の機会を与えることこそ、私の使命」とGHQと文部省の間を駆けまわり、その必要性を説いたと記されている。「『あのばあが...』と役人達は彼女のうしろで、にくにくしげに叫んだものです」¹⁸⁾とある。ホームズの女性教育への熱意により、1948年、津田塾大学、東京女子大学、日本女子大学、聖心女子大学、同志社女子大学、神戸女学院大学、翌1949年には、御茶ノ水女子大学、奈良女子大学と8つの女子大学が生まれ、教育と言う側面からの女性の地位向上が行われる基盤となった¹⁹⁾。

(3) 非公式な女性政策同盟

GHQ内部の上層部というより、むしろ中、下級職のアメリカ女性の中の何名かが、職務上、または個人的な関心から、日本女性の権利向上を求める政策を支持し、占領下7年の間に非公式な組織「女性政策同盟」²⁰⁾を結成していった。占領者と非占領者が「女性」という立場を共通項として目的に向かうという図式が生まれていった。ウィード達のこのような動きは、当然上層部の政策決定者からの反発を招いたが、上層部に女性解放に関する細部にわたる具体的方策がなかった事も幸いして、屈することなく連携を強めていった。

ウィードは、戦前からの代表的な婦人団体を再建し、新しい活動を始める事を促進し、「日本基督教婦人矯風会」「日本基督教女子青年部」等が再開され、「日本婦人有権者同盟」も活発に活動した。GHQ教育課女子高等教育顧問、ルル・ホームズの指導のもとに「大学婦人協会」もこの時期に組織された。労働省「婦人少年局」設置問題に関しても、ウィードや他の米国側のメンバーは定期的に日本の女性指導者達と連絡を取り合い、実現へ向けて事を進めていった。昭和22年9月、労働省が設置されるとすぐに、アメリカにならって婦人少年局を設置させ、最初の局長として山川菊栄がGHQの推薦により就任した。設置後も、日本政府の婦人少年局廃止への圧力が続けられたが、米国側の「政策同盟」は総司令部の圧力を背景に抵抗を続け、日本側の「政策同盟」も反対を続けると共に、そのメンバーを中心として各婦人団体の組織の強化がなされ、それぞれが発展していった²¹⁾。ウィードは政策立案、実施にあたって、アメリカ女性史研究の草分けであるメアリー・ピアード(Marry R. Beard)に多くの助言を求め、その影響を受けたとされる²²⁾。

II . 国連NGO国内婦人委員会について

(1) 国連NGO国内婦人委員会の設立の経緯

1945年8月15日、ポツダム宣言受諾により15年にわたった戦争は終結した。敗戦の混乱の中、日本の婦人参政権獲得を願っていた女性運動家たちの動きは時流を捉え、非常に先進的であった。

1945年10月24日、国際連合が発足した。1947年、国連婦人の地位委員会第1回会合が開催され、現在までに57回の歳月を重ねている。国連の経済社会理事会の機能委員会の一つとして設置された婦人の地位委員会は、世界の婦人の地位を上げることを唯一の目的として設置された。この委員会が調査研究し、討議し、決定された事が、国連経済社会理事会に送られ、総会第3委員会、そして最後に国連総会本会議で決定され宣言となり、あるいは批准を必要とする条約となる。1950年5月、第4回国連婦人の地位委員会に初めて日本から労働省婦人少年局婦人課の富田(高橋)展子と弁護士の久米愛が非公式オブザーバーとして参加。1951年にも同省、田中寿美子他3名が非公式オブザーバーとして出席した。1952年から55年までは、同省、藤田たきが正式オブザーバーとして出席した²³⁾。国連加盟以前からのオブザーバー参加は、加盟後の委員国当選へと繋がっていった。

婦人の参政権に関する条約は、婦人の地位委員会が1951年以来長年にわたり準備し決定したものが、第7回国連総会の議決を経て可決されたものである。市川は婦人参政権条約が可決されるのを眼のあたりにし、その「国連総会傍聴記」が1953年1月の朝日新聞に掲載された。「1952年10月、ニューヨークの議場で開かれた国連総会の最終日に『婦人の政治的権利についての条約』が、第3委員会から回付され、2時間半の討論の末、賛成国46カ国、棄権11カ国(ソ連及び参政権を与えていない国)、反対なしの圧倒的多数で可決された。...中略...この第3委員会には米国のルーズベルト夫人を初め各国から17名の夫人が出席していた。...中略...国連総会において、婦人だけに関する条約が提案されたことは初めてであり、反対なしで通過したのも今の国連としては珍しい現象だと言われている」²⁴⁾と述べている。同条約は翌1953年10月の国連総会で国連機関及び国際労働機関(ILO)に加盟している国連未加盟国にも批准勧誘をする事が決定された。日本へも11月、ILOに加盟していたので外務大臣あての勧誘があったが、

ようやく1955年に加盟決定、4月、澤田国連大使がこの条約に署名した。そして当時ニューヨークにいた労働省婦人少年局長、藤田たきが立ち会った。6月、国会で婦人の参政権に関する条約が批准され、10月に発効した。藤田は自伝で「日本批准の時、私は労働省婦人少年局で、外務省の方が持って来られた批准書を拝見しましたが、この批准書の天皇の署名が、いくぶんふるえていたのが、なぜか今でも印象に残っています。」²⁵⁾と記している。

1956年12月、日本婦人有権者同盟、大学婦人協会、日本基督教女子青年部(YWCA)、日本基督教婦人矯風会、日本婦人平和協会の5婦人団体が日本の国連加盟に向け、政府代表団に女性代表を加えること、婦人の地位委員会に正式代表を出すことを重光外務大臣に要望した。同月、日本の国際連合加盟が第11回国連総会において可決、承認された。1957年5月、婦人の地位委員会で日本は国連加盟後初めての選挙で委員国にトップ当選。加盟以前からのオブザーバー派遣など積極的活動が評価されたのであった。最初の委員には労働省、谷野せつ婦人少年局長が任命された。谷野はそれ以後1963年まで6回代表を務めている。

1957年7月、日本婦人有権者同盟、大学婦人協会、日本基督教女子青年部、日本基督教矯風会、日本婦人平和協会、日本婦人法律家協会の6婦人団体が国連への女性協力を再度藤山外務大臣に要望した。「国連への婦人の協力についての要望書」として残された原文には、「私共六婦人団体は、私共が加盟している国際婦人団体が、何れも国際連合のNGOの参加団体として協力している関係上、常に国連に対し深い関心を払ってまいりました。従ってさきに国連への日本加盟の際にも、日本代表団の中に婦人代表を加える事等を重光外相並びに岸外相に対し陳情いたしました。その節岸外相は次の機会に考慮すると約束せられました。つきましてはさきの二点につきその実現を期せられたく御願いたします…」²⁶⁾とあり、日本代表団に婦人を加える事、また国連の事務局及び国連の日本代表部職員に必ず日本婦人を加える事を要望している。参議院議員市川房枝紹介とあり市川の自筆の署名と共に、日本有権者同盟・藤田たき、日本婦人法律化協会・久米愛、日本基督教協女子青年会・植村環、等の署名が残されている。

その後8月1日には、「国連NGO国内婦人委員会」が上記6団体と「日本汎太平洋東南アジア婦人協会」の7団体により結成された。9月、第12回国連総会に藤田たき(日本有権者同盟会長)が、初めて女性NGOからの政府代表代理として任命され、外務大臣藤山愛一郎とともに出席した。帰国後の挨拶で藤山は「外務省が予想した以上の成果を上げ、このため、今後の国連総会にも婦人をという空気を作った」と藤田を評価した²⁷⁾。藤田自身は始めて出席した時の驚き、またその後、婦人の地位委員会の議題が毎年ほとんど同じ問題が繰り返される事から推測される、婦人の地位向上のテンポの遅さなどを述べている²⁸⁾。その後、渡辺華子、緒方貞子、中村道子、伊東すみ子ら、NGOの女性たちが代表として活躍し今日に至る。

「国連NGO国内婦人委員会」加盟団体リスト(2003年8月現在)

(社)大学婦人協会 日本汎太平洋東南アジア婦人協会 日本女性法律家協会
日本婦人有権者同盟 日本キリスト教婦人矯風会 (社)日本看護協会
(財)日本キリスト教女子青年会(日本YMCA) (社)日本女医会
日本BPW連合会(日本有職婦人クラブ) 婦人国際平和自由連盟日本支部
個人会員

(2) 国連NGO国内婦人委員会の構成とリーダー

「国連NGO国内婦人委員会」(東京)の資料室には、発足当時の46年前の茶色に変色した手書きの団体名簿が保管されている。当初の7団体は大学婦人協会(本部イギリス)、日本婦人平和協会(スイス)、日本婦人法律家協会(アメリカ)、日本婦人有権者同盟(アメリカ)、日本基督教婦人矯風会(イギリス)、日本基督教女子青年会(スイス)で、後に汎太平洋東南アジア婦人協会(フィリピン)・日本委員会が

参加したとある。いずれも諸外国に本部がある国際女性NGOの日本支部として活動を再開したのであった。これらの団体が多くの婦人団体の中から組織化された理由、根底にあったもの、目標としたものは何だったのか。日本の民主化を促進しようとしたアメリカからの外圧、戦前、戦中の地域的な婦人会活動、愛国婦人会、国防婦人会、大日本連合婦人会等の組織らを徹底的に排除し、新しく民主的な女性組織を作り出していこうとする作戦がアメリカ側にあったことは事実である。そして日本政府の対外的に効果的な対策としての女性登用という時流をうまく捉えた女性たちの先見性がそこに明らかに見られる。これら7団体は政治的にはあくまで中立の立場を保つ女性NGOで、女性の地位向上という共通目的のために結集したと思われる。

新宿区四谷にある「大学婦人協会」の部屋の壁には一枚の白髪のアメリカ人女性の写真が飾られている。ルル・ホームズ博士である。ホームズは1949年、日本女子大学の土上たつと津田塾大学の藤田たきにアメリカの教育を視察し、アメリカ婦人有権者同盟の活動を研究し、婦人参政権運動を視察する機会を与えた²⁹。ホームズ自身は帰米後、ワシントン州立大学婦人協会支部長として講演活動を行い、日本女性のための奨学金の募集を行い、講演料もことごとくそのために寄付したとされる³⁰。大学婦人協会の設立時（1946年）よりの会報は、国際的視野に立った女性の地位向上、平和問題、そして国連総会出席後の藤田たき等の報告、国連とNGO関係者の座談会など多岐にわたる。1967年発行の第68号には再度日本を訪れた時のルル・ホームズの回顧録が原文で載せられており、1946年から1948年間の日本における女子高等教育の変遷が書かれていて興味深い。

「日本基督教女子青年部」(YWCA)の会長であった植村環はマッカーサーが外国へ旅行する事を許した最初の日本市民であったとホームズの文に書かれていたように、YWCAのような世界組織の日本支部も国際社会へ目を向け、キリスト教精神をもって戦後活動を再開した。戦時期までの30年近くYMCAで働いていたエマ・カフマン(Emma・R・Kaufman)も一年間の休暇を過ごしている時に、日本へ帰る事が出来なくなりカナダへ帰国せざるを得なくなった³¹。戦時中、国際団体は特に弾圧の対象とされ外国との絶縁を迫られたが、戦後は世界YMCAとの繋がりにより精神面・物質面において援助が行われた。YWCAは、進んで他の婦人団体と協力して社会的発言をするようになった。平和希求の為の声明書、売春禁止法制定促進などである。さらに、新しい民法と女性の地位に関する研究を全国レベルで始め、このような活動から、世界YWCAを通じて、国連の婦人の地位委員会に協力する事になった。「国連NGO国内婦人委員会」の設立に関しては、エマ・カフマンと市川房枝の提唱との記述があった³²。前述のように、市川房枝は、「日米知的文化交流委員会から文化使節の一人として渡米して欲しいとの依頼により訪米、その折1952年国連総会で婦人参政権条約が可決されるのを目の当たりに見た。」³³と記録されている。その経験が国連代表への女性登用要請、ならびに「国連NGO国内婦人委員会」設立運動への発端である可能性は高い。また、アメリカで教育を受け、語学も堪能であり、広い視野をもった藤田たきの存在も非常に大きい。以上のように、女性という共通の立場から、国籍をこえて多くの連帯が生まれ、またNGOとしても連携していった様子が伺える。

大学婦人協会とYWCAをはじめ7団体について見過ごしてはならないのは、いずれも本部レベルで国連経済社会理事会上に協議的地位を持つNGOであることである。大学婦人協会とYWCAはいずれも1947年にそれぞれ協議的地位を取得している。そして国連婦人の地位委員会や経済社会理事会上にオブザーバー資格で参加し、女性の地位向上に関する国際レベルでの政策の策定に直接、間接的にたずさわっている。したがって、その日本の支部は、一方で政府代表団に正式代表を送りつつ、他方、NGOとして本部を通して国連の会議に参加する機会を獲得し、世界の女性の地位の向上における最新の動向を知り、政府に働きかけを行ってきたのではないだろうか。この点については現在、調査中である。

おわりに

日本の女性解放、地位向上のために国連に着目し、その政策協定の当初の段階から参加することの意義を十分に認識していた「国連NGO国内婦人委員会」の活動は、時代をリードする、ある面で選ばれた女性エリート達の活動であったとも言えよう。現在のような市民運動としてのNGOと当時の活動の形態、組織のあり方も当然異なってくるが、女性NGO活動の問題点などを探ることにより、今後の女性NGO活動への指標を得られればと思う。

今後の研究計画としては婦選会館資料室にある「国連NGO国内婦人委員会」資料閲覧分析、7団体に關する個別資料追加と閲覧分析、実際に国連総会に参加した代表へのインタビュー、外交資料館での戦後資料の閲覧などを予定している。女性NGOと国連の関係性を調べるために、「国連NGO国内婦人委員会」結成7団体とその母体である国際女性NGOとの関係についても調べる事も必要であると思われる。

〔注〕

- 1) ジェシカ・マシューズ (Jessica T. Mathews)
「パワーシフト・グローバル市民社会の台頭」『中央公論』1997年3月号 369頁
- 2) 市川房枝 『私の婦人運動』 秋元書房 1972年 136頁
- 3) 坂本義和/R・E・ウォード編 『日本占領の研究』東京大学出版会 468頁
- 4) 田中寿美子 『女性解放の思想と行動 戦後編』 時事通信社 7頁
- 5) 市川房枝 『私の婦人運動』 秋元書房 1972年 120頁
- 6) 女性学研究会編 『講座・女性学』3 勁草書房 24頁
- 7) 田中寿美子 『女性解放の思想と行動 戦後編』 時事通信社 6頁
- 8) 『婦人参政権の市川房枝を継承する』日本婦人有権者同盟創立50周年記念事業 1996年 2頁~3頁
- 9) 坂本義和/R・E・ウォード編 前掲書 465頁
- 10) 市川房枝 前掲書 165頁
- 11) 坂本義和/R・E・ウォード編 前掲書 470頁~477頁
- 12) 市川房枝 前掲書 180頁
- 13) 上村千賀子 『占領政策と婦人教育』日本女子社会教育編 1991年4頁~14頁
- 14) 坂本義和/R・E・ウォード編 前掲書 487頁
- 15) 「歴史評論」編集部編 『近代日本女性史への証言』ドメス出版 83頁
- 16) 坂本義和/R・E・ウォード編 前掲書 487頁
- 17) 社)大学婦人協会編 『大学婦人協会50年史』大学婦人協会 1997年 70頁
- 18) 藤田たき 『わが道 こころの出会い』ドメス出版 1979年 102頁
- 19) 同上書 103頁
- 20) 坂本義和/R・E・ウォード編 前掲書 485頁
- 21) 同上書 493頁~494頁
- 22) 上村千賀子 前掲書 15頁~20頁
- 23) 『国連・女性・NGO』 国連NGO国内婦人委員会編 117頁から118頁
- 24) 児玉勝子 『戦後の市川房江』 新宿書房、86頁
- 25) 藤田 たき 『わが道 こころの出会い』133頁
- 26) 「国連への婦人の協力についての要望書」1957年7月25日 国連NGO国内婦人委員会所蔵
- 27) 『国連・女性・NGO』 国連NGO国内婦人委員会編、1997年、106頁

- 28) 藤田たき 前掲書、132頁
- 29) 藤田たき 前掲書、103頁
- 30) 同上書 103頁
- 31) 日本YWCA80年史 『水を風を光を』、日本YWCA、1987年、182頁
- 32) 同上書 400頁
- 33) 児玉勝子 『戦後の市川房江』、新宿書房、86頁

〔参考文献〕

- ・『国連・女性・NGO』 国連NGO国内婦人委員会編、1997年
- ・『資料集成 現代日本女性の主体形成2』ドメス出版、1996年
- ・馬橋憲男 『国連とNGO』有信堂、1999年
- ・藤田 たき 『わが道 こころの出会い』ドメス出版、1979年
- ・児玉勝子 『戦後の市川房江』 新宿書房
- ・田中寿美子 『女性解放の思想と行動 戦後編』 時事通信社、1975年
- ・武田清子 『婦人解放の道標 日本思想史にみるその系譜』ドメス出版、1985年
- ・坂本義和 / R・E・ウォード編 『日本占領の研究』東京大学出版会、1987年
- ・日本キリスト教婦人矯風会編 『日本キリスト教婦人矯風会百年史』ドメス出版、1986年
- ・日本YWCA80年史 『水を風を光を』 日本YWCA、1987年
- ・(社)大学婦人協会編 『大学婦人協会50年史』大学婦人協会、1996年
- ・「歴史評論」編集部編 『近代日本女性史への証言』ドメス出版、1980年

〔資料〕

- ・「婦人界展望」 第一号～ 市川房枝発行
- ・大学婦人協会会報 第一号～ 大学婦人協会発行
- ・YWCA会報 第一号～ 日本キリスト教女子青年部発行
- ・大学婦人協会東京支部 『ともしび』第35回記念特集号、1992年3月号
- ・上村千賀子 『占領政策と婦人教育』(財)日本女子社会教育、1991年
- ・『国際連合と婦人の地位』 国際連合東京広報センター、1962年
- ・ジェシカ・マッシュューズ「パワーシフト・グローバル市民社会の台頭」 『中央公論』1997年3月号

グローバル化と日本の中小企業

ミクロ的視点の導入

堀 場 幸 子

書評文献 関満博 『現場発ニッポン空洞化を超えて』 日本経済新聞社 2003年

I はじめに

ここ数年、グローバル化という単語をよく目にするようになった。しかし、この単語の意味を簡単に捉えることは難しい。なぜなら、現代社会が広範囲にわたって複雑化し、人々の目に見える範囲を超えているからである。広範囲にわたる人々の移動、文化交流が盛んになり、相互依存が強まるのがグローバル化だというならば、それは現代社会だけの特別な現象ではない。歴史を紐解いていけば、このような現象は数多く見られる。ゲルマン民族の大移動にしても、モンゴル帝国の大陸征服にしても、広範囲にわたる人々の移動であり、文化交流である。また、近年の日本研究においても「越境」を主題とする研究が目立っている。中世史の領域から出された「海民」史として「日本」史を読み直す動きなどは、日本中世において自由に海を渡り歩く人々の姿を再発見する作業である¹⁾。

しかし、現代社会におけるグローバル化の現象は、この歴史的な人々の動きとは異なったものである。現在語られているグローバル化の起源は、産業革命以降の近代化による科学技術の進歩と、それに付随する合理化が進行していく過程に見ることができる。また、国民国家という枠組みがその前提になっていることも忘れてはならない。国民国家が国家目標をたて、集団アイデンティティとしてナショナリズムを内面化させるという総力戦体制²⁾が全世界的に広がり、国家を単位とする世界が形成された。現在進行しているグローバル化は、国民国家体制が持つ絶対的で排他的な主権の一部を侵食していく過程ではあるが、それは国家主権や国境の喪失を意味するものでもない。総力戦体制下の国民国家体制とは異なる、グローバル化された国家体制への変容過程と見るべきである。つまり、グローバル化は国境をソフト化させ、従来の国家のあり方を変えるという側面を持つ。また、グローバル化が進行している先進国では従来の国民国家体制の基本であった福祉も危機に瀕している。福祉国家の限界と新自由主義の台頭は表裏一体であり、現在進行しているグローバル化は明らかに新自由主義的な色合いを帯びている。新自由主義的グローバル化は、ヘゲモニーを定着させるのに役立つ。グローバル化や地域統合は一見水平的で平等なものに見えるかもしれない。しかし、そこには何重もの格差構造を含んでいる。それは、ある国民国家が国境内に抱え込んでいた格差構造を海外移管していく過程と見るることができる。

このような格差構造は、マクロ的視点では切り捨てられ、議論されることが少ない。そこでこの書評論文では新自由主義的グローバル化のマクロ的視点では切り捨てられているミクロ的な問題点の一つである中小企業³⁾に焦点を当てていく。

関満博は、30年間にわたり地域産業の「現場」に足を運び続けている学者である。かつては東京都商工指導所で中小企業の経営指導員として、墨田区の産業振興をサポートした実績を持つ。「フィールドの知」⁴⁾が21世紀型の学問であるならば、まさにそれを実践している人物である。今までの学問は、体系化、理論化、一般化を目指したものであるが、そのような上からの公式は実社会において適用されない場合が多い。特に中小企業という無数の企業体に対する研究は例外の方が多い。既成の経済学や経営学は主に大企業を分析したものであり、それが「ジャパナイゼーション (Japanization)」⁵⁾として理解されてきた。その際に下請構造として中小企業が取り上げられる機会があったが、あくまでも

大企業側からの視点であり、中小企業を具体的に研究した事例は少なく、まして「現場」に密着した研究というものはごく稀な存在である。その意味において関満博の研究は大きな意義を持っている。

『現場発ニッポン空洞化を超えて』は1997年に刊行された『空洞化を超えて』を加筆・修正したものである。この間に世界情勢は大きく変化し、特に中国は著しく躍進した。したがってこの改訂版では内容的に大きく変更されている。構成は次のようになっている。

- プロローグ 空洞化の連立方程式を解く
- 第一章 産業の空洞化 何が問題なのか
- 第二章 技術基盤が失われている
- 第三章 モノづくり現場からの視点
- 第四章 地域の空洞化 技術の空洞化
- 第五章 加速する東アジア進出と技術移転
- 第六章 アジア経済の自立にどうかかわるか
- エピローグ 空洞化は超えられたか

現在、日本経済はバブル崩壊後の平成不況から脱出できずにいる。特に中小企業の置かれている環境は厳しいものになってきている。2001年度においては中小製造業の生産が一年間で約10%減少し、倒産件数も約18,800件と戦後3番目の水準となっている⁶⁾。また、地域別の状況を見ると日本社会が抱えている問題点を垣間見ることができる。地域別完全失業率をみると、全国的にも上昇傾向にはあるが、その中でも特に近畿地方、九州・沖縄地方、四国、北海道で高い水準にある⁷⁾。さらに、倒産件数を総企業数で割った「倒産発生率」でも、近畿、東北、九州等で高い水準を示している⁸⁾。この結果は、今まで地方圏が頭脳部分を持たない「生産の現場」としての役割を担っていたため、近年アジア諸国との直接的な競争の場に立たされている⁹⁾ことを物語っている。

内閣府が発行している『年次経済財政報告』(平成14年度版)では、日本は労働生産性の伸びが高い財のグループである「優位財」(=「知識・技術の集約財」)において輸出を拡大し、伸びの低い財のグループである「劣位財」を輸入するという「比較優位」の考え方に即して進められている¹⁰⁾。それは、「優位財」は国内に残し、「劣位財」を海外移管することを意味する。「劣位財」の海外移管の目的は安価な労働力であり、「優位財」の移管を行わないことで日本の優位を維持しようとする動きである。これは格差を固定化し、ヘゲモニーの維持を前提とした考え方である。日本主導型統合の枠組みの一部として、日本産業の多くはASEAN諸国や中国に拠点を置き、日本を基盤にした事業計画の組織調整をおこなっている¹¹⁾。現在進められている経済統合の多くは、グローバル化における集権化を促進している。そして、地域格差を維持、拡大していく傾向があるといえる。

本書では、マクロ的な空洞化論の例として1994年版『経済白書』を分析し、その限界を論じている¹²⁾。ここでは空洞化には三つの側面があるとしている。第一の側面とは、国内品と輸入品との競合が激しくなり、国内品が競争力を失ってしまうような場合、国内生産が輸入に代替されるという「企業と国内市場の関連」である。第二の側面とは、海外市場において輸出が採算に合わなくなったり、現地生産のほうが有利になったりすると、企業は生産基地を海外に移転したり、現地生産を拡大することになり、この場合、輸出のための国内生産が海外生産に代替されることになるという「企業と海外市場の関連」である。第三の側面としては、国内生産が輸入・海外生産に代替され、製造業の国内生産基盤が縮小すると、生産性の低い非製造業のウエイトが高くなる(つまり、結果として経済のサービス化が進むことになる)という「製造業と非製造業との関連」である。そして、これらの三つの側面が国内経済(雇用・実質賃金・生産性等)に悪影響を与えることが空洞化問題であるとしている。すなわち、「現象としての空洞化の発生」と「日本経済に悪影響を及ぼす」かどうかは明確に区別する必要性があるという立場にたつ。

また、同『経済白書』では空洞化が発生した場合、「短期」と「長期」に分けて見るという独自の分析をおこなっている。短期的に見れば、製造業の生産拠点の海外移転によって、国内生産は減少し、国内の投資機会・雇用機会が失われることになり、輸入や海外投資の増加に対応するための調整は痛みを伴う場合もあるが、長期的にみれば、製造業の生産拠点のアジア諸国への移行は、動態的水平分業を通じたアジア諸国との雁行形態的重層構造¹³⁾の高度化という趨勢的な流れをさらに推し進め、それがアジア諸国との長期的な相互依存を深めることになり、日本を含めたアジア地域のダイナミックな発展を促進させる、という解釈である。しかし、このマクロ的議論では具体的な問題点は見えてこない。

それは、短期の調整に伴う痛みに関する問題である。この痛みとして具体的に二つの現象が考えられる。一つ目は有力企業の国内工場の縮小・閉鎖・人員削減であり、特に人員削減では中高年層が対象にされる、という現象である。二つ目は下請中小企業の切捨てである。同『経済白書』では、切り捨てられた中小企業や中高年の人々を高付加価値産業へ移行していくことが産業を高度化させると見ている。しかし、実態としてそれが可能かどうかという具体的な解決策は論じられていない。そもそも高付加価値産業とは、先行者利潤を得られるものであるが、グローバル化が進展している現在、その追い上げ速度は年々加速化している。後発国の猛スピードの追い上げよりも速いスピードで常に新しい産業を生み出すことが可能であろうか。このような「産業社会」においては、切り捨てられた人々が、個々がもつ技術を応用してより高い産業に組み込まれていくことよりも、底辺へ押し込まれていく可能性の方がはるかに高い。そして、短期調整に伴う痛みは日本全体の課題であると同時に、「人の姿のみえる地域」¹⁴⁾として扱われなければならない。結局のところ痛みをうける人々の直接的な痛みを感じるには国家単位では困難である。地域を一つの必要な媒介項として、マクロとミクロの議論を交差させることによってより具体性を帯びてくる¹⁵⁾。日本の産業の地域的配置は複雑であり、空洞化議論にもかなりの温度差があることを認識しなければならない。

空洞化論と日本の中小企業

グローバル化の影響のひとつとして日本産業の空洞化が指摘される。本書では、多様な空洞化論の議論として次の三つを挙げている。第一に日本企業の海外移転に伴い、大幅な雇用調整が進むといった量的なもの、第二に成熟化した日本ではサービス経済化が進み、これまでの日本を支えた製造業の衰微に関する質的なもの、そして第三に人々の心に忍び寄る数値に表せない、隠れた空洞化論である。ここでは第三の空洞化論を、これまでの日本産業の発展の歩みに伴う「疲れ」と表現し、過去より現在、そして未来が豊かになるという幻想に疑いを抱かなかった私たちは「豊かさ」を少しも感じられない現実に「怒り」を通り越して「諦め」感じている¹⁶⁾としている。産業空洞化の要因としては、国内的要因と対外的要因を挙げている。国内的要因とは、80年代以降製造業の現場に若者が入らないといった後継者問題である。それは、日本の近代工業化が「成熟段階」に踏み込んだことに起因している。そして、対外的要因として日本企業のアジア進出の転換が挙げられている。日本企業がアジア進出するのは、安価な労働力を求めているからであり、低付加価値産業をアジア諸国へ移転し高付加価値産業を日本国内で行うことを目的としている。しかし、著者はこうしたあり方に二つの疑問を出している。第一に、産業には「人」が伴うものであり、高付加価値産業への構造転換に対応できる人材は限られているため、低付加価値産業を海外移転した場合、その職業に従事していた人間が高付加価値化することは困難であるという点である。第二に、格差を固定化するような考え方がアジア諸国の側から受け入れられなくなってきたという点である。アメリカやEU諸国が「技術トランスファー」を積極的に行っているのに対し、日本は消極的であるという批判がアジア諸国から挙がっている。つまり、「空洞化」議論は生産力の海外移管に伴う雇用の問題から出発したが、それとほぼ同時に発生し

た「国内的要因」(後継者問題等)によって質的な色合いを強め、さらにアジア諸国の経済発展のプロセスとして「技術トランスファー」が課題にされたことにより事態を一層複雑にしている¹⁷⁾。

また、国内の「空洞化」の現場へ目を移してみると、極めて「地域」的な性格が強いことがわかる。マクロ的議論では、国の産業基盤をどのように考えていくかという具体的な視点が欠けていると指摘されている。空洞化の問題は、産業の空洞化というより「(職人)技術の空洞化」(括弧内掘場以下同様)と捉えた方が分かりやすい。大量生産体制では不必要とされ切り捨てられた技術が消えていき、またはコンピュータ技術の発展により、加工機械が飛躍的に良くなり加工技術の平準化が進められるとともに人の手で作られていたものが機械化するといった「(職人)技術の空洞化」は、基盤技術を失うということに直結している。「人手のかかるものこそ日本で」といった期待は、量産技術に向けた技術発展そのものに内在する部分と、技術者の高齢化、後継者問題などの人的要因から難しくなってきた。

製造業の大半は近代工業技術を前提としており、単純労働ではアジア諸国との競争に勝てない。そこで自前の技術基盤を形成し、自立的な産業発展パターンの内面化が求められている。従来のような技術の外部依存ではなく、技術の地域化が不可欠であり、今後の日本では豊かな地域を形成する前提として活力のある地域産業の振興が課題である。本書では、空洞化の問題の重点を「(職人)技術の空洞化」と「地域の空洞化」に置き、日本産業の将来とアジア諸国地域の産業の将来を見通し、さらに技術を媒介にする「人の姿のみえる」レベルの地域のあり方にまで踏み込んでいくことを目標としている¹⁸⁾。

このような「(職人)技術の空洞化」や「地域の空洞化」の問題点とは、効率主義を前提に技術集積を京浜工業地帯など大都市圏に形成し、その他の地方圏は頭脳部分を持たない「生産の現場」としての役割を担わされてきたことである。すなわち、多くの地域圏では、近代的な工場が形成されていたにしても、実際には技術が「地域化」していなかったことを意味する。このような国内的格差の二重構造にアジア諸国が加わり、頭脳部分を持たない地方圏はアジア諸国との直接的な競争の場に立たされている。他方、大都市圏での工業集積は「基礎技術」の部門で若者が集まらないこともあり、従来の機能を担えなくなりつつある。したがって、「空洞化」の議論は単に市場のメカニズムだけに任せるのではなく、「地域」を意識しながら、日本産業の基礎となる技術集積をどのようにしていくかという議論と、アジア諸国との新たな関係を模索する「東アジアネットワーク形成」にどう寄与していくのかという議論を深く交差させながら新たな時代を構想すべきである¹⁹⁾としている。

Ⅲ 中国と日本の中小企業

一方、東アジア特に中国の生産の現場に目を移してみると、産業構造調整の真っ只中ではあるものの、「技術集積」の充実への意欲が確実に高まり、東アジアの範囲での技術をめぐる相互関係の密接化が進んでいる。中国は1992年春の鄧小平の「南巡講話」以降の投資環境の整備により、日本企業の進出が本格化した。しかし、その多くは日本の地方圏に展開していた労働集約的な「低価格量産」部門であり、国際競争力を維持していくためにあくまでも「安くて豊富な労働力」を求めてのものであった。そのため進出地域も「輸出組立基地」にふさわしい港湾地域に集中していった。その結果、港湾地域は飛躍的に発展し内陸との格差を拡大させている。沿岸部では消費ブームを経験することにより、中国社会、そして人々の考え方が大きく変化した。今まで品質の高い物を見たこともなかった人々の生活の中に、高付加価値商品が入ることによって、より高い品質を見る目が養われた²⁰⁾。このことは製品の品質向上に対する意欲を駆り立て、それを生み出していく原動力になっている。

そして、中国は次の消費ブームのターゲットとされるような商品を生産している日本企業を誘致していった。日本企業側にとっても、落ち込む国内消費や円高の影響により欧米市場への輸出も停滞し

ている状況での中国の誘致は救世主的な存在であった。国内市場を提供する中国側は二つの条件を提示している。一つ目は、世界の一流ブランドであることである。二つ目に「メイド・イン・チャイナ」であることである。これは、部品を含むすべてが中国製でなければならないということである。つまり、この二つの条件を満たすためには、現地メーカーを探るか、生産拠点を根こそぎ中国へ移管させる以外にない。自社の高級ブランドのネームをつけるには、それ相応のレベルが要求されるため、日本の技術はハイスピードで中国へ移動していくことになる。こうした背景の中、1994年ごろから素材メーカーや二次加工メーカーの中国進出が目立ってきた。これらのメーカーは中小企業である場合が多く、それは関連企業の進出を促進していく。つまり、これは日本の生産システムがトータルで中国へ移管されつつことを示している。

本書ではこのような中国をはじめとする各国の近代工業化、経済発展への「熱意」に応え、自立的な産業構造、技術構造形成への「思い」に積極的に協力し、少なくとも東アジア諸国地域の範囲で新たな相互関係を形成していくことが不可欠である²¹⁾としている。そして「地域産業の空洞化」に悩む全国の各地域が自立的発展を意識し、小規模分散型の技術集積を模索しながら、地方から全国、そしてアジアに広がる濃密なネットワークを構想していくことが必要である²²⁾とまとめている。

Ⅳ 革靴製造業を事例とする疑問点

『年次経済財政報告』において「劣位財」と位置づけられた産業の中に革靴製造業がある。靴業界では、特惠受益国（LDC諸国）からの低価格品とヨーロッパからのスーパーブランド品の輸入が毎年増加傾向にあり²³⁾、関税割当制（TQ）の維持・継続に対する外圧などのによって、すでに市場開放に近い状態である。完成品での輸入のみならず、半製品や材料の輸入を計算に入れると、100%日本製の靴のほうが多い存在となってきた。

革靴製造は数多くの部品から成り立っている。甲革、裏革、ヒール、本底、中底、カウンター（芯）シャンク、は基本的な部品であり、それに美錠がついたり押し縁がついたりする場合もある。その素材は、天然皮革、人工皮革、ウレタン、プラスチック、鉄、ニッケルなどが挙げられる。また、それらの部品を糸やのりで着けている。それ以外にも、靴箱、型崩れ防止用の「あんこ」と呼ばれる、丸めた紙もしくはプラスチック製の袋、靴を包む紙などの梱包用品も必要になってくる。したがって、ひとつの企業内でフルセット生産している企業というのはなく、そのほとんどが外注に依存している。そして、外注は材料のみならずその加工分野でも細分化されている。裁断屋、製甲屋、本底・中底加工屋など専門的に行う業者がある。このような靴関連企業の41%が東京に集中し、なかでも台東区には東京の44%が集積している²⁴⁾。また、靴はファッションの一部であり、アパレル業界とも関係が深い。アパレル関連企業のほとんどが東京に集中している。東京は流行の発信地であり、日本の流行は東京で作られ、それを支える産業集積条件もほぼそろっているといえる。しかし、地方圏に位置する企業はその条件を満たすことはできない。地方圏にある革靴製造業者は、下請け的な存在もしくは「安物屋」から抜け出すことが難しい。そこにASEAN諸国や中国からの安価な商品が流入してくると、それに太刀打ちできない。つまり、革靴産業もまた地方圏の企業ほど倒産に危機に立たされやすいという構造を内包しているといえる。また、関西地区の皮革産業の歴史は古く、今から「優位財」の産業への移行というのは簡単ではない。機械関係の産業なら可能かもしれない。新しい技術革新がありうるかもしれない。しかし、革靴製造業をはじめとする皮革産業はここから急進的に発展するとは考えにくい。マクロ的議論ではそこが見えにくくなっているということが指摘できる。

本書では、「空洞化の時代」とは、私たちの創造性を必要とする時代であり、この刺激的なテーマを受けて、「アジアの時代」「地域の時代」にエネルギーを蓄えて踏み込んでいかなければならない²⁵⁾としている。しかし、それは最先端の科学技術の分野に限られたことであり、「劣位財」に位置する産業

では非常に難しい。成熟した産業や手作業を必要とする産業において「発展」を求めることはできない。そこには科学技術が常に発展するという過信を含んでいる。産学連帯は日本の21世紀の最大課題²⁶⁾であり、本書での具体例のような岩手大学と北上のような成功例もあり、今後産学がコミットしていく場合は増えていくだろう。しかし、そこにも限界があるといわざるを得ない。現在考えられている産学連帯は主に大企業と有名大学によるものであり、エリート化を促進する。つまり、エリート学校出身者のみが、「頭脳」としての仕事を得ることになる²⁷⁾。また、少子化が進み、大学自体が存在危機に立たされている現在、もっと根本的な解決策が必要とされているのではないだろうか。

「新自由主義的」リーダーが着手した経済改革は国民経済の大宗を占める中小企業の活躍の場を広げようというものであった²⁸⁾と考えるのは状況を楽観視しすぎている。多くの研究はマクロ的な視点でグローバル化を捉えている。ミクロ的なものでも「優位財」の領域では蓄積されている。しかし、「劣位財」に位置し、東アジアとの競争に直接的に立たされている、「痛み」を直に受けている人々に関する研究となるとその数は決して多くはない。「劣位財」産業は日本国内からなくなっても、「東アジアのネットワーク」が構築されれば、我々の生活にはなんら影響がないとも考えられる。しかし、その産業に従事している人々の生活や思いはどうなるのだろうか。ひとつの商品の製造工程を知らない人間が「頭脳」としての働きをこなすことが可能だろうか。そもそも「頭脳」と「手足」を分けることは可能なのだろうか。このような考え方自体が大量生産体制的なものである。クラフト的生産体制²⁹⁾においては、熟練工が「頭脳」であり「手足」であった。新しい発明は、その商品について熟知している人々によって生み出されてきた。

また、組織が大きくなればなるほどその「現場」に触れることが難しい。空前のヒットを飛ばしたある警察映画の主人公の「事件は会議室で起きているんじゃない！現場で起きているんだ！」という名台詞は、実に奥が深いといえる。これはどの業界にも言えることである。ある組織が大きくなればなるほど、合理的に、客観的になり、人間性や主観性が排除されていく。それが極端に進行していくと、末端のことなど目に入らなくなってしまう。その意味において、本書で言われている「人の姿のみえる範囲での地域」という考え方は非常に重要である。そもそも社会とは人がいてはじめて成り立っていることを忘れてはならない。お客の顔が見えない「少品種大量生産」の時代は終わり、人々の多様なニーズに対し敏感に反応していく「多品種小量生産」に、いかに取り組んでいくかという時代に来ている。それに対応していくには、近代的な技術では限界がある。近代的な機械は同じものを大量に作ることに適しているが、たくさんの種類のもの少しだけ作ることに適さない。近代的な工場はあまりにも巨大化し過ぎたと同時に、その巨大さゆえに「頭脳」と「手足」を分断させ、新しい何かを生み出す力を失わせた。今日隣人たちとは何の関係ももたずに存在している大量生産の企業が、独立の組織を成すのではなく、特定のコミュニティと深い関係をもつ製造業が成立することで、「人の姿」が見えてくるのではないだろうか。

これからの日本の産業を考えていくうえで、大量生産体制からクラフト的生産体制への移行という議論は注目に値する。特にイタリアのアパレル産業の中業企業ネットワークはクラフト的生産システムの具体的成功例として示唆的である。革靴製造業にとっても、将来を見据えるためには参考になる事例である。このような事例研究を通して、グローバル化の一側面をミクロ的に捉えることが可能になるのではないだろうか。

〔注〕

- 1)「海民」に関しては網野善彦らの研究を参照されたい。網野善彦『日本の歴史を読み直す』（筑摩書房 1991）は入門書として分かりやすい文献である。網野善彦らが先駆的な研究者であるが、

最近ではあらゆる角度から研究が進んでいる。

- 2) 総力戦体制に関しては、山之内靖らの研究を参照されたい。山之内靖他編『総力戦と現代化』(柏書房 2000)、『総力戦体制からグローバル化へ』(平凡社 2003)などが示唆的で分かりやすい研究である。
- 3) 中小企業とは常用雇用者が300人以下(卸売業、サービス業については100人以下、小売業については50人以下)又は、資本金3億円以下(卸売業については1億円以下、小売、サービス業については5000万円以下)の会社及び個人事業者とする。/中小企業庁『中小企業白書2002年版』凡例
- 4) 山之内靖らがフェリス女学院大学国際交流研究科を設立するにあたって目標とした、「フィールドの知」とは、日常生活に基礎をおき、身体的経験を重視するものである。日常生活の場からの問題提起は、既存の社会科学がたどってきた「発展」の限界を示している。(原稿 「「体系の知」と「フィールドの知」の交流に向けて 大学院国際交流研究科の課題と問題点」参照)
- 5) ロビン・コーエン、ポール・ケネディ著/山之内靖監訳 『グローバル・ソシオロジーⅠ』(平凡社 2003) p.98 100 およびBox4.3に詳しい議論が展開されている。1980年代に展開されたトヨタなど日本の巨大企業の組織文化などを意識的に模倣しようとするもの。
- 6) 中小企業庁 『中小企業白書 2002年版』 2002 p.3
- 7) 中小企業庁 前掲 p.26
- 8) 中小企業庁 前掲 p.26
- 9) 関満博 『現場発ニッポン空洞化を超えて』 2003 日本経済新聞社
- 10) 年次経済財政報告 <http://www5.cao.go.jp/jj/wp/wp-je02-00301.html>
- 11) James H. Mittelman : “ THE GLOBALIZATION SYNDROME ” : Princeton University Press 2000 p.127
- 12) 関満博 前掲p.22 ~ 34
- 13) 赤松要が1935年に打ち出した雁行形態論は、一つの後発国における特定の近代産業の発展過程を記述するものである。まず、先進国からの輸入によって新しい産業に対する需要が拡大し、内需の拡大は民族資本による投資を誘発して国内生産がはじまり、生産が発展すると輸出も始まる、というように後発国における近代産業は輸入 生産 輸出という発展段階をたどると赤松は論じている。ただし、赤松は1962年の論文で雁行形態論を精緻化すると同時に、その派生系として二つのタイプの雁行形態に言及している。第一に後発国において、まず粗放的な工業製品の輸入からスタートし、粗放的製品が国内で生産されるようになると、粗放的製品の輸入は減少して精緻な製品の輸入が増え、続いてより精緻な製品も国内で生産されるようになる、という粗放的製品から精緻な製品への雁行形態の発展である。第二に、先進国は技術革新によってより高度な製品の生産へと移行する一方、後発国も先進国を追いかけて工業を発展させるという世界経済の雁行形態の発展である。後に、小島清が先進国において労賃の上昇によって比較劣位化した産業が直接投資により後発国に順次移転していくという「日本型直接投資」論を雁行形態論に加えたのがおそらく今言われる雁行形態論の原型である。しかし、その後広まった雁行形態論は、なぜかアジア諸国が日本を先頭に整然と隊列を組んで発展していくというものになってしまっており、これに対して小島は「雁行形態論の真意をいささかも解していない」と批判している。(赤松要『経済新秩序の形成原理』(理想社 1945)、赤松要『世界経済論』(国元書房 1965)、小島清『続・太平洋経済圏の生成』(文真堂 1990)など参照)
- 14) 関満博 前掲 p.144 「地域」とは、ほぼ市町村から、ややそれより広い空間をイメージしており、一定の社会・政治・経済・文化的な共通性を意識できる広がり指している。
- 15) 関満博 前掲 p.41
- 16) 関満博 前掲 p.12

- 17) 関満博 前掲 p.16
- 18) 関満博 前掲 p.48
- 19) 関満博 前掲 p.19
- 20) 関満博 前掲 p.213 ~ 215
- 21) 関満博 前掲 p.230
- 22) 日本関税協会 『日本貿易月報』 2002
- 23) 関満博 前掲 p.230
- 24) 東京都立皮革技術センター台東支所 『図で見る皮革統計 2002年』 p.23・26
- 25) 関満博 前掲 p.297
- 26) 関満博 前掲 p.282 ~ 283
- 27) エリートに対して肯定的に論じている著書として代表的なものにロバート・B・ライシュ著/中谷巖訳 『THE WORK OF NATIONS 21世紀資本主義のイメージ』(ダイヤモンド社 1993) が挙げられる。この本の中では、エリートを「シンボリック・アナリスト」と呼び、「シンボル分析的サービス」に従事する広範囲にわたる専門者の集まりとしている。(p.244 ~ 247) これに対し、エリートを否定的にその限界を論じているものに、クリストファー・ラッシュ著/森下伸也訳 『エリートの反逆』(新曜社 1999) がある。エリート化の問題点については、ラッシュの著書を参照されたい。
- 28) 中小企業庁 前掲 p.46
- 29) マイケル・J・ピオリ, チャールズ・F・セーブル著/山之内靖ら訳 『第二の産業分水嶺』(筑摩書房 1995) によると、クラフト的生産体制 (craft production) とは、熟練工がさまざまな用途を満たす精妙な機械を使って、巨大であると同時に絶え間なく変化する市場の需要に応え、多種多様な製品を作り出す生産体制であり、特定のコミュニティと深い関係を持つ製造業の企業群が協調性を保ちつつ新しい製品の開発や革新をしていく事をさす。(p.6 ~ 7を参照) 『第二の産業分水嶺』では、大量生産体制に対比させてクラフト的生産体制が取り上げられている。

〔参考文献〕

邦文文献

- ・ 関満博 『現場発ニッポン空洞化を超えて』 日本経済新聞社 2003
- ・ 中小企業庁 『中小企業白書 2002年版』 2002
- ・ 日本関税協会 『日本貿易月報』 2002
- ・ 東京都立皮革技術センター台東支所 『図で見る皮革統計 2002年』 2003

欧文邦訳文献

- ・ ロビン・コーエン、ポール・ケネディ著/山之内靖監訳 『グローバル・ソシオロジー I』 平凡社 2003
- ・ マイケル・J・ピオリ, チャールズ・F・セーブル著/山之内靖ら訳 『第二の産業分水嶺』 筑摩書房 1995
- ・ ロバート・B・ライシュ著/中谷巖訳 『THE WORK OF NATIONS 21世紀資本主義のイメージ』 ダイヤモンド社 1993
- ・ クリストファー・ラッシュ著/森下伸也訳 『エリートの反逆』 新曜社 1999

欧文文献

- James H. Mittelman , “ THE GLOBALIZATION SYNDROME ” , Princeton University Press 2000

Webサイト

- **年次経済財政報告** 0<http://www5.cao.go.jp/j-j/wp/wp-je02-00301.html>

グローバル 第3号

2003年12月15日 発行

発行者 高村 直助

発行所 横浜市泉区緑園4-5-3
フェリス女学院大学大学院
国際交流研究科
電話 045-812-8283

印刷所 (株)エイコープリント
電話 045-252-2711

Contents

Part 1	Discussions	
	The Graduate School Education as the Place for A Lifelong Education	1
Part 2	Summaries of the Master's Thesis	
	“ In Search of the Sustainable Labor: A Thought on the Work-Sharing. ” Hiromi Kinoshita	19
	“ International Exchanges as Peace Studies: Implications and Tasks for the Internationalization of the Local Governance in the Age of Globalization. ” Naori Hayashi	22
	“ A Peace Research Perspective on the De-Development Communication: Towards a New Community Construction in the Philippines. ” Akira Hirai	26
	“ The Heavy Industry Constructions in Chungking during the Sino-Japanese War: The Beginnings of Shaping the Heavy Industry City. ” Yukiko Mochizuki.....	30
	“ Japan's Nitrogen Factory in Konan before and after the Japanese Defeat. ” Izumi Yasuma	33
	“ The Scottish Immigrants in Australia: The Australian National Identity Formation. ” Tomohiro Yamaguchi	36
	“ A Study on the Countermeasures to the Dioxin-contaminated Breast Milk: Assessing the Awareness of the 20 to 30 Year Old Females on the Infant Nurturing. ” Mami Yamamoto	39
	“ <i>Telenovela</i> and the Argentine Society: On the Relationship between the Social Backgrounds and Fictions as Seen in the Change of Argentine's <i>Telenovela</i> in the 1990s. ” Kyoko Watanabe	42
Part 3	Reviews and Research Notes	
	“ Understanding the Hedge School: A Study on the Irish Popular Education. ” Rieko Ishigaki	45
	“ Consumerism as a Cultural Ideology. ” Ryouko Ichihashi	55
	“ Violence to Women: Thinking about the Eradication of Violence based on the Characteristics of Assaulters. ” Hitomi Iwasaki	63
	“ Women NGO's Activities for the Advancement of the Status of Japanese Women and the United Nations before and after Japan's Membership. ” Haruko Umemoto	82
	“ Globalization and the Japanese Small and Medium Sized Enterprises: A Micro-Analysis. ” Sachiko Horiba	91